

第 5 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（11月22日）（金曜日）

開 会	8
開 議	8
日程第 1 会議録署名議員の指名	8
日程第 2 会期決定の件	8
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	8
日程第 4 行政報告（市長報告）	8
永山市長報告	8
日程第 5 諮問第 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて ...	9
永山市長提案理由説明	9
日程第 6 議案第 69 号 財産の無償貸付について	10
永山市長提案理由説明	10
田口産業建設部長兼建設課長	10
日程第 7 議案第 70 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 同組合規約の変更について	11
永山市長提案理由説明	11
上総務企画部長兼総務課長	11
日程第 8 議案第 71 号 南薩地区衛生管理組合規約の変更について	12
永山市長提案理由説明	12
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	12
日程第 9 議案第 72 号 字の区域の変更について	13
永山市長提案理由説明	13
田口産業建設部長兼建設課長	13
日程第 10 議案第 73 号 日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係 る指定管理者の指定について	14
日程第 11 議案第 74 号 日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係 る指定管理者の指定について	14
日程第 12 議案第 75 号 日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定 について	14
永山市長提案理由説明	15

日程第 1 3	議案第 7 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について	1 5
	永山市長提案理由説明	1 5
	上総務企画部長兼総務課長	1 5
日程第 1 4	議案第 7 7 号 日置市子ども医療費助成条例の一部改正について	1 6
	永山市長提案理由説明	1 6
	瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 6
日程第 1 5	議案第 7 8 号 日置市適応指導教室条例の一部改正について	1 7
	永山市長提案理由説明	1 7
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 8
	黒田澄子さん	1 8
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 8
	黒田澄子さん	1 8
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 9
日程第 1 6	議案第 7 9 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）	1 9
日程第 1 7	議案第 8 0 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 9
日程第 1 8	議案第 8 1 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 9
日程第 1 9	議案第 8 2 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 9
日程第 2 0	議案第 8 3 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	1 9
日程第 2 1	議案第 8 4 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）	1 9
日程第 2 2	議案第 8 5 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	1 9
	永山市長提案理由説明	1 9
	佐多申至君	2 1
	濱崎地域づくり課長	2 2
散 会		2 2

第 2 号（1 1 月 2 9 日）（金曜日）

開 議	2 6
日程第 1 一般質問	2 6
黒田澄子さん	2 6
永山市長	2 7
奥教育長	2 8

黒田澄子さん	2 9
中鉢学校教育課長	2 9
馬場口こども未来課長	2 9
黒田澄子さん	3 0
中鉢学校教育課長	3 0
黒田澄子さん	3 0
中鉢学校教育課長	3 0
黒田澄子さん	3 0
馬場口こども未来課長	3 0
黒田澄子さん	3 0
馬場口こども未来課長	3 1
黒田澄子さん	3 1
中鉢学校教育課長	3 1
黒田澄子さん	3 2
宇都健康保険課長	3 3
黒田澄子さん	3 3
宇都健康保険課長	3 3
黒田澄子さん	3 4
永山市長	3 4
黒田澄子さん	3 4
宇都健康保険課長	3 4
黒田澄子さん	3 4
宇都健康保険課長	3 5
黒田澄子さん	3 5
宇都健康保険課長	3 5
黒田澄子さん	3 5
宇都健康保険課長	3 5
黒田澄子さん	3 5
宇都健康保険課長	3 6
黒田澄子さん	3 6
宇都健康保険課長	3 6
黒田澄子さん	3 6

宇都健康保険課長	3 6
黒田澄子さん	3 7
宇都健康保険課長	3 7
黒田澄子さん	3 7
中鉢学校教育課長	3 7
黒田澄子さん	3 7
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 7
黒田澄子さん	3 8
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 8
黒田澄子さん	3 8
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 8
黒田澄子さん	3 8
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 8
黒田澄子さん	3 8
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 8
黒田澄子さん	3 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 8
黒田澄子さん	3 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 8
黒田澄子さん	3 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 9
黒田澄子さん	3 9
休 憩	3 9
下園和己君	3 9
永山市長	3 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 0
下園和己君	4 0
松岡総括監（観光施設担当）	4 0
下園和己君	4 1
松岡総括監（観光施設担当）	4 1
下園和己君	4 1
松岡総括監（観光施設担当）	4 1

下園和己君	4 1
松岡総括監（観光施設担当）	4 1
下園和己君	4 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 2
下園和己君	4 2
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 2
下園和己君	4 2
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 2
下園和己君	4 2
佐多申至君	4 3
永山市長	4 3
奥教育長	4 5
佐多申至君	4 5
濱崎地域づくり課長	4 5
佐多申至君	4 5
濱崎地域づくり課長	4 5
佐多申至君	4 5
濱崎地域づくり課長	4 6
佐多申至君	4 6
濱崎地域づくり課長	4 6
佐多申至君	4 6
濱崎地域づくり課長	4 6
佐多申至君	4 7
濱崎地域づくり課長	4 7
佐多申至君	4 7
濱崎地域づくり課長	4 7
佐多申至君	4 7
濱崎地域づくり課長	4 7
永山市長	4 8
休 憩	4 8
佐多申至君	4 8
馬場口こども未来課長	4 9

佐多申至君	4 9
馬場口こども未来課長	4 9
佐多申至君	4 9
馬場口こども未来課長	4 9
佐多申至君	4 9
馬場口こども未来課長	5 0
佐多申至君	5 0
永山市長	5 0
佐多申至君	5 0
漆島政人君	5 1
永山市長	5 1
漆島政人君	5 3
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	5 3
漆島政人君	5 3
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	5 3
漆島政人君	5 3
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	5 3
漆島政人君	5 4
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	5 4
永山市長	5 4
漆島政人君	5 4
永山市長	5 5
漆島政人君	5 5
永山市長	5 6
漆島政人君	5 6
上村商工観光課長	5 6
漆島政人君	5 6
上村商工観光課長	5 6
漆島政人君	5 7
上村商工観光課長	5 7
漆島政人君	5 8
上村商工観光課長	5 8

	漆島政人君	5 8
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 9
	漆島政人君	5 9
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 9
	漆島政人君	5 9
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 0
	漆島政人君	6 0
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 0
	漆島政人君	6 0
	神余上下水道課長	6 0
	漆島政人君	6 0
	神余上下水道課長	6 1
休	憩	6 1
	漆島政人君	6 1
	神余上下水道課長	6 1
	漆島政人君	6 1
	神余上下水道課長	6 1
	漆島政人君	6 2
	神余上下水道課長	6 2
	漆島政人君	6 2
	永山市長	6 2
	山口政夫君	6 2
	永山市長	6 3
	山口政夫君	6 4
	永山市長	6 4
	山口政夫君	6 4
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 4
	山口政夫君	6 5
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 5
	山口政夫君	6 5
	有島税務課長	6 5
	山口政夫君	6 5

東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 6
永山市長	6 6
山口政夫君	6 6
永山市長	6 7
山口政夫君	6 7
永山市長	6 7
散 会	6 7

第3号（12月2日）（月曜日）

開 議	7 2
日程第1 一般質問	7 2
福田晋拓君	7 2
永山市長	7 2
奥教育長	7 2
福田晋拓君	7 3
田代社会教育課長	7 3
福田晋拓君	7 3
田代社会教育課長	7 4
福田晋拓君	7 4
田代社会教育課長	7 4
福田晋拓君	7 4
田代社会教育課長	7 5
福田晋拓君	7 5
田代社会教育課長	7 5
福田晋拓君	7 5
上総務企画部長兼総務課長	7 6
福田晋拓君	7 6
永山市長	7 6
福田晋拓君	7 6
上総務企画部長兼総務課長	7 6
福田晋拓君	7 6
上総務企画部長兼総務課長	7 7

福田晋拓君	7 7
上総務企画部長兼総務課長	7 7
福田晋拓君	7 7
濱崎地域づくり課長	7 7
長倉浩二君	7 7
永山市長	7 9
長倉浩二君	8 1
濱崎地域づくり課長	8 1
長倉浩二君	8 2
濱崎地域づくり課長	8 2
休 憩	8 2
長倉浩二君	8 2
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 2
長倉浩二君	8 2
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 2
長倉浩二君	8 2
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 2
長倉浩二君	8 3
宇都健康保険課長	8 3
長倉浩二君	8 3
宇都健康保険課長	8 3
長倉浩二君	8 3
小園財政管財課長	8 3
長倉浩二君	8 3
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 3
長倉浩二君	8 3
濱崎地域づくり課長	8 4
長倉浩二君	8 4
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 4
長倉浩二君	8 4
上村商工観光課長	8 4
長倉浩二君	8 5

田口産業建設部長兼建設課長	8 5
坂口洋之君	8 5
永山市長	8 6
奥教育長	8 7
坂口洋之君	8 8
永山市長	8 9
坂口洋之君	8 9
奥教育長	8 9
坂口洋之君	8 9
宇都健康保険課長	8 9
坂口洋之君	8 9
宇都健康保険課長	8 9
坂口洋之君	8 9
宇都健康保険課長	9 0
坂口洋之君	9 0
永山市長	9 0
坂口洋之君	9 0
宇都健康保険課長	9 0
坂口洋之君	9 0
宇都健康保険課長	9 1
坂口洋之君	9 1
永山市長	9 1
坂口洋之君	9 1
宇都健康保険課長	9 1
坂口洋之君	9 1
宮前福祉課長	9 1
坂口洋之君	9 1
奥教育長	9 2
休 憩	9 2
坂口洋之君	9 2
中鉢学校教育課長	9 2
坂口洋之君	9 2

中鉢学校教育課長	9 2
坂口洋之君	9 3
奥教育長	9 3
坂口洋之君	9 3
奥教育長	9 3
坂口洋之君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
坂口洋之君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
坂口洋之君	9 4
中鉢学校教育課長	9 4
坂口洋之君	9 4
中鉢学校教育課長	9 5
坂口洋之君	9 5
奥教育長	9 5
坂口洋之君	9 5
宮前福祉課長	9 5
坂口洋之君	9 5
宮前福祉課長	9 5
坂口洋之君	9 6
宮前福祉課長	9 6
坂口洋之君	9 6
宮前福祉課長	9 6
坂口洋之君	9 6
宮前福祉課長	9 7
坂口洋之君	9 7
宮前福祉課長	9 7
坂口洋之君	9 7
宮前福祉課長	9 7
坂口洋之君	9 8
中鉢学校教育課長	9 8
坂口洋之君	9 8

	中鉢学校教育課長	9 8
	坂口洋之君	9 8
	永山市長	9 8
	池満 渉君	9 9
	永山市長	9 9
	奥教育長	1 0 1
	池満 渉君	1 0 1
	園田企画課長	1 0 1
	池満 渉君	1 0 2
	園田企画課長	1 0 2
	池満 渉君	1 0 2
	成田農林水産課長・農業委員会事務局長	1 0 3
	池満 渉君	1 0 3
	成田農林水産課長・農業委員会事務局長	1 0 3
	池満 渉君	1 0 3
	上総務企画部長兼総務課長	1 0 4
	池満 渉君	1 0 4
	上総務企画部長兼総務課長	1 0 4
休	憩	1 0 4
	池満 渉君	1 0 4
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 5
	池満 渉君	1 0 5
	中鉢学校教育課長	1 0 5
	池満 渉君	1 0 5
	中鉢学校教育課長	1 0 5
	池満 渉君	1 0 6
	中鉢学校教育課長	1 0 6
	池満 渉君	1 0 6
	中鉢学校教育課長	1 0 7
	池満 渉君	1 0 7
	中鉢学校教育課長	1 0 8
	池満 渉君	1 0 8

奥教育長	108
散 会	109

第4号（12月20日）（金曜日）

開 議	114
日程第1 議案第73号 日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る 指定管理者の指定について	114
重留総務企画常任委員長報告	114
日程第2 議案第74号 日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る 指定管理者の指定について	115
富迫文教厚生常任委員長報告	115
日程第3 議案第75号 日置市伊集院都市農村交流施設 chests 館に係る指定管理者の指定に ついて	116
下園産業建設常任委員長報告	116
日程第4 議案第79号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第7号）	117
日程第5 議案第80号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	117
日程第6 議案第81号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）	117
日程第7 議案第82号 令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）	117
日程第8 議案第83号 令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	117
日程第9 議案第84号 令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）	117
日程第10 議案第85号 令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）	117
中村予算審査特別委員長報告	117
日程第11 議案第86号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第8号）	122
永山市長提案理由説明	122
漆島政人君	123
小園財政管財課長	123
漆島政人君	123
小園財政管財課長	123
漆島政人君	124
小園財政管財課長	124
漆島政人君	124
永山市長	124

休 憩	1 2 5
日程第 1 2 議案第 8 7 号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	1 2 5
日程第 1 3 議案第 8 8 号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	1 2 5
永山市長提案理由説明	1 2 5
上総務企画部長兼総務課長	1 2 5
日程第 1 4 議案第 8 9 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号）	1 2 8
日程第 1 5 議案第 9 0 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）	1 2 8
日程第 1 6 議案第 9 1 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	1 2 8
永山市長提案理由説明	1 2 8
日程第 1 7 意見書案第 2 号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	1 2 9
山口議会運営委員長趣旨説明	1 2 9
池満 渉君	1 3 0
重留健朗君	1 3 1
坂口洋之君	1 3 2
日程第 1 8 陳情第 9 号 吹上浜洋上風力発電計画に反対する陳情書	1 3 2
日程第 1 9 閉会中の継続調査の申し出について	1 3 2
日程第 2 0 行政視察結果報告について	1 3 3
日程第 2 1 議員派遣の件について	1 3 3
閉 会	1 3 3
永山市長	1 3 3

令和6年第5回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月22日	金	本 会 議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
11月23日	土	休 会	勤労感謝の日
11月24日	日	休 会	
11月25日	月	休 会	
11月26日	火	休 会	
11月27日	水	休 会	
11月28日	木	休 会	
11月29日	金	本 会 議	一般質問
11月30日	土	休 会	
12月 1日	日	休 会	
12月 2日	月	本 会 議	一般質問
12月 3日	火	休 会	
12月 4日	水	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月 5日	木	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月 6日	金	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（予備日）
12月 7日	土	休 会	
12月 8日	日	休 会	
12月 9日	月	休 会	
12月10日	火	休 会	
12月11日	水	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）
12月12日	木	休 会	
12月13日	金	委 員 会	議会運営委員会、議運結果報告・追加議案等配信
12月14日	土	休 会	
12月15日	日	休 会	
12月16日	月	休 会	
12月17日	火	休 会	
12月18日	水	休 会	

12月19日	木	休	会	
12月20日	金	本	会	議 付託事件等審査結果報告・質疑・表決、定例全員協議会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
諮問第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
議案第 6 9 号	財産の無償貸付について
議案第 7 0 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
議案第 7 1 号	南薩地区衛生管理組合規約の変更について
議案第 7 2 号	字の区域の変更について
議案第 7 3 号	日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について
議案第 7 4 号	日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について
議案第 7 5 号	日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
議案第 7 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 7 7 号	日置市子ども医療費助成条例の一部改正について
議案第 7 8 号	日置市適応指導教室条例の一部改正について
議案第 7 9 号	令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 8 0 号	令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 1 号	令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 2 号	令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 3 号	令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 4 号	令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 5 号	令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 6 号	令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 8 7 号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 8 8 号	日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案第 8 9 号	令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 9 0 号	令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 9 1 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

陳情第 9 号 吹上浜洋上風力発電計画に反対する陳情書

意見書案第 2 号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

第 1 号 (1 1 月 2 2 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	諮問第 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 6	議案第 6 9 号 財産の無償貸付について
日程第 7	議案第 7 0 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
日程第 8	議案第 7 1 号 南薩地区衛生管理組合規約の変更について
日程第 9	議案第 7 2 号 字の区域の変更について
日程第 1 0	議案第 7 3 号 日置市宮伊集院駅西側駐車場及び日置市宮伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について
日程第 1 1	議案第 7 4 号 日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について
日程第 1 2	議案第 7 5 号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
日程第 1 3	議案第 7 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 7 7 号 日置市子ども医療費助成条例の一部改正について
日程第 1 5	議案第 7 8 号 日置市適応指導教室条例の一部改正について
日程第 1 6	議案第 7 9 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 1 7	議案第 8 0 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 8	議案第 8 1 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 9	議案第 8 2 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 0	議案第 8 3 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 1	議案第 8 4 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案第 8 5 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

本会議（１１月２２日）（金曜）

出席議員 １８名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
７番 是枝みゆきさん
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１５番 下御領昭博君
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

欠席議員 １名

１６番 山口初美さん

事務局職員出席者

事務局長 山下和彦君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 内山良弘君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 上村裕文君
健康保険課長 宇都敏君
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有島春己君
福祉課長 宮前美紀さん
こども未来課長 馬場口美宗香さん
農林水産課長・農業委員会事務局長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 奥 田 美 穂さん
総括監（観光施設担当） 松 岡 政 仁 君

社会教育課長 田 代 誠 治 君
監査委員事務局長 山 下 和 彦 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから令和6年第5回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、坂口洋之議員、漆島政人議員を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの29日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの29日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告及び例月現金出納検査結果報告並びに定例監査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

8月12日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

8月23日に「第38回自治体学会鹿児島・日置大会」が開催されましたので、出席しました。初めての単独地方都市での開催となり、全国各地から約170人の市民、研究者、自治体職員が参加し、それぞれの分科会で真摯に地域課題に向き合うなど、活発な意見交換が交わされました。

次に、9月7日に「なんさつECOの杜落成式」が開催されましたので、出席しました。日置市、南さつま市、枕崎市、南九州市の4市で共同運営する同施設は、一般廃棄物の処理を9月1日から本格稼働しています。

次に、9月19日に、株式会社鹿児島銀行、ひおき地域エネルギー株式会社と「脱炭素先行地域づくり事業の円滑な実施に向けた日置市のサポートに関する契約」を締結しました。今後、脱炭素先行地域内で進める電力の地産地消の推進に向けて、引き続き連携を図ってまいります。

次に、9月24日に、株式会社カヤックと関係人口創出事業「ひおきとプロジェクトに関する連携協定」を締結しました。株式会社カヤックが企画・開発したデジタル地域通貨「まちのコイン」を本市で導入するとともに、市内外を問わず、日置市と主体的に関わる人々を増やす仕組みの構築を進めてまいります。

次に、9月25日に、鹿児島県行政書士会と「大規模災害時における被災者支援に関する協定」を締結しました。本協定により、地

震や風水害等による大規模な災害が発生した場合に、被災者の早期復旧・復興のため、様々な相談業務の連携を図ってまいります。

次に、９月２７日に「阿寒摩周国立公園指定９０周年記念式典」が弟子屈町で開催されましたので、出席しました。昨年、姉妹都市盟約４０周年の節目を迎えた弟子屈町とは、今後も、教育文化、産業振興など、引き続き親交を深めてまいります。

次に、１０月１３日に、各地域運動会が爽やかな天気の下、開催されました。伊集院、日吉、吹上地域は５年ぶりの開催となり、地域の皆さんが交流を深める貴重な機会となりました。

次に、１０月１７日に「ローカルグッド１０周年記念全国大会 in 日置市」が開催され、出席しました。全国の地域新電力が一堂に会し、課題や実践を共有するとともに、ローカルマネジメント会社への発展に向けて議論を交わしました。

次に、１０月２６日に「多賀町・日置市兄弟都市盟約４０周年記念式典」を開催しました。昭和５９年２月に、関ヶ原戦跡踏破隊が縁で兄弟都市盟約を結び、スポーツ少年団や青少年リーダー研修を行ってきましたが、今後お互いの交流をさらに発展させてまいります。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第５ 諮問第６号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第５、諮問第６号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることにつ

いてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

諮問第６号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和６年６月３０日をもって辞任した前委員の後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

中山秀徳氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第６号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第６号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第６号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第６号を採決します。

お諮りします。本件について、中山秀徳さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第6号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、中山秀徳さんを適任者として認めることに決定しました。

△日程第6 議案第69号財産の無償貸付について

○議長（並松安文君）

日程第6、議案第69号財産の無償貸付についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第69号は、財産の無償貸付についてであります。

旧吹上浜キャンプ村有効活用事業の用に供することを条件とした建物使用貸借仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

それでは、議案第69号財産の無償貸付について補足説明を申し上げます。

財産を次のとおり無償で貸し付けるものでございます。

1番目に、財産の種類は建物で、これに附帯する構造物、設備等を含みます。

2、該当する建物は、旧吹上浜キャンプ村敷地内の日置市吹上町中原字渦1324番地34及び40にあります管理棟、シャワー棟、炊事棟の3施設です。

管理棟は、木造2階建て、146.57㎡、平成5年建築、シャワー棟、木造平屋建て、37.12㎡、平成6年建築、炊事棟、木造平屋建て、97.20㎡、平成10年建築です。

3、相手方は、当該エリアにてジブライ

ン等を活用した森林体験施設の事業運営を行う神奈川県茅ヶ崎市東海岸南五丁目3番62-1号の有限会社パシフィックネットワーク代表取締役金丸一郎でございます。

4、貸付期限は、令和17年3月31日までです。

5、貸付条件は、旧吹上浜キャンプ村有効活用事業の用に供するものとし、同事業以外の用に供し、または使用権をほかに譲渡し、もしくは転貸してはならないものとしております。

次に、別紙資料を御覧ください。

1ページから2ページにかけての資料は、有限会社パシフィックネットワークの概要でございます。

主な業務としましては、各種マーケティングプランニング及びマーケティングコンサルティング業やアウトドアスポーツ施設の企画、設計、施工、経営及び受託運営などになります。

次の3ページは、旧吹上浜キャンプ村の位置図になります。

4ページは、管理棟及びシャワー棟の建物平面図、5ページは、炊事棟の建物平面図になります。

また、当該契約は、議会の議決を得られたときに本契約になるものでございます。

なお、旧吹上浜キャンプ村有効活用に関する基本協定につきましては、令和6年7月1日に締結しております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第69号は、会議規則

第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号財産の無償貸付については、原案のとおり決定しました。

△日程第7 議案第70号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（並松安文君）

日程第7、議案第70号鹿児島県市町村総合事務組合の組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第70号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてであります。

大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方

公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第70号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について補足説明を申し上げます。

令和6年10月4日に、鹿児島県市町村総合事務組合より、同組合を組織する団体から解散に伴う脱退の申請があり、組合規約の一部を変更する変更協議があったことから、議会の議決を求めるものでございます。

大口地方卸売市場管理組合の解散に至る経緯でございますが、同組合は昭和52年に開設され、これまで46年間にわたり、地域の流通拠点として機能してまいりました。

現在の市場の取扱量は、一定の水準を保っているものの、小売店主の高齢化や大型店舗の進出など、流通形態の大きな変化により、市場の利用者は減少傾向にあるとのことでございます。

これに伴い、組合全体の予算も縮小しており、施設管理や組合事務を広域にわたって運営していく目的・効果が次第に薄れてきており、このような背景を踏まえ、施設の存続や事務の効率化を図るため、公設市場の管理運営は今後伊佐市が引き継ぎ、一部事務組合は解散する方向で整理することとなりました。

別紙の改正内容でございます。

鹿児島県市町村総合事務組合規約の別表第1及び別表第2中、「大口地方卸売市場管理組合」を削るものでございます。

附則で、この規約は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第71号南薩地区衛生管理組合規約の変更について

○議長（並松安文君）

日程第8、議案第71号南薩地区衛生管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第71号は、南薩地区衛生管理組合規約の変更についてであります。

南薩地区衛生管理組合の事務所の位置を変更することに伴い、同組合規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第71号南薩地区衛生管理組合規約の変更について補足説明を申し上げます。

別紙を御覧ください。

南薩地区衛生管理組合規約に定める事務所の位置を、南さつま市加世田川畑2648番地の南さつま市役所から、南さつま市金峰町高橋4148番地42のなんさつECOの杜に移転するものであります。

移転の理由といたしまして、なんさつECOの杜の完成に伴い、今後20年間という長期にわたる施設運営は、気象変動による影響や想定し得ない設備の不具合などが発生した場合は、組合として意思決定を行い、明確な指示を行うなど、迅速な対応が必要であるため、運営会社とより緻密な連携体制を構築し、充実した環境行政を推進していくための拠点となる、なんさつECOの杜管理棟へ事務所を移転するものであります。

附則といたしまして、この規約は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号南薩地区衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第72号字の区域の変更について

○議長（並松安文君）

日程第9、議案第72号字の区域の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第72号は、字の区域の変更についてであります。

鹿児島県が施行する県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）吉利地区に伴い、既存の字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を

求めるものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

それでは、議案第72号字の区域の変更ににつきまして補足説明を申し上げます。

今回の字の区域の変更ににつきましては、日吉町吉利地域において、県営畑地帯総合整備事業吉利地区により、鹿児島県が施工いたしました圃場整備に伴うものでございます。

整備期間は、平成29年度から令和3年度の5か年で、整備面積38.3ha、事業費は約8億3,000万円、受益戸数は254戸でございます。

なお、今回の変更は、圃場整備後の新しい区画に合わせて字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、次の1ページから5ページの別紙を御覧ください。

表の左側が変更後の大字、字名で、右側の字名の関係地番及び道路・水路が左の字に包括される区域になります。

内容といたしましては、字「梨木堀」、字「高野堂」の関係する地番及び道路・水路が変更後は字「大月堀」に、字「中堀」の関係する地番及び道路が変更後は字「梨木堀」に、字「高野堂」、字「大月堀」、字「中堀」、字「下並松」の関係する地番及び道路が変更後は字「惣五郎堀」に、字「惣五郎堀」、字「大月堀」、字「梨木堀」、字「下並松」の関係する地番及び道路が変更後は字「中堀」に、字「中堀」、字「梨木堀」、字「下並松」、字「池上」、字「杉ノ尾」、字「上杉ノ尾」の関係する地番及び道路・水路が変更後は字「中並松」に、字「杉ノ尾」、字「上杉ノ尾」、字「中並松」の関係する地番及び

道路が変更後は字「池上」に、字「池上」、字「杉ノ尾」、字「星崎」の関係する地番及び道路・水路が変更後は字「上杉ノ尾」に、字「下垂口」の関係する地番及び道路・水路が変更後は字「星崎」に、字「上垂口」の関係する地番及び道路・水路が変更後は字「下垂口」に、字「下垂口」、字「上垂口」の関係する地番及び道路・水路が変更後は字「狩俣」に、字「星崎」、字「上杉ノ尾」、字「中並松」、字「下並松」、字「下垂口」、字「狩俣」の関係する地番及び道路・水路が変更後は字「上並松」になります。

次のページから資料になります。

初めに、6ページは、字区域変更箇所図です。赤枠で着色した範囲が字の区域が変更になる箇所でございます。

次に、7ページは、字区域変更図になります。道路を茶色で着色し、従前の字界を赤い線で、新たな字界を青線に表示してございます。

次に、8ページは、工事完了後の区画で換地処分公告後における字区域変更を示した参考図になります。

なお、この字の区域の変更は、土地改良法第89条の2第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、その効力を生ずるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第73号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について

△日程第11 議案第74号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について

△日程第12 議案第75号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

○議長（並松安文君）

日程第10、議案第73号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定についてから、日程第12、議案第75号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指

定についてまでの３件を一括議題とします。

３件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第７３号は、日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場の指定管理者を指定したので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。

次に、議案第７４号は、日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定についてであります。

日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターの指定管理者を指定したので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。

次に、議案第７５号は、日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。

以上３件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、議案第７３号から議案第７５号までの３件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第７３号は総務企画常任委員会へ、議案第７４号は文教厚生常任委員会へ、議案第７５号は産業建設常任委員会へ、それぞれ付託します。

△日程第１３ 議案第７６号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第１３、議案第７６号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第７６号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を図るため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第７６号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

令和７年６月１日に刑法等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、「拘禁刑」が創設されることから、当該字句を含む８つの条例について改正するため、関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

第１条では、日置市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正、第２条では、日置市職員の給与に関する条例の一部改正、第３条では、日置市環境保全条例の一部改正、第４条では、日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、

第5条では、日置市行政不服審査会条例の一部改正、第6条では、日置市個人情報保護法施行条例の一部改正、第7条では、日置市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、第8条では、日置市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、それぞれ当該字句を含む条項の所要の改正を行い、併せて字句の整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとし、併せて所要の経過措置を規定するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第76号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号刑法等の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第77号日置市子ども医療費助成条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第14、議案第77号日置市子ども医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第77号は、日置市子ども医療費助成条例の一部改正についてであります。

病院等の窓口における一部負担金の支払いをなくす制度の対象者を拡充するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

議案第77号日置市子ども医療費助成条例の一部改正について補足説明を申し上げます。別紙を御覧ください。

今回の改正は、鹿児島県が病院等の窓口における一部負担金の支払いをなくす制度の対象者を、住民税非課税世帯のゼロ歳から18歳到達年度末までを対象としているものを、課税世帯の未就学児までを対象とした制度へ拡充することに伴うものであります。

あわせて、市独自で15歳到達年度末までの課税世帯も対象としていますが、この対象者についても、いわゆる自動償還払いから現物給付に改めるものであります。

改正の主なものについて申し上げます。

題名について、原則として、これまでの自

動償還払いから現物給付に変わることから、条例名及び条文中の「助成」を「給付」に改めるものであります。

第2条第2項ただし書の改正は、これまで子ども医療費の対象外となる者を「重度心身障がい者医療費助成制度またはひとり親家庭等医療費助成制度の対象となる課税世帯に属する者」としていましたが、「それぞれの制度により医療費の助成を受ける者」とするものでございます。

第4条の改正は、支給方法を原則として現物給付とし、県外の医療機関を受診した際等には、申請による償還払いをすることができるよう改めるものです。

第5条から第9条までの改正は、支給方法を原則として現物給付とすることに伴い、それぞれ所要の改正を行うものです。

附則といたしまして、第1項は、施行期日について、この条例は令和7年4月1日から施行することを規定し、ただし書で、第3項は公布の日から施行することを規定するものでございます。

第2項では、この条例の施行の日の以後に行われる診療に係る医療費の給付について適用し、同日以前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による経過措置を、第3項で、新条例第6条に規定する規定による資格者証の交付及び当該交付に係る手続、その他、この条例を施行するために必要な準備行為を、第4項は、日置市重度心身障害者医療費助成条例、第5項は、日置市ひとり親家庭等医療費助成条例、第6項は、日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例において、「助成」を「給付」に改めるための一部改正を規定するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号日置市子ども医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第78号日置市適応指導教室条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第15、議案第78号日置市適応指導教室条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第78号は、日置市適応指導教室条例の一部改正についてであります。

日置市適応指導教室の名称を改めるため、所要の改正をし、併せて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

それでは、議案第78号日置市適応指導教室条例の一部改正について補足説明します。

今回の改正は、施設の名称を「適応指導教室」から「教育支援センター」に改めるもので、これに伴い、条例の名称など所要の改正を行い、併せて条文の整理を図るものであります。

施設名称の変更の趣旨及び経緯についてですが、適応指導教室の当初の設置趣旨は、学校生活への復帰や適応に向けた取組を行う施設と位置づけられていたところですが、近年では、これらに加えまして社会的自立を促す取組を行うよう求められており、現に本市のふれあい教室においても取組を進めていることから、名称を教育支援センターに改めるものであります。

また、国などにおいても、適応指導教室という表記はほとんど見られないことから、今回、条例改正をするものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

改正の内容についてでございます。

まず、題名と第1条につきましては、名称変更に伴う改正であります。

次に、第2条及び第3条の改正は、現施設は、設置以来「ふれあい教室」という呼称が浸透していることから、条例中の略称規定を「教室」から「ふれあい教室」に、「適応指導」を「指導及び支援」に改めるとともに、条文の整理を図るものでございます。

第4条以下は、条文の整理でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく願います。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

すいません、出していなかったのですが、今ちょっと気になってお尋ねをしたいのですが、よろしいですか。

教育支援センターは、もう全国的に名前が早い時期から変わっていて、今回、日置市もやっと教育支援センターという名称に変わることは喜ばしいことだと考えております。

適応指導という部分で、そこに入る子どもたちが「私は不適応なのか」という、そういうマイナスなイメージを抱くということで、国も教育支援センターという言葉は早くから使っておりまして、今回、やっと日置市もこうなったんですけれども、県内19市においては教育支援センターにほぼほぼ変わっている状況なのか。今回変わるもとなる部分のところがあまり説明がなかったのも、やっとな国の進めるものにちゃんと変えていこうという意向だというのはよく分かるんですけど、県内ではどういう状況なのかだけちょっとお尋ねをしたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

県内の状況でございますが、教育委員会のほうで確認が取れた分になりますが、日置市を含めまして2つの自治体が、今現在、適応指導教室という名称で施設を開設しているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

やはりそういう状況があったということが前もっての説明で全協でもございませんでし

たので、あえてお尋ねをしたところです。ということは、今議会で本市がそうなり、あと1市のみが残るという形でしょうか。それとも、そのもう1市も今回の議会でそういう変更等がある情報があればお尋ねをしたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

残りの自治体でございますが、自治体ですので、市あるいは町もございます。その自治体の適応指導教室につきまして、設置の根拠が条例設置なのか、あるいは、一定の公共施設の中に開設して要綱で運営がされているものなのかについてまでは把握をしておりませんので、議会に提案がされるのか、運用の変更で名称が変更されるのか、あるいはされないのかというところまでは把握をしておりません。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号日置市適応指導教室条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第79号令和6年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第17 議案第80号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第18 議案第81号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第19 議案第82号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第20 議案第83号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第21 議案第84号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

△日程第22 議案第85号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（並松安文君）

日程第16、議案第79号令和6年度日置市一般会計補正予算（第7号）から、日程第22、議案第85号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）までの7件を一括して議題とします。

7件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第79号は、令和6年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億

3,275万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を332億9,202万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、障がい者自立支援給付費や障がい児通所給付費の扶助費の増額、公営住宅の維持補修費の増額、市債の償還に伴う長期償還元金や利子の増額などの予算措置のほか、来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、地方特例交付金につきまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額により108万9,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、障がい者自立支援給付費国庫負担金や障がい児通所給付費国庫負担金の増額などにより8,352万8,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、障がい児通所給付費県負担金や子ども医療費助成事業費県補助金の増額などにより6,781万3,000円を増額計上いたしました。

財産収入につきまして、教職員住宅貸付収入の減額、施設整備基金利子の増額などにより27万9,000円を減額計上いたしました。

寄附金につきまして、指定寄附金の増額により100万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、財政調整基金繰入金の増額により1億6,996万3,000円を増額計上いたしました。

諸収入につきまして、全国町村会災害対策保険金の増額などにより463万8,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、農業競争力強化農地整備事業債や現年単独公共施設災害復旧事業債の増額などにより500万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費につきまして、交通政策費や地区公民館管理費の増額などにより174万1,000円を増額計上いたしました。

民生費につきまして、障がい者自立支援給付費や障がい児通所給付費の増額などにより2億8,634万円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、感染症予防接種事務費や子ども医療費助成事業費の増額などにより1,935万4,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、農業競争力強化農地整備事業費やかごしまの農業未来創造支援事業費の増額などにより1,216万4,000円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、ふるさと納税推進事業費の増額などにより56万4,000円を増額計上いたしました。

土木費につきまして、都市公園施設に係る防災・安全交付金事業費の減額、公営住宅管理費の増額などにより1,539万円を減額計上いたしました。

消防費につきまして、手当異動等に伴う人件費の増額により23万4,000円を増額計上いたしました。

教育費につきまして、放送設備設置に伴う中学校管理費の増額や給食センター管理運営費の増額などにより414万1,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧費で、災害対応に係る人件費の増額などにより40万5,000円を増額計上いたしました。

公債費につきまして、市債の償還に伴う長期償還元金や利子の増額などにより2,319万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第80号は、令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億982万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億4,674万9,000円とするものであります。

歳入では、県支出金につきまして、給付見込みに伴う保険給付費等交付金の増額などを計上いたしました。

歳出では、保険給付費につきまして、給付見込みに伴う一般被保険者療養給付費の負担金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第81号は、令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

来年度の施設維持管理業務等で、年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為を設定いたしました。

次に、議案第82号は、令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億2,758万7,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料につきまして、現年度分特別徴収保険料の増額などを計上いたしました。

歳出では、保険給付費につきまして、給付見込みに伴う地域密着型介護予防サービス給付費の負担金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第83号は、令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,489万8,000円とするものであります。

歳入では、繰入金につきまして、事務費繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、保健事業費につきまして、シス

テム開発に伴う健康診査費の負担金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第84号は、令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は総額に31万6,000円を追加し、総額を10億7,248万3,000円と、支出は総額に187万1,000円を追加し、総額を10億3,499万8,000円とするもので、災害対応や手当異動等による人件費の増額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を1億335万円と、支出は総額に41万8,000円を追加し、総額を6億1,095万6,000円とするもので、手当異動等による人件費の増額を計上いたしました。

次に、議案第85号は、令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億2,728万円と、支出は総額に5,000円を追加し、総額を6億1,107万3,000円とするもので、会計年度任用職員報酬の増額を計上いたしました。

以上7件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、議案第79号から議案第85号までの7件について一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至議員の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

補正予算説明資料の12ページの02款01項12目地域づくり推進費の18節においての負担、補助及び交付金において、負担金として交通政策費364万2,000円が

計上されております。

日置市地域公共交通会議運営に係る負担金及び鹿児島県鉄道整備促進協議会負担金7,487万7,000円からの追加補正との説明が記載されておりますが、内容は、乗合タクシー運営事業の委託料とあります。

当初予算では、乗合タクシー運行事業委託料は、同地域づくり推進費の乗合タクシー事業費委託料として別途に1,248万5,000円が予算化されておりましたが、今回の追加補正の概要をこの枠とは別に補正が組まれたということの意味も含めて、概要を説明いたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

乗合タクシー事業における今年度の予算は、前期6か月と後期6か月に運行主体が異なるということになります。前期は日置市、後期は本市の地域公共交通会議となります。

理由といたしまして、国土交通省の補助金、これが、この補助対象が令和6年10月以降の運行につきましては地域公共交通会議が対象となるということによるものでございます。

このことから、当初予算においては、前期の分は地域づくり推進費の委託料として1,248万5,000円を計上いたしました。後期の分は本市地域公共交通会議への負担金、先ほどおっしゃいました7,487万7,000円のうち、1,104万1,000円余りを計上しております。

12月補正予算案につきましては、12月1日からスタートする乗合送迎サービス「ひお吉号」、この運行の単価を1便5,710円に設定をいたしまして、さらに運行日数を全エリア週3日から週4日に増やしております。

このことから利便性の向上を図りましたということになりますけれども、10月以降の所要見込額との差額364万2,000円を公共交通会議への負担金として増額計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第79号から議案第85号までの7件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますので、お知らせいたします。

委員長に中村尉司議員、副委員長に重留健朗議員、富迫克彦議員、下園和己議員、以上であります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

11月29日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時14分散会

第 2 号 (1 1 月 2 9 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（14番、5番、6番、18番、11番）
-------	-------------------------

本会議（１１月２９日）（金曜）

出席議員 １７名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１５番 下御領昭博君
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

欠席議員 ２名

７番 是枝みゆきさん

１６番 山口初美さん

事務局職員出席者

事務局長 山下和彦君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 内山良弘君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 上村裕文君
健康保険課長 宇都敏君
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 中鉢吉彦君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有島春己君
福祉課長 宮前美紀さん
こども未来課長 馬場口美宗香さん
農林水産課長・農業委員会事務局長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君
社会教育課長 田代誠治君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

山 下 和 彦 君

総括監（観光施設担当）

松 岡 政 仁 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、黒田澄子議員の質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○14番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。

11月は、配偶者暴力防止月間、児童虐待防止月間、そして、17日の公明党結党記念日で我が党も60周年を迎え、新代表の下、全国約3,000人の議員団が捲土重来を掲げ、これからもそれぞれの持ち場で全力で働いていく決意をさせていただきました。

それでは、通告に従って、暮らしやすい日置市のための一般質問をさせていただきます。

1番目、子ども支援センターとこども家庭センターの今後についてお尋ねいたします。

初めに、子ども支援センターとこども家庭センターの設置目的と設置概要の詳細を伺います。

次に、両センターの相談件数・相談内容についてお尋ねします。

3点目に、センター間の情報共有の現状はどうなっているのか伺います。

最後に、今後、両センターを包括的に活用できる体制整備に取り組まないかお尋ねします。

2番目に、低出生体重児とその家族への支援の今後について伺います。

初めに、本市における低出生体重児の現状はどうでしょうか。

次に、本市における低出生体重児及び保護者への支援の内容はどうなっていますでしょうか。

3点目に、母乳バンク・ドナーミルクの提供やドナー登録の現状はどうでしょうか。

4点目、当事者支援のために親の交流の場をつくれないのかお尋ねします。

5点目、当事者理解を広げるために当事者会が行っています世界早産児デー写真展を本市でも行えないものでしょうか。

最後に、小さな赤ちゃんは腸も未熟で、粉ミルクは消化も難しく、時には死に至ることもある壊死性腸炎になることがあるために、こういった小さな赤ちゃんは母乳が効果的であるようです。母乳を毎日届けるための母乳パックや搾乳器への助成を考えませんかでしょうか。

3番目に、子宮頸がん撲滅のためのワクチン接種の勧奨・再勧奨についてお尋ねします。

初めに、キャッチアップ接種が開始された令和4年度から直近までの高校1年生とキャッチアップ対象者の接種率はどうなっていますか。

次に、令和6年度の高校生とキャッチアップ対象者への郵送通知等の周知はどのように行いましたか。

3点目、来年度高校1年生となる今年度中学3年生の接種率と周知方法、個別通知を行った場合にかかる費用はどうなりますでしょうか。

最後に、宮崎市同様に全中学校における出前講座を行えないかお尋ねをします。

最後に、給食センターにおける配食の在り方をお尋ねいたします。

初めに、センターにおける始業式・終業式の給食提供の現状はどうなっていますか。

次に、過去に配食できなかったことがあるのか、それはどのような状況だったのかお尋ねいたします。

3点目に、3センターでの非常食の備蓄状況はどうなっていますか。

最後に、センターで給食が作れなかった場合、防災備蓄品が提供できないかお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

それでは、お答えをまいります。

質問事項の1つ目、子ども支援センターとこども家庭センターの今後についてのその1、設置目的・設置概要の詳細についてのこども家庭センターについてお答えをいたします。

こども家庭センターは、令和5年度まで取り組んでいた子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが有してきた機能を引き続き生かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を行っています。

設置目的は、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、漏れなく対応することです。

その2、相談件数・相談内容についてお答えします。

こども家庭センターで令和6年10月31日までに受け付けた相談件数は、虐待に関するものが延べ442件、その他が延べ1,198件です。

虐待以外のものについて、内訳は、育児・発育・発達に関することが1,062件、不登校に関することが29件、子どもとの関わり方に関することが28件あり、そのほかに保育所に関する事などの相談がありました。

その3、センター間の情報共有の現状について回答します。

両センターとも、こども未来課、健康保険課、福祉課、学校教育課のそれぞれの担当職員がサポート会議などを通じて連携を図っているほか、本年度から重層的支援体制を通じ

て、一層の連携や属性を超えた支援の推進を図っているところです。

その4、包括的に活用できる体制整備について回答します。

今後の体制については、両センターの果たしている機能を検証しつつ、検討してまいります。

質問事項の2つ目、低出生体重児とその家族への支援の今後についてのその1、現状についてお答えします。

令和5年度の養育医療制度の申請者は23人で、そのうち低出生体重児が13人となっています。低出生体重児出生率は、国より高い状況です。

その2、支援内容についてお答えします。

お子さんの退院前に保健師や助産師が産院を訪問し、退院後の生活について保護者との面談を行っています。

退院後は、新生児訪問や産後ケア、乳幼児健診等により継続した支援を行っています。

その3、母乳バンク・ドナーミルクの提供やドナー登録の現状についてお答えします。

鹿児島県内では、鹿児島市立病院がドナーミルク使用施設となっています。

母乳バンクは、東京に2か所、愛知県に1か所設立されており、令和5年度のドナー登録者数は607人です。

その4、親の交流の場についてお答えします。

鹿児島市のリトルベビーサークルの活動に参加している日置市の当事者もおられることから、交流の機会を求める方に対しては当該サークルをご紹介しますと考えます。

その5、世界早産児デー写真展についてお答えします。

写真展を開催するには当事者の方々のご協力も必要なことから、当事者の方々のご意見を伺いながら検討してまいります。

その6、母乳パックや搾乳器への助成につ

いてお答えします。

低出生体重児にかかわらず、出産後に子どもの入院が必要な場合、母親が毎日搾乳して母乳を病院に届けることがあり、三、四時間置きに搾乳することは身体的にも精神的にも大きなご負担であると伺っています。

搾乳器の購入やレンタル、母乳を保存するための母乳パックの購入に対する経済的負担もあることから、支援について研究してまいります。

質問事項の3つ目、子宮頸がん撲滅のためのワクチン接種の勧奨・再勧奨についてのその1、接種率につきお答えします。

キャッチアップ制度を開始した令和4年4月から令和6年10月末までに1回目を接種した高校1年生は91人で、接種率は36.4%、キャッチアップ対象者は795人で、接種率は40.6%となっています。

その2、令和6年度の高校1年生とキャッチアップ対象者への郵送通知の周知につきお答えします。

対象者の方への案内については、個別の案内として、予診票の送付後、勧奨はがきの送付、自治会文書の班回覧による周知、公共施設へのポスターの掲示、広報紙やホームページによる周知を行いました。

その3、今年度中学3年生の接種率と周知方法、個別通知を行った場合にかかる費用についてお答えします。

今年度の中学3年生で1回目を接種した人数は10月末時点で67人、接種率は33.6%となっています。

個別通知をはがきで行った場合は約1万7,000円、封書で行った場合は約2万2,000円の郵送料が必要になります。

その4につきましては、教育長より回答いたします。

質問事項4番目、給食センターにおける配食の在り方について、その1からその3につ

いては、教育長より回答いたします。

その4、センターで給食が作れなかった場合、防災備蓄品が提供できないかのご質問につきお答えします。

災害の状況により判断することになるかと思いますが、給食センターが被災した場合など、市の備蓄食料を提供することは可能であると考えます。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1問目の子ども支援センターとこども家庭センターの今後についての子ども支援センターに関わる部分をお答えをいたします。

まず、その1、設置目的・設置概要でございます。

市内に住所を有する18歳未満の児童、子育て中の保護者、教員及び保育士に効果的な支援を行い、児童の健全な育成を図るため、子ども支援センターを設置しています。

子ども支援センターには、所長1人、教育相談員3人、家庭相談員2人、スクールソーシャルワーカー3人、ふれあい教室指導員5人を配置しており、児童、学校、家庭の支援に当たっています。

その2、相談件数・相談内容についてでございます。

子ども支援センターでは、令和6年9月末現在、相談件数は延べ2,461件で、内訳は、幼児51件、小学生1,037件、中学生1,232件、高校生141件です。

相談内容は、不登校、発達障がい、育児などに関することです。

続きまして、質問3の子宮頸がんの中学校における出前講座でございます。

学校においては、がんについての正しい知識と理解を深めることを目的に、健康教育の一環として、予防や早期発見、検診等につい

て取り上げています。

児童生徒の健康に関して、健康保険課が実施する様々な事業については、今後も協力をしていきたいと考えています。

続きまして、質問事項４の給食センターにおける配食の在り方についてお答えをいたします。

まず、３センターにおける始業式・終業式等の提供の現状ですけれども、伊集院学校給食センターと東市来学校給食センターにおいては、始業式・終業式等に給食は提供していません。

日置南学校給食センターにおいては、２学期と３学期の始業式の日のみ、日吉学園と吹上中学校に給食を提供しています。

その２、配食できなかったことについてでございます。

これまで、台風や降雪のため、食材などの物資が供給されず学校給食が実施できなかったことや、学校給食センター職員が新型コロナウイルス感染症に感染もしくは濃厚接触者となり、調理が困難となったために、７日間、業務を休止し、学校給食を実施しないことがありました。

その３、非常食の備蓄状況です。

東市来学校給食センターで、レトルト食品のコーンポタージュとカレーを学校給食用非常食として備蓄していましたが、今年の９月に提供したため、現在、３センターともに備蓄はありません。

以上でございます。

○１４番（黒田澄子さん）

ただいま答弁いただきましたので、２回目以降の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、最初の子ども支援センターとこども家庭センター、これを包括的に統合できないものかという内容について様々答弁をいただきました。

子ども支援センターとこども家庭センターの保健師などの専門職の設置状況と勤務時間や勤務体制をそれぞれお尋ねをします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

子ども支援センターについては、教育相談員が１日当たり７．５時間で月１０日間、家庭相談員は１日当たり７．５時間で月１７日間、スクールソーシャルワーカーは１日当たり４時間で月１０日間、ふれあい教室指導員は１日当たり６時間で月１３日間となっております。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

こども家庭センターの体制は、こども未来課子育て支援係と健康保険課母子保健係で構成されております。

こども未来課長がセンター長を兼ね、こども未来課子育て支援係の保健師が統括支援員を担い、社会福祉士の資格を持つ職員が１人、同資格を持っている会計年度任用職員が２人、さらに、教員資格を持つ家庭相談員が２人配置されております。

そして、健康保険課健やか母子係は、保健師４人、助産師２人、管理栄養士１人、そして各支所保健師等が配置されている状況でございます。

事案発生時には、こども家庭センターほか、関係課と個別ケース会議を緊急で開催いたしまして、今後の対応方針を決定いたします。そして、その際、必要があれば、警察、児童相談所と連携を取り、対応していただいているところでございます。

現場対応は、必ず職員２人で対応することとしておりますが、１事案当たり、職員・会計年度任用職員合わせて四、五名で対応いたしまして、時間といたしましては１０時間程度時間を要し、１日最長１４時間対応したこともございました。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

今、センターの皆様の勤務の状況の中から、本当に全力でいろいろな対応をしていただいている、また、それぞれの専門職の方が頑張ってくださっていることがよく分かりました。対応が放っておけない状況の場合もございしますので、本当にそれはありがたいことだと感謝をいたします。

また、子ども支援センターは、私、市制2期目の4年後から議員させていただいておりますけど、合併直後にいろんな課から集まってつくっていただいた子ども支援センターは、全国的にも本当にまだまれなセンターで、たくさんの調査に来ていただいていた、我が市が誇るべき支援センターであったこともよく理解をしております。

しかしながら、今回、私、先ほど言われたんですけれども、子育て世代包括支援センターも提案をして、最初のチャイまるというものもつくっていただき、そのときに、子ども支援センターとは違う妊娠期からの部分が加わって、妊娠期から18歳、子ども支援センターはゼロ歳から18歳ということで、若干のここの部分が膨らんだセンターができ、今回はそこを含めてこども家庭センターも設置していただいています。

そこで、子ども支援センターのほうで、教育相談員さんとかスクールソーシャルワーカーさんたちは5時間とか4時間の10日間の任務になっているんですけれども、そこで実際に不登校のことなどもいっぱい動いていただいているということで、市内には20校の学校がございしますが、そこに不登校児童がゼロというところはないのではないかと思いますので、どのような手だてでこの方々が動いていかれるのかお尋ねをします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

相談員さん等が子どもさんや、それから地域、そして学校から相談があった場合は対応するというのはお答えしたとおりですが、それ以外のところについても学校教育課と連携をしたりして、学校教育課の相談員さん等も各学校を巡回をしてお話を聞いたりして、必要に応じて対応に当たっているところでございます。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

時間的に非常に短いということと日数が少ないということで、若干そこをお尋ねしたところです。

まず、それでは、市民が不登校の子どもについて相談に行きたいとき、どちらのセンターに行けばよいのかお尋ねをします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

どちらのセンターでも構いません。子ども支援センターに相談があれば、お話をしっかり伺った上で、内容によってこども未来課や他課と連携をして対応してまいります。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

それでは、虐待を受けている子どもや家庭の相談の悩みについては、どちらのセンターに相談に行けばよいのでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

どちらのセンターでも構いません。今、学校教育課長からも答弁がありましたが、まず話を伺った上で、内容によってはこども未来課のほうは学校教育課と、また、ほかの課と連携をしながら対応をしてまいります。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

虐待が起きている場合、実際には長時間にわたって対応しないといけないこともあると考えます。そういった場合、この両センターはどのような動きをされてその任務に当たっておられるのかお尋ねをいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

虐待事案が発生した場合、こども未来課が対応いたします。

昼夜時間に関係なく対応いたしますが、事案発生時には、先ほども申し上げましたが、こども未来課ほか関係課も含め、個別ケース会議を緊急で開催し、今後の対応方針を決定いたします。

必要があれば、警察、児童相談所と連携を取り、対応していきます。

事案対応時間は平均して大体二、三時間程度となりますが、対応が長くなると1事案1日当たり10時間以上対応することもございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

本当にいち早くの189番が非常に浸透して、自ら子どもたちが電話をしてくる現状もあると委員会の中でお伺いをし、虐待事案も増えているという内容の中で、大変大変な任務であるなというふうにご苦勞をお察しするところでございます。

職務の内容として、妊娠期から18歳までの相談を受けるこども家庭センターというのが設置されたことによって、これまで子ども支援センター、そして今回こども家庭センター、2つとも上に名前が「子ども」とつくセンターができた現状でございます。

内容としては非常にすばらしいものなんですけれども、実際、市民から見たときに、このこども家庭センターと子ども支援センターはどっちが何を相談していいのかな、そういうふうに戸惑っておられるというお声も伺っていましたので、今回、こういう質問をさせていただきます。

こども家庭庁ができて、我がまちもこども未来課というものもできて、またさらに「子ども」という名前がついています。そし

て、言うならば、未就学の子どもたちは、地域の子育て支援センターというところに、子どもを産んだ最初に出会うのが「子育て」という名前の「子ども」と似通った名前のところに入りまして、そして就学すると、今度はそこから成長して出てきたときにこども未来課もあり、子ども支援センターもあり、そしてこども家庭センターもあって、何かこれまで相談していたことはどこにすればいいんだろうということに非常に迷っていらっしゃる状況がございます。

先ほどのお話で、こども家庭センターはこども未来課の課長がセンター長を兼ねていらっしゃる、そして、正規職員の体制や専門職の体制など、非常に重厚になっているという内容はよく分かりました。

今回、私の提案は、最終的にこの2つのセンターの窓口が一本化まずできないのか。市民にとっては、どこかに電話をするという場所が1つになっていないと、あっちも受けます、こっちも受けますで、ありますよということが実際面倒くさく、また、行き着かなかったりすることもあるのではないかとということで、連絡さえ取れて窓口さえ分かれば相談がぱっとできるという体制が一番いいのではないかな。これまで頑張っていた内容とは本当によく理解をしておりますけれども、世の中が変わって、なかったこども家庭庁もできまして、我がまちはこどもまんなか宣言もしてまして、非常に「子ども」が多くなっておりますので、どこまでも市民に分かりやすい体制にすべきではないかとということで今回提案しました。その点、再度お尋ねをします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

相談窓口でお受けし、相談に対応する課へつないでおります。相談されたことに対しては、今後も各課の連携が必要であると考えます。

市民からの相談を受け、速やかに解決に導いていけるように、体制づくりについても検討していきたいと思います。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

答弁の中でも、今後、機能を検証して検討してまいるということになっていますので、何せ対象者は市民でございますので、市民が分からないということがないように、分かりやすくもっと体制を整備していただきたいと申し添えておきます。

次に、低出生体重児です。

実は昨日、リトルベビーの会のゆるりという会の代表の方と一緒にぎりぎり、いまきいれ総合病院の周産期母子医療センターの新生児内科センター長の丸山有子医師を訪問しまして、センターの中も初めて視察をさせていただき、様々なことを学ばせていただく機会を得ることができました。

県内に3つあるセンターは、大学病院、鹿児島市立病院といまきいれ総合病院になります。それぞれ役割分担をされていることが分かりました。

もう極めて小さな極低出生体重児は市立病院に行きます。そして、生後30週、生後というか、出生がちょうど30週以降の赤ちゃんは大学病院、そして、私が行ききたいいまきいれさんのほうでは32週以降の子どもたちに振り分けられているようでございます。

そこはほぼほぼやっぱり体重も関係してきますけれども、週数でも若干大きめとかいろいろあるとは思いますが、週数によって決められているようでございます。

開業医の皆さんがハイリスク妊娠等をしっかり見分ける、ここがまず大事なところで、こうのとりの号とかもじょか号といった赤ちゃん用の救急車があって、それとかまたドクターカーやドクターヘリ、県内、島もいっぱいございますので、そういうところから赤ちゃんたちが運ばれてくるということでした。

県内で低出生体重児さんが年間約200人生まれている。そういうことで、この200人に本市の赤ちゃんもしっかり入っているんだな、お世話になっているんだなという思いで視察をさせていただきました。

また、先日、当事者のママから伺ったお話をここで紹介いたします。

現在5歳になる子どもさんは、22週と5日に520gで誕生しましたとお話しされ、私は自分の子どもを産みましたが、何週目の何日目とまでは記憶をしていません。全く医療措置もなかったために、あまりその辺が無頓着で、こういう子どものお母さんってそういうことをすごくよく覚えていらっしゃるのかなと最初は思いました。

心肺蘇生を行っていただき、人工呼吸器をつけて、NICUにおいて10か月入院をし、その後、我が家に帰ってきました。その間、毎日3時間ごとに母乳を搾乳し、届けてこられたけれども、非常にちいちゃく生まれたことへのいろんな責めも負われ、涙はたくさん出るんだけど、母乳がなかなか出ない、そんな日々を暮らしましたと。

また、このママは、実は1年前に21週で子どもさんを出産されていました。しかし、22週未満のこの子は医療的な行為が行うことができない。そのままお母さんの胸に抱かれて息を引き取るのをずっと待たれた、その21週の子ども。22週に至っての早産か否かが一線を分けるのだというこの現状に、もう私は本当に自分の無知を恥じました。

最初に言われた22週と5日目というこれには、ちゃんと医療行為をしていただけるといふ、22週までは何としても子どもを生まないように努力しないとイケないという、そういう切実な思いがあったということを知りました。

22週で生まれた赤ちゃんは10か月、NICUにいますけれども、腸が破れて手術を

しますという電話が入ってきたり、本当にお腹にはたくさんの傷があるということで、この10か月間、はらはらしながら送られたのではないかと想像します。

お母さんはこの10か月間、母乳パックで母乳を届けたわけですが、20枚で二、三千円する母乳パックの購入がもうどんどんなくなっていきます。そして、実際、50ccパックに入れて届けても、子どもが解凍したものを5ccしか飲まないと、残り45ccはもう捨てざるを得ない、次に回せないということで、子どもがちっちゃいときには、本当に一生懸命泣きながら出したおっぱいはほぼほぼ捨てられる分のほうが多い。そういうこともあって、この母乳パック、非常に経済的にきつかったという話をされました。

また、知り合いのママは、搾乳を自動ではなくて自分でやっていたので、搾乳器を使ってはいるんですけど、腱鞘炎を起こすほど、それほど毎日届けることの身体的なつらさと経済的なつらさを感じていたとお話をされました。

低出生の子どもたちを産んだママたちは、多くの心配や苦しみを抱えていると思います。

退院後に、専門職の方が「訪問が行えませんか」ということでお尋ねしていますが、安心したのは、いまきいれさんのほうでは、日置市の赤ちゃんが生まれたご家族が退院されるときに保健師さん等がここまで来てくださって、そして家族と赤ちゃんと会っていただいて、その後の支援をされたら必ずこういうふうに訪問しましたよという返送が来るそうなんですけれども、それが日置市ではちゃんと完璧に来ていますというお話を伺いました。

ところが、この当事者の方が、実は、私はその後、3歳児健診で初めて保健師さんの指導を受けましたと言われて、もう先生もそこにいらっしゃった方も「え」とびっくりされていましたが、時には漏れることがあるの

かなと。それはちょっと大変でしたねという話をさせていただきました。

その後、いろいろケアをされていかれるんですけれども、その頻度というのは、実際、低出生の子どもたち、訪問される頻度はどうなっているのかお尋ねをします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

低出生児の赤ちゃんがまず退院の際、病院から連絡がありまして、退院前もしくは退院後に専門職が訪問するようにしております。その際に、赤ちゃんの様子や母親の様子、今後の支援等の検討を行っているところになります。

また、退院後につきましても、専門職による新生児訪問等を行い、赤ちゃんと母親の支援を行っているところです。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

赤ちゃんもそうですけれども、昨日もその現場で話をしましたけれども、生まれてきたときに「わあ、こんなに、こんな顔をしてたんだね」と迎えた自分たちに比べると、「もう本当にごめんね」と、「もうちょっと長くおなかの中に入れてやっていたらよかったね」と、泣きながら、謝りながらという場面がまずは出産後のスタートで、どうかすると、もう親族の中では非常に熾烈な言葉を浴びせる人たちもいたりしますかねと言うと、先生も当事者の方も「うん」とうなずいておられました。だから、そういう子育てでもう頭真っ白なのに、さらに劣悪な環境に一人で置かれるということを考えると、やはりそうやって訪問される、また、その方が声をかけて「すいません」って、ちょっと顔を見にきてほしいとかいうことが実際お母さんのほうからでもできるものなのかちょっとお尋ねをします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

お母さんのほうからもお声がけしていただくことはできます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

安心しました。なかなか言いにくいことではあるかもしれませんが、やっぱり不安に駆られているときにちょっとお話を聞いてほしいということはあるだろうなと思って、ちょっと言ったところです。

母乳バンク・ドナー登録はまだまだ少ない現状で、こども家庭庁の調査もさせていただいたんですけど、これ、民間がやっているということで、今後、国も何とかできればなという方向を今後示していかないといけないなという、担当の方はそういうお話をされました。

WHOは、ドナーミルクは最良の代替手段でございますと言っています。

まず、国のものではございませんけれども、市長、まずは市長会などを通じて、県や国にも協力をさせていただけるよう、そして、できればドナー登録が鹿児島県でできるようになると、潤沢におっぱいが出せているお母さんたちは、身近に困っているお母さんのために、自分のミルクを届けるための登録のときに、必ずちゃんと行って検査もしないと登録ができないということを聞いておりますので、そういう鹿児島県にもドナー登録できるような環境をつくるために尽力していただけないものかお尋ねをいたします。

○市長（永山由高君）

現状で東京に2か所と愛知県に1か所ということで、全国の中でも限られた設置場所になっているという点については、それ以外の地域も多くこの国はございますので、問題意識として各市長の皆様方とも共有してまいりたいというふうに思っております。

○14番（黒田澄子さん）

ドナーミルクのバンクは3か所にあって、鹿児島市立病院も、今、冷凍で5人ほど送ってもらっているということで、バンク自体はどこからでも送ってもらえるんですけど、登録が九州でもなかなか、熊本辺りはできているようなことを聞いておりますけれども、登録のほうができるミルクはもうどんどん送っていただけますので、その点で頑張っていたければと思います。

世界早産児デーの写真展は、まず、ゆるりの会さんたちがもう鹿児島市で3回目行った後に、もうぜひ県内展開をしていきたい、離島にも写真等を送って、できればそこでそういうお母さんたちがいろいろ語れる場所もつくってほしいという願いがあって、今回提案をさせていただきました。

天文館センテラスやマルヤガーデンズで行われてきました。本当にこういう赤ちゃんたちがこんなに大きくなっているという2枚1セットのこの写真で、ちっちゃい赤ちゃんはもういっぱいテープをつけたりしながら、色ももう本当に真っ赤からちょっと茶色っぽい感じの小さい赤ちゃんで、実際もう大きくなりましたという写真が本当に涙なしでは見れない感じでした。

ぜひ本市でも協力をしていただき、男女共同参画部門にも女性の生涯にわたる健康支援だとかそういった部門もございますので、各課連携でぜひ、まずは身近な鹿児島市から一番近い日置市でも協力できないものか再度お尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

当事者の方々のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

要望があった場合には、関係機関と協力していきたいと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

私も今回初めて学んだのですけれども、この小さな赤ちゃんたちはいろんなところが未熟なんですけど、腸も未熟ということで、粉ミルクを飲ませることで壊死性腸炎、これは死にも至ると言われている、そういう腸炎を起こすことが相当数あり得るということで、現場ではやはり母乳が一番吸収しやすいということで、それで一生懸命涙を流しながら母乳を届けておられる現状があるのだと。粉ミルクでもいいのかなと思っていましたが、そうではなかったようでございました。

若干高価ということもあって、毎回毎回持っていくためにためていくわけですが、再利用ができなくて、1回温めてしまうともう捨てなきゃならない、飲まなかった分は。そういったことで、子どもによっては大変お金がかかるパックでございます。

何とか検討したいということですが、せめて母乳パックだけでも助成ができればいいなと。そのほかのお母さんたちもいらっしゃるということで、そこは数的に若干少しは上がるんでしょうけど、先ほど13人ぐらいだということでございましたので、再度そこら辺をお尋ねをいたします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

身体的負担や精神的負担、経済的負担といった様々な負担について、どのような支援ができるか研究してまいりたいと思います。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

しっかりと研究をしていただいて、成果を楽しみにしたいと思います。

続きまして、子宮頸がんワクチンです。

実は、ニュースが飛び込んでまいりましたよね。ニュース、テレビでもやりました。来年3月末までに終了するはずのキャッチアップ接種が1年間延長、それも、高校1年生も本来だったら3月31日で無料期間が終わ

るわけですが、この人たちも対応できるというニュースが飛び込んで、本当によかったなと、もっと早く決めてくれればよかったのかなと思いました。

令和6年度までに、この末、3月31日までに1回接種をしておかないと、その後も無料にはならないということのようでございます。

今後、本市も取り組んでいかれると思いますが、まず、3月末まで残り5か月間の1回目接種の周知、キャッチアップの方と高校1年生、啓発などをどのように取り組んでいかれるお考えかお尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

ワクチンのキャッチアップと定期接種のことについてこれまでも周知してまいったんですけれども、キャッチアップにつきましては、3月31日までにまず受けてくださいというふうに周知をしておりました。

今回の決定が正式なものになりましたら、その内容によって周知方法を見直して検討していく予定です。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

実際にその対象者である高校生は、市内4つ高校があって、農大も1つございます。こういったところの周知に対して、それぞれ協力が得られないものかお尋ねをいたします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

転入の際の接種状況の確認や、寮生の本人や保護者向けの周知について、学校の協力をもらって実施しております。

キャッチアップの延長に伴う周知や来年度以降の周知の取組についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

キャッチアップ接種と定期接種、最終年の高校1年生の接種率というのが、キャッチアップが40.6、高校1年生は36.4と、現状がございます。ここを市としてはどのような目標値をお持ちなのかお尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

これまで、接種の実績から、キャッチアップと定期接種について40%以上を目標としてきました。高校1年生についても40%以上が目標として取り組んでまいりました。

ただ、決定が先ほどご指摘のとおり変わりますと、目標のほうも若干変わってくると考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

この5か月間の様々な啓発で、さらに受けてくれる方が増えることを望んでおります。

このワクチン接種をする中で、未接種の方の理由っていろいろあるかなと思うんですけど、市はどのように考えておられますか。お尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

厚生労働省のHPVワクチンに関する調査では、接種対象者や保護者における認知向上の必要性、接種に対する不安感の軽減につながる情報提供の必要性が課題として報告されております。

本市においても同様のことについては課題と感じていることから、接種対象者だけでなく、保護者の方へ、認知向上と接種に対する不安感の軽減になるような情報提供に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

お隣、宮崎県では、子宮頸がん罹患率、また、死亡率がともに全国1位と高かったこともあって、県はとにかく必死に市町村の取組

を支援しているようでございます。

1回目の接種率の、1回目をしていないということは、まずはそこからがスタートです。1回するとやっぱり2回、3回と打とうと思っていらっしゃると思いますので、この1回目の実施率の低い9市町村の副市町村長さんとか予防接種の主管課、それから教育委員会を訪問して、接種勧奨を県が必死に協力を仰いでいるようでございます。

その中で、講演会などを実施したのが6自治体あったというふうに聞いております。本当に教育委員会も一緒になって主管課と頑張ったそうです。

その中で、アンケート調査を行った中で、本人が222人、保護者が152人、374名が回答された中で、接種動機として全体の50%以上が市町村からの個別通知と回答をしています。個別通知が本当に大きな役割を果たすんだなということがここで見てとれます。

その中で、宮崎市は令和6年度に新たな取組として、高校1年生及びキャッチアップ対象者に春と夏の2回の個別通知を実施しております。高校1年生の接種率が令和6年8月時点で、令和5年の約20%増しになっているというふうなデータも出ているようでございます。

そして、日本は積極的勧奨を一時期やっていなかったんですけども、海外はそのままやっていましたので、今ではスウェーデン、デンマーク、イギリスなどは、もう大幅に浸潤性の子宮頸がんが減少したので、もうこれを希少がん、極めて少ない希少がんというふうに言っているという報告も出ています。

今後、高校1年生などには春と夏の2回の個別通知ができないものかお尋ねをいたします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

1 回目の接種を 15 歳になるまでに受けた場合は、2 回の接種が可能です。引き続き、早めの接種を呼びかけるとともに、今後、接種の最終年を迎える年齢の方への受診勧奨については検討していきたいと考えます。

以上です。

○ 14 番（黒田澄子さん）

議長の許可を頂いておりますので、パネルを出したいと思います。

これは、キャッチアップとかがちょっと伸びる前の宮崎市の個別通知のはがきでございます。非常に分かりやすく、機会を逃すと最大 10 万円自己負担ですよとか、ワクチンについて、また、無料期間、子宮頸がんの状況、ワクチンの効果などを分かりやすく書いてございます。

このはがきの裏面が、令和 4 年度比で 6 年度は約 6 倍の接種見込みになっている。これが、個別通知の効果がこの中にも相当あるのではないかというふうに思えるものでございます。

通知のはがきはいろいろあるんですけども、もう分かりやすくこうやって 10 万円ぐらいかかるんですよ、この無料期間を逃すととか、そして、一生に一度は感染するんだとか、90% の予防効果があるとか、そういったことが文字ではっきり分かるような、こういった書き方のはがきを今後出せないものかお尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

現在、市のほうでは、接種対象になった方に予診票を配付し、その後、接種が完了していない方にはがきを送付しております。

今ご提案のあった周知方法等も含めて、今後、未接種の方に周知する方法については検討していきたいと考えております。

以上です。

○ 14 番（黒田澄子さん）

何が何でも受けないと決めている人もいらっしゃることは理解しておりますが、どんなものか分からないと思っている場合、やはり個別通知は大きな意味をなすと思いますので、そこは頑張っていただければかなと思います。

宮崎市が中学校 1 年生を対象に出前講座を行っています。産科医会の会長さんも来られて、まず、中学校 1 年生と保護者が対象で、最初に、27 歳で子宮頸がん で亡くなった人の闘病生活と遺族の言葉の記録した動画の上映、それから、産婦人科医の会長の講演、その中で様々な現状を、日本の現状を訴えられて、海外の事例もどんどん教えていただいて、「発症率が大幅に世界では減っています。でも、日本ではまだまだなんです」とかそういったことも話されて、参加した女子生徒がアンケートの中で、「子宮頸がんの怖さが学べたので、積極的にワクチンを接種したい」と——これは中学校 1 年生ですね——話しています。保護者は、「親が正しい知識と情報を得ることで、大切な子どもの命を守ることができる」と感想を述べています。

このような大がかりなことができなかったとしても、教育委員会も協力していただいて、こういった形の出前講座等も、がんの学びという部分でも、また、自分の健康のためにもできないものかお尋ねをします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

児童生徒の健康に関して、健康保険課が実施する様々な事業を活用していくことは大切なことであり、今後も連携していきたいと考えております。

○ 14 番（黒田澄子さん）

最後に、給食センターについてお尋ねします。

始業式に給食が提供できている日置南はいつ頃から始まっているのかお尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東 正和君）

お答えします。

令和2年度から実施しています。

○14番（黒田澄子さん）

これが3センターの中の一部ですけれども、全ての市内の小中学校で同様の取組はできないものかお尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

お答えします。

始業式・終業式の日授業時数が異なっているため、一律に給食を提供することはできない場合もございます。

当日の授業時数が4校時以上で、かつ学校長から要請がある場合については提供ができるというふうに考えています。

○14番（黒田澄子さん）

校長会等でそのような現状というのは皆さんご存じなのかお尋ねをします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

各学校において、給食を始業式・終業式に提供している学校、提供していない学校というのは、学校間での、もちろん校長先生ですけれども、学校間でそこについては把握はされていらっしゃるというふうに考えます。

○14番（黒田澄子さん）

4校時という、午前中4校時授業が、終業式があって、その後、授業ができれば給食を出すことができるということを認知いたしましたので、できれば御飯を食べて元気に帰っていただけたら、ある意味、授業であるけれども、子育て支援でもあるという部分で、今後、何とかこういったことも頑張って進めていってほしいなと思うところでございます。

非常食が出ている東市来、備蓄がそもそもあったから出せていると思います。これも、センターでどのような理由でこれが始まったのかお尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東

正和君）

自然災害、それから設備の不具合、あと異物混入、感染症というような、感染症による調理員の不足等の不測の事態というので給食の提供ができなくなる場合に備えるという目的で備蓄をしているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

あとの2つのセンターでも非常食の備蓄はできないのでしょうか。お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

非常時の対応策として有効であるというふうに考えておりますので、今後、非常食の備蓄を進めてまいりたいと考えます。

○14番（黒田澄子さん）

センターが稼働できなかったことも過去にあっております。そういうときに、防災備蓄品の中から給食センターで食事を提供できなかったとき、備蓄品を提供できるものでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

災害の状況にもよるとは思いますが、備蓄品を提供することは可能であると考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

袋を破ってすぐ御飯が食べられる、そういった備蓄品ってあるのでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東純一君）

お答えいたします。

袋を開けるだけですぐ食べられるレトルトの物も備蓄してございます。

内容としましては、ワカメ御飯や五目御飯、カレーピラフなどを備蓄しているところでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

その備蓄食はアレルギー対応になっている物があるのかお尋ねをします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

エビ、小麦、卵など、アレルギー特定原材料等28品目及び貝類が使用されていない物を備蓄しております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

安心しました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、下園和己議員の質問を許可します。

〔5番下園和己君登壇〕

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。令和6年の日本は、能登地震で始まり、その後も豪雨・台風など、甚大な被害を受けた災害が幾つも発生しました。このような災害からの1日も早い復旧・復興を衷心から願いながら、今年最後の日置市の12月議会一般質問を行う5番議員の下園和己でございます。

さて、1項目めは、日置市が令和6年度に実施した吹上砂丘荘のサウンディング調査の結果と今後の展開についてです。

その1、調査に参加した事業者について、業種ごとにその数を示せ。

その2、令和7年度に譲渡または貸付けを予定しているようですが、どのような業種に絞って今後公募を行うのか。また、その公募期間はいつからいつまでの予定か質問いたします。

2項目めは、ゆーぶる吹上の食堂のサウンディング調査の結果と今後の展開についてです。

その1、調査に参加した事業者は何社あったのか。

その2、令和7年度からの業務委託に向けて、公募期間はいつからいつまでの予定か。

その3、公募がなかった場合は、令和7年度からどのような業務形態・内容で食堂運営を行うつもりかを質問いたします。

3項目めは、期日前投票終了時刻の変更についてです。

日置市選挙管理委員会によりますと、令和6年10月に行われた衆議院議員選挙における有権者は3万8,588人で、小選挙区における投票者は2万1,492人、そのうち期日前投票者が1万2,597人、当日投票者が8,895人でありました。

そこで、今回、期日前投票は市内4投票所で11日間行われましたが、投票所ごとに18時から18時59分、19時から20時までの投票者数が何人だったかを質問いたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、吹上砂丘荘のサウンディング調査についてのその1、調査に参加した事業者について、業種ごとに数をお答えいたします。

サウンディング型市場調査にて対話を申し込まれた件数は4件でした。

申し込まれた業種については、宿泊業を営

む事業者が2件、飲食業、建築リース業、不動産業、設計業の4社合同が1件、建設業、スポーツキャンプ、イベントマネジメントサービス業の複合事業者が1件となります。

その2、譲渡または貸付けにおける業種及び公募期間についてお答えします。

今回の公募に当たって、特に業種の限定はしていませんが、募集要項に宿泊機能及び宴会機能等の継続に努めることなどを「市からの要望事項」として記載しています。

応募申込書運営方針の提出期間は、令和6年11月25日から令和7年1月10日までとしています。

質問事項の2つ目、ゆーぷる吹上の食堂のサウンディング調査についてのその1、参加した事業者数につき回答します。

ゆーぷる吹上のサウンディング型市場調査にて対話を申し込まれた件数は1件でした。

申込みのあった事業者とは別に、こちらからヒアリングに伺ったり活用の提案をした企業は9社ありました。

その2、公募期間はいつからいつまでの予定かとのこと質問につきお答えします。

サウンディング調査において、砂丘荘の運営とゆーぷるの食堂部門の経営を一体として担いたいという提案もあったことから、まずは、砂丘荘公募の応募状況、選定状況を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えます。

その3、公募がなかった場合、令和7年度からどのような業務形態・内容で食堂運営を行うつもりかという点につきお答えします。

今回のゆーぷる吹上のサウンディング型市場調査の実施に当たり、複数の飲食事業者と意見交換をしました。

対話する中で、昨今の物価高騰の影響の大きさや人員不足等による食堂運営の難しさを改めて感じたところであり、食堂単体でのテナント公募については、現状では応募の可能性が低いことが想定されます。

来年度の食堂運営については、砂丘荘公募の状況を踏まえ、テナント公募、既存の形での営業継続、シェアキッチン方式への転換など、複数の可能性を視野に現在検討しているところです。

質問事項3につきましては、選挙管理委員会事務局長より回答します。

以上です。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

それでは、質問事項3、期日前投票終了時刻の変更についての1問目、期日前投票の市内4投票所における18時以降の投票者数についてお答えいたします。

期日前投票期間の市内4期日前投票所の投票者数は、東市来支所で18時台が201人、19時台が85人、日置市中央公民館で18時台が387人、19時台が235人、日吉支所で18時台が73人、19時台が20人、吹上支所で18時台が91人、19時台が39人となっております。

以上です。

○5番（下園和己君）

それでは、これから1回目の質問について内容を深めてまいります。

1項目めです。吹上砂丘荘のサウンディング調査の結果と今後の展開について、その2、どのような業種に絞って公募を行うのかにつきましては、先ほど、募集要項に宿泊機能及び宴会機能の継続に努めることを日置市からの要望事項として明記してあるとの回答を得ましたので、追及はいたしません。

そこで、その1について、サウンディング調査で対話した4件は、全て宿泊と宴会の提案はあったのかを伺います。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

お答えします。

4件とも宿泊の提案はございました。

宴会についての提案は全てではございませ

ん。

以上です。

○5番（下園和己君）

今の答弁で、4件とも宿泊の提案があったとのことで安心いたしました。宴会の提案は全てではなかったわけですね。

それでは、昼の食事については4件から提案はあったのかを伺います。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

こちらも全てではございませんが、食事の提案もございました。

○5番（下園和己君）

4件全てから昼の食事提案はなかったようで心配ですけれども、吹上地域住民の代表の一人として、宿泊と宴会ができて昼の食事もできる法人が今後選定されることを強く期待いたします。

次に、2項目めです。ゆうぶる吹上の食堂のサウンディング調査の結果と今後の展開について、その1については、調査を行った法人は1件でしたが、9社に活用の提案の打診を行ったとの回答を得ましたので、これもこれで了承いたします。

その2、公募期間につきまして、吹上砂丘荘の公募の応募状況と選定状況を見極めてから検討するとの回答を得ましたので、これもこれでただいまの答弁で了承いたします。

そこで、その3、公募がなかった場合は、令和7年度からどのような業務形態・内容で食堂運営を行うつもりかを示せにつきまして、回答がありましたシェアキッチン方式とはどのようなものを伺います。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

シェアキッチンとは、1つの調理場を複数人が共同で使用するということです。

例えば、業者が来て食事を提供・販売する。宿泊者が自分たちで食事の用意をする。また、合宿団体専属の栄養士などが利用することなども想定しております。

以上です。

○5番（下園和己君）

シェアキッチン方式につきましては、今の説明で理解できました。

とにかく考えられるあらゆる手法を取り入れて、私は食堂を有効活用すべきだと強く思います。

そこで、食堂の営業の現状は、水・木・土日の11時30分から15時までの変則営業でお客様が戸惑っておりますので、定休日は設けても、それ以外、毎日営業ができないものかを伺います。

○総括監（観光施設担当）（松岡政仁君）

1問目でも回答いたしました。昨今の物価高騰の影響や人員不足などにより食堂運営は難しいと感じていますが、営業の在り方につきましては、事業者の経営判断になるものと考えているところです。

以上です。

○5番（下園和己君）

毎日の営業が難しいことは理解いたしました。しかしながら、吹上地域住民と地域外のお客様から、毎日営業の声が多数寄せられております。そこで、現メニューのままで構いませんので、毎日営業がなされることを強く望みます。

それでは、最後に3項目め、期日前投票の終了時刻の変更についての質問です。

ただいま、4投票所ごとに回答いただきましたが、期日前投票の11日間、4投票所分を合計いたしますと、18時から18時59分に来場された方は752人で1日平均68.4人、19時から20時は379人で1日平均34.5人となりますが、吹上支所に限れば、18時から18時59分は91人で1日平均8.3人、19時から20時は39人で1日平均3.5人と少ない状況です。日吉支所となりますと、18時から18時59分は73人で1日平均6.6人、19時

から20時は20人で1日平均僅か1.8人とかなり少ないですが、この状況をどう捉えますか。伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

1日平均にしますと僅かな人数かとは思われますけれども、有権者の投票機会の確保につながっているのではないかと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

局長の言われたことは理解いたします。しかし、私は、市職員以外の事務従事者の12時間近くに及ぶ長時間勤務の解消と事務従事者の手当削減の必要性の両面から、3支所の終了時刻は早めるべきと考えます。

日置市では、市職員の減少に伴う人員確保の問題と経費削減の両面から、令和4年の夏に行われた参議院議員選挙から、投票所をそれまでの38か所から8か所に減らした経緯があり、午後8時までの期日前投票時間の確保については、私もその必要性を認識しております。

しかしながら、今回の衆議院選挙において、期日前投票事務に従事した一般市民数名から、夕方から夜の投票者が非常に少なく、投票時間を18時まででよいのではないかと、少なくとも19時に変更すべきではないかとの声が寄せられております。

そのようなことから、私は3支所の終了時刻は19時までが妥当と考えますが、どうでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

投票管理者、投票立会人の方につきましては、朝の8時30分から20時までの11時間30分と長い長時間にわたっての従事して

いただいておりますことで、そのご負担も私どもも理解はしているところでございます。

投票時間の短縮等につきましては、日中に仕事をされている有権者の投票機会の確保の観点から、今のところ、投票時間の短縮を行うことは考えておりませんが、投票立会人などの方の負担の軽減が図れるような方策につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

それでは、再度聞きますけれども、局長の言われることは分かりましたが、来年の5月、市長選と市議選が行われるわけですが、その際、19時から20時までの期日前投票の平均来場者が今回の衆議院選挙の人数より少なかった場合は、その次の選挙から3支所の終了時刻を19時までにするべきと考えますが、どう思われますか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

先ほども答弁をいたしましたけれども、有権者の投票機会の確保の観点から、今のところ、投票時間の短縮等は考えてはおりませんが、今後の1つの選挙というわけにはいけませんけれども、今後の投票の状況は注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

相当前の話になりますけれども、投票日当日の終了時刻は午後8時まででした。しかし、投票時間帯の来場者数を分析した結果、午後6時以降の投票者が少なかったことに加え、投票に来られる市民は投票意識が高く、2時間早めても投票に来てくれるだろうと判断し、現在の6時に終了時刻を変更したのではないのでしょうか。

この点も踏まえて、3支所の期日前投票の

終了時刻を19時に変更するか、市職員以外の事務従事者の拘束時間11時間30分を2分割して実施することを今後前向きに検討していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、6番、佐多申至議員の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

おはようございます。

今朝の交通安全立哨で、冷たい雨風にも負けず登校する子どもたちの姿に元気をもらってきました。冷たい雨風だったので、その影響で少し滑舌が悪いかもしれませんが、ゆっくりと質問してまいりますので、市民が分かりやすく答弁いただきたいと思います。

さて、今後の地区公民館と地区自治公民館について。

令和4年12月議会で私が質問した最適な地区公民館の在り方について、教育委員会と市長部局と連携して協議していくとの答弁であった。2年が経過しております。協議の進捗状況を伺います。

2項目め、本市の保育施設の現状と今後について。

保育人材の確保について質問してまいります。過去の一般質問で答弁いただいた保育の現状についての情報連携が行われ、既存の事業所間で共通理解が得られたことで、新たな保育所の建設が進み、日置市の待機児童対策は着実に進んでいると実感しております。

その一方で、報道等でも保育人材不足のことをよく目にするようになり、私、こどもまんなか応援サポーターとしては、新たな待機児童対策として、保育人材確保にさらなる攻めの新一手を講ずる必要性を感じております。

そこで、1、日置市では、保育士など保育人材は充足している状況にあるのかを伺う。

2、令和5年9月に、こども未来課内において日置市保育のおしごと支援センターを設置しましたが、設置から現在までの登録者数と実際にセンターの紹介により就業した人数を伺います。

3、今年度、保育所や小規模保育事業所が開設されました。また、令和7年度には新たな保育所が2園開園しますが、利用定員分の子どもたちを受け入れるために必要な保育人材は確保されているのか伺います。

4、少子化による今後保育人材の確保がますます困難になっていくことが予想される中で、就労要件等にかかわらず未就学の子どもの時間単位で預けられる制度「2026こども誰でも通園制度」に向けた新たな保育サービスにも対応していかなければならないと考えております。市長の保育人材確保に取り組む決意を改めて伺います。

次に、放課後児童クラブについての質問です。

保育所での保育を必要とするお子さんが増えている中、放課後児童クラブの需要も高まっています。全国的にも放課後児童クラブの待機児童問題が社会問題となっている中、本市の取組状況について、その5に、放課後児童クラブに入れないといった保護者の声が日増しに聞こえてくるが、現状をどう認識しているのか伺う。

6、今後も放課後児童クラブの利用ニーズが高くなっていきます。保育所と同様に、新しい施設等による待機児童対策が必要と考えるが、どうか。

最後に、7、保育士同様に、放課後児童支援員の人材確保も喫緊の課題であると考えているが、市としてはどのような対策を考えているのか伺う。

以上、1問目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、地区公民館と地区自治公民館についてのその1、協議の進捗状況につきお答えします。

地区公民館の在り方について、日置市協働のまちづくり推進委員会で審議を重ねてまいりました。

条例地区公民館については、教育委員会と協議しながら、地域に必要な生涯学習の拠点とするための検討を行っています。

地区自治公民館活動に関わる地域コミュニティ支援の在り方については、集落支援員等の人員配置や交付金制度などの協議を行っているところです。

今後は、委員会から市に提出される予定の最終答申を受け、方針を決定していくこととなります。

質問事項の2つ目、保育政策についてのその1、保育人材の充足状況について回答します。

令和5年度に実施した令和6年度の入所申込みにおいて、1事業所が保育人材不足を理由に利用定員を減らしましたが、そのほかの事業所では、現利用定員に対して基準上必要な職員数は確保できている状況にあります。

その2、日置市保育のおしごと支援センターにおける登録者数と就業人数について回答します。

日置市保育のおしごと支援センターには、令和6年10月末までに、保育士や保育補助者など65人の登録があり、そのうち26人が日置市内の事業所で採用されました。

その3、新たな保育所における人材確保につき回答します。

今年度開設した保育所等では、保育所等が設定した利用定員を受け入れるに当たって、必要な職員数を確保した状態で事業を開始できたところです。

令和7年4月1日開設予定の保育所につい

ては、必要な職員数を確保できるめどが立ったとの報告を受けているところです。

令和7年度中に開設予定の保育所については、日置市保育のおしごと支援センターも活用しながら、必要な職員数の確保に努めていると伺っています。

その4、保育人材確保に取り組む決意につきお答えします。

マニフェストの柱の一つでもある「子育て世代に選ばれる日置市」を実現するために、保育人材確保は重要な取組であると考えています。

このことから、潜在保育士等に向けた日置市保育のおしごと支援センターでの無料職業紹介に加えて、今年度から、新卒保育士確保のために、保育士養成校の学生等と日置市内の保育施設との交流を図るためのバスツアーを実施し、市外在住の学生も含めて多くの学生に参加していただいたところです。

今後も、保育現場や保育士養成校、保育士養成校に通う学生の皆さんとの対話を行い、効果的な保育人材確保に取り組んでいきたいと考えています。

その5、放課後児童クラブの現状認識につき回答します。

こども未来課設置以降、既存事業所との情報連携の中で、今後不足が生じるおそれがあると判断し、定員枠の拡充のための移転支援や支援単位を増やすなどの取組を行ってきました。

この結果、放課後児童クラブについては、現在、国の定義上の待機児童はおらず、市に対して利用相談があった方も全て利用につながっています。

その一方で、希望の放課後児童クラブに入所できていない現状はあるものと認識しています。

その6、放課後児童クラブにおける待機児童対策についてお答えします。

次期子ども子育て支援事業計画策定に併せて、放課後児童クラブの利用ニーズの調査を行いました。

現在、その調査結果を踏まえて、放課後児童クラブの過不足の状況を精査しているところですが、不足が見込まれた場合は、まずは、定員枠の拡充や支援単位増加について既存事業所と十分に協議し、それでもなお不足が生じると見込まれる場合は新設の検討をしたいと考えています。

その7、放課後児童支援員の人材確保についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、放課後児童クラブの実施に当たって必要となる放課後児童支援員の確保は難しい課題であると考えています。

まずは、放課後児童クラブの安定的な運営を図るために、国の補助事業において新たに創設された常勤保育士配置の加算事業や、放課後児童支援員を増やすための認定資格研修の市内での実施について検討しているところです。

今後も、必要とする子どもたちが確実に利用できるように、放課後児童クラブの拡充や安定的な運営について、現場の声をお伺いしながら取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1の今後の地区公民館の在り方についてお答えをいたします。

先ほど市長から答弁がありましたとおり、地域に必要な生涯学習の拠点とするための検討を行っております。

その上で、これまでの講座事業を実施するだけでなく、今後の社会の変化を見据えた視点での学習会の提供や持続可能な社会の作り手を育成することが大切だと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

それぞれ地区公民館について、市長と教育長がお二人回答いただいたということは、地区公民館における一つの進歩だと私は確信しております。

市長部局と教育委員会が今後の公民館について地域事情を把握し、十分に協議し、持続可能な市民のための公民館へ進めていただきたいと考えています。

さて、また、市長の答弁にありました日置市協働のまちづくり推進委員会から提出される最終答弁とありましたが、この最終答弁はいつになるのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

最終答申になりますけれども、令和6年度末の来年3月末を予定しております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

承知しました。3月ということですね。

それでは、今現在制定されている条例地区公民館と組織である地区自治公民館の違いと、その組織及び条例地区公民館の今後の管理体制を伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

条例地区公民館は、地方自治法に定める市が設置をする公の建物であります。地区自治公民館は、地域内の自治会で構成される地域コミュニティの呼称でございます。

端的に言いますと、条例地区公民館は建物、地区自治公民館は組織という違いがございます。

よって、条例地区公民館の管理については、今後も市が管理していくということになります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私が当時、自治会長をしている頃、平成21年に自治会長になって、平成22年に制定されて、条例が制定され、平成23年に地

区公民館制度が施行された記憶があります。

そのときから共生・協働を言葉にみんなで頑張ってきた経緯がありますが、実際、この地区公民館制度が施行されたときから、館と組織というその理念は長い期間を経て、ある程度、意識浸透していると思われます。

しかし、現状もしくは現場においては、市が、その地域が浸透していることについての意識の浸透度についてどう認識しているのかを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

地区公民館は、地域づくりを推進する拠点施設として条例により規定されております。地区公民館支援員等の職員は、館の管理、それから部屋等の使用許可、そして地域づくり活動の支援等を行っております。

一方、広域自治組織でございます地区自治公民館は、独自に定めた地区の規約等によりまして、役員や専門部等の体制を定めております。それによりまして、総会、運営委員会の会議等、それから夏祭り、文化祭等の行事を実施しながら、地域づくり活動を展開しているということになります。

ただし、実際の活動を行っているのは組織となりますけれども、地区自治公民館であることの理解というのはまだ深まっていないものがあるというふうに認識をしております。

○6番（佐多申至君）

今、答弁がありました。今、そういった現状としては、業務は恐らく、恐らくというか、どこの地区公民館も同じく自治公民館と一緒に同じ館で、同じ部屋で事業が行われていると思われます。

公設で生涯学習等の館としての条例地区公民館と組織である地区自治公民館が同じ館で業務を行うことになり得るかどうか、今後、まちづくり推進委員会でも、その辺は協議がされているのでしょうか。伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

先ほどの市長、教育長の答弁でもあったように、地域に必要な生涯学習の拠点とするための協議を現在行っているところです。

その中で、同じ館で業務を行うことについても議論を始めたところでございます。

○6番（佐多申至君）

窓口にいらっしゃる方々は、いろんな職員、内部事情はあると思いますが、来られる市民としては、全く見た目は変わらないわけです。その辺もしっかりと市民の視点から、利用される市民の視点から、どういうふうに地区公民館、そして校区自治公民館が見えているのか、その辺も含めて視点を変えた意味での協議も必要かと考えております。

その辺も含めて協議がなされるであろうということで、質問にはしませんが、ぜひ、その辺を市民視点と職員の方々の視点、両方、双方を考えながら進めていただきたいと考えております。

現在、自治会には担当職員がいます。毎年、各地域で紹介されると思いますが、自治会担当職員の支援体制が現在もあります。そもそもいろんな担当職員自体の自治会との関わり状況が不透明です。集落支援員という言葉が出てきますが、集落支援員とどう差別化を図っているのでしょうか。伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

協働サポーターであります自治会担当職員は、自治会長の相談役として、市職員としての見解や各担当課との取次ぎ等の役割がございます。

集落支援員——地区公民館の支援員ですね——集落支援員は集落点検を実施し、その結果を基に自治会、地区の現状や課題、あるべき姿などについて、住民や行政との間で話し合いを促進するという役割がございます。

役割は異なりますけれども、地域への支援という点では、両者の連携は非常に大切だということふうに認識しております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私も今、自治会担当職員の方々とは接点はこれまでも、実際の当時はありませんでしたが、今の答弁からいくと、自治会担当職員は自治会長の相談役と、そして、集落支援員は地域の相談役ということで理解すればよろしいでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

そのとおりです。

○6番（佐多申至君）

現在、各自治公民館の職員の方々、尋ねると、もう現在の来年度の予算を含め、事業計画を策案されていらっしゃる状況でございます。事業というか、来年度、7年度の。何やかんやしているうちに、時の経過とともに地区の業務は進んでいって行くわけです。

新改革、いわゆる今後のこういった地区公民館制度も含めて、新改革に向けて地区自治公民館は今後どのようなことを念頭に協議を重ね、検討していけばよいのか。また、そのおおむねの流れ、そのスケジュールを示していただきたいが、どうかを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

既にソフト事業の見直しを受けまして、地区自治公民館においては、限られた財源の中で知恵を出し合いながら各種取組を行っていただいております。

まずは、令和7年度も地区単位での話し合いを通じて、事業の実施について検討していただきたいというふうに考えております。

地区自治公民館の長期的な在り方については、日置市協働のまちづくり推進委員会の最終答申を踏まえまして、今後、エリアや規模、そして名称、こういったことなどについてご協議いただくことを想定しております。

その協議の流れやスケジュールにつきましては、委員会の答申を頂いた後に検討していただくというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今、答えて、結果的には答申が上がってからということでしたが、いわゆる今後の課題としては、エリア、そして規模、そういった名称ということで答弁がありましたが、大事なところでございます。伊集院地区館の7地区、31自治会7地区、1万4,000人、3万人ぐらいの市民を相手にした地区公民館と、逆に少人数の地区公民館、様々あります。その対応は地域ごとに事情は違うわけですけど、そういったものを公平性を考えながら平等にというわけにはいかないけど、公平性を考えて進めていっていただきたい。

また、事業所、地区公民館の中の職員体制も大きく答申によっては変わるところもあれば、さま変わりは想定できない状況でございますので、はっきりと答申が出た時点では想定できたものは事前に整理をして、行政のほうからある程度アドバイス、助言できる体制は整えていただきたいと考えております。

令和7年度を期間に置いて、令和8年度へという話もありましたが、実際はなかなか期間的には地域によって違いますので、その辺は地域事情を把握して応じて、市長、教育長、それぞれ対応していただき、市民が困惑しないように努力していただきたいと思います。

地区公民館においての最後の質問になるのですが、条例地区公民館及び地区自治公民館について、最後になりますが、合併後、市は条例制定後、平成23年度には地区公民館制度を施行して取り組んできております。事業の改善化とするならば、この地区公民館事業の事業管理、PDCAにおいて、これまでの評価と市長の考えをお示しください。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

合併後、本市においては、以前の小学校区を基本とする地区公民館制度を推進してまいりました。

また、住民の話合いや活動を通しまして、地区自治公民館としての組織体制も整備されてきたと認識をしております。

このような中、財政的な課題から、地区公民館の在り方について、まちづくり推進委員会で議論を始めさせていただきましたけれども、現在では、自治力の育成に向けた地区公民館制度について協議をしているところでございます。

地域活動への無関心、それから自治会加入率の低下など、住民自治の力が失われつつある現状を踏まえまして、市としては、社会生活の変化に応じた住民自治を推進するため、自治力の向上に向け、側面的な支援へと移行していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○市長（永山由高君）

市長の方針をということですので、基本的には担当課長が今申し上げたようなところなんですけれども、そのPDCAという部分のチェックのところでは、やはりこれまでの各地区自治公民館における館長の皆様や、ご支援いただいてきた支援員の皆様をはじめとする地域の皆様の大きなご尽力があって成果を残していただいているところもたくさんあるというふうに認識をしております。

一方で、合併特例債を原資とする基金がこれらハード事業・ソフト事業の原資であったことも含めると、持続可能な仕組みを改めて再設計するという段階に今来ていると。その中で、地域の自治会加入率の低下等も踏まえた今の情勢の中で続く仕組みをこれから整備をしていく。その前提として、市民の皆様のご意見をまちづくり委員会の中で今ご議論いただいているというところになっております。

原則としては、やはりその委員会での最終答申、これを踏まえて制度をしっかりと設計してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（佐多申至君）

先ほどの地区公民館及び地区自治公民館について最後ですが、館と組織、いずれも市民のためにあるもので、市民、そして地域民が利用しやすい場所でなければなりません。そのことをお忘れなきよう進めていただきたいと思います。可能であれば来期6月議会以降、今回の再確認をしていきたいと思います。可能であればです。

次に、こども未来課のほうの保育士のほうの質問に入っていきます。

本市の保育施設の現状と今後についてということで、1問目の質問はいただきました。1問目の質問については、おおむね私の理解するほどの回答はいただいたと考えております。

2問目の質問としてしていきたいと思います。1問目については、定員に対して必要な職員数は確保できている状況にあるということで確認しましたので、2問目のほうにいきたいと思います。

2問目については、日置市保育のおしごと支援センターのことについて質問したところですが、6月議会での同僚議員の質問では、就業数18人と答弁がありました。今回26人ということで、短期間でスピーディーに成果が現れており、子ども施策に一手一手が投じられていると確認しました。

ここで伺いますが、さきの1問目の保育人材不足を理由に利用定員を減らしましたがと

ということで、定員減となった事務所のフォローはできているのか伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

令和5年度に定員減の相談があった際に、保育人材確保のために職員賃金を引き上げる必要がある旨説明し、ご理解をいただいた上で、当時申請していなかった処遇改善加算申請を行うように勧奨し、加算申請書作成の指導・助言等を行いました。

そして、令和6年度からは当該処遇改善加算の認定を受けて処遇控除に努めていただいているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

事務所の処遇問題ということで、処遇問題については外部が入り込めないシビアな問題だと思います。そのような問題に行政はどのように処遇改善策に努めているのか伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

保育所との利用に伴い給付される施設型給付費等の使途は、原則といたしまして各事業所の経営判断によるべきものでございます。

保育人材確保に当たって、職員賃金は重要な要素であることは認識しているため、私立保育所の人件費基準額など、施設型給付費等の理解を促進するための説明、現状の共有等のための意見交換や対話などは継続的に行っています。

今後も事業所の皆さんと率直な意見交換ができる環境を維持していきたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今の答弁に対して、引き続き使命感を持って努めていただきたいと思います。

早速4番のほうに入るわけですが、少子化によりということで、保育人材の確保

が困難になると、その策として今回、日置市内の保育施設の交流を図るためのバスツアーを実施し、市外在住の学生も含めて多くの学生に参加していただいたということでしたが、このバスツアーの反響はどうでしたか、伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

ツアーに参加した学生のほうからは、よかったという多数の声をいただいております。実際に働いている先輩方や——出身校の先輩ですね。先輩方の話を直接聞いて良かったという声もいただいております。

今後、就職に関してのまた話も行政のほうに聞いてみたいという声もいただいております。

一番には、やはり日置市が鹿児島市に大変近かったというところの感想が一番多かったかと思いますが、この園見学ツアーにおいて、現在、新卒の予定の方2名の就職につながったと聞いております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

事業においては何事においても共通することですが、行政がアクションをすることで、それなりの結果とデータが生まれてきます。それによって、また一步一步進めると思いますが、先ほどと一緒に引き続き使命感を持って頑張っていただきたいと思います。

次に、先ほど児童クラブについては質問しておりましたので、保育については終わりにしまして、放課後児童クラブについて質問したいと思います。

5番の児童クラブについては、放課後児童の入所できていない現状はあると認識されているようです。5と6ですね。そういったニーズが高くなっているということに関して、今後の新設も検討したいということでした。

5、6 併せての質問になるんですが、協議においては保育所同様に事業者との相互理解が重要だと考えます。事業者側の動向はどう捉えているのでしょうか、伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

不足が見込まれている場合、支援単位増加を検討するといったご提案をいただいている既存事業所や、新設についてのご提案をいただいている新規事業所もございます。

一方で、人材確保や経営上の観点から、事業維持のためにさらなる加算の充実を求める声もいただいているところでございます。

以上です。

○6 番（佐多申至君）

保育施策については、市長並びに担当課のほうで淡々と答弁をいただいているので、私のほうからは、今のところ質問する事項が一つずつ消されていくような状況で、いよいよ、詰めていきますと最後の質問になりそうです。

7 番目の保育士同様に、放課後児童支援員の人材確保も課題であると考えているということに対して、市長からしっかりと答弁をいただいております。

現場の声を伺いながら取り組んでまいりたいと最後に言われましたが、最後に市長に、市長のマニフェストの一つである子育て世代に選ばれる日置市とあります。これを実現するために、子ども・子育て施策に述べられた取組を今後も、こども未来課一同皆様と精力的にスピーディーに進めていただきたいと考えます。

最初に申し上げましたように、私は、こどもまんなか応援サポーターであります。大いに期待するところであります。

最後に市長、来るべき市長選へのさらなる期待を膨らみますが、現段階での前向きなご答弁をいただきますでしょうか。

○市長（永山由高君）

子育て世代に選ばれるまちをつくるというのは、マニフェストでもうたわせていただいておりますとおり、非常に優先度の高いテーマであるというふうに認識をしています。

大変ありがたいことに、日置市の転入と転出のバランスで申し上げますと、3 年連続で社会増ということで、特にゼロ歳から4 歳児が大きく転入が超過しているということから申し上げられることは、これからのこども・子育て政策は、出生数だけではなく、今後の転入の動向も予測しながら、将来の需要予測をしていくという非常に難しいテーマを抱えながら取り組んでいるものになるというところがまずはございます。

だからこそ、各事業者の皆様方と今後の需要の予測も含めてしっかりと情報を共有しながら、市と各事業者の皆様の対話の機会を増やしながら必要な施策に取り組んでいくということが、これまで以上に重要になってくるというふうに考えますので、担当課とともにしっかり進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6 番（佐多申至君）

言いたいことを言いましたが、今の市長の答弁で、私も来るべき市長選にさらなる期待ということで申し上げましたので、今の答弁は、永山市長と皆が共同で頑張っていかれるということで理解すればよろしいでしょうか。

質問は、さらなる市長選も5 月に控えておりますので、今の市長の考えは、次の来期も永山市長自らが先導されるということで理解すればよろしいでしょうか。今のところ、答えられなければ、難しいところですけど。

○議長（並松安文君）

ちょっと通告外になるような感じがしますが。

○6 番（佐多申至君）

最後に、来るべき市長選へのさらなる期待を膨らんでいると私が申し上げましたが、今

の答弁は、私のほうで、市長も頑張れるだろうということで理解しましたので、以上でございます。

○議長（並松安文君）

次に、18番、漆島政人議員の質問を許可します。

〔18番漆島政人君登壇〕

○18番（漆島政人君）

さきに通告していました4項目について質問いたします。

初めに、市が管理するオリーブ栽培の件から質問いたします。

日置市では平成25年、鹿児島銀行及び野村証券と連携協定を結び、オリーブの6次産業化がスタートしました。その中で、本市の役割は、オリーブの生産部門を担い、オリーブ栽培の啓発を目的に、実証圃場にて約700本の試験栽培が開始され10年が経過しています。

そこでお尋ねします。当初、2年生苗を10年育てたときに、1本当たり10kgの収穫と10a当たり30万円の収入を見込んでいるということでしたが、その見込みについてどうなのかお尋ねいたします。

また、試験栽培で得たノウハウや知見が、生産農家が抱える課題改善につながっているのか。

そのほか、令和4、令和5、令和6年度における栽培管理費及び栽培に携わった職員の延べ日数についてもお尋ねいたします。

次に、観光案内所運営の在り方について質問いたします。

現在、観光案内とアンテナショップに関する業務は、市が観光協会に毎年367万円の指定管理料を負担し、伊集院駅横の観光案内所で運営されています。

しかし、駅利用者のほとんどは通勤・通学者です。また、お客さんが身近に利用できる駐車場也没有。そのほか行ってみたい、

食べてみたいと観光地を調べるとき、今はほとんどインターネットです。したがって、観光案内所運営については疑問を呈する意見が多いことも事実です。

そこでお尋ねします。過去3年間における観光相談件数と、アンテナショップにおける本来の役割は果たされていると認識されているのか。また、過去3年間における販売額についてもお尋ねいたします。

次に、避難所と避難体制の在り方についてお尋ねいたします。

避難をしたいが交通手段がない、タクシーを利用したくてもお金がかかるなどの理由で、避難を諦めている高齢者等が多いのも事実です。また、避難行動要支援者については、本人の同意を得て個別避難計画も進められています。しかし、それに携わるスタッフの確保など多くの課題があるのも事実です。そのほか、今後、免許証を返納される方も増えることが予想されます。

そこでお尋ねします。市として、こうした災害弱者の方々の救済については、どうお考えになっているのかお尋ねいたします。

次に、大規模災害に備えた水道インフラ施設の維持及び給水サービスの在り方についてお尋ねいたします。

水道は、住民生活にいつときも欠かせない重要なインフラの一つです。今後発生が心配される南海トラフ巨大地震では、本市付近でも震度5強が予想されています。仮に同規模の地震が発生したとき、水道施設への影響と、復旧までの見通しについてお尋ねいたします。

また、断水する期間はどの程度続くと想定されているのか、このことをお尋ねして1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、オリーブ栽培について

のその1、当初見込んでいた1本当たり10kgの収穫及びその収入の見込みについて回答します。

平成25、26年に550本の栽培を始め、5年後から収穫ができるようになり、1本当たりの最大収穫量は53kg、1本当たり平均は、令和5年度4.8kgとなっています。

当初見込んでいた収穫に届かず、収入も目標に達していないため、まずは1本当たり10kgの収穫ができるよう栽培管理の改善に取り組んでいます。

その2、試験栽培で得たノウハウや知見が、生産農家が抱える課題改善につながっているのかとのご質問につきお答えします。

10年以上が経過し、本市の風土に合った品種及び病虫害対策や剪定方法など、栽培管理をどのようにしたらよいかの知識や情報が蓄積されております。これらの情報を生産農家へ共有し、改善につなげています。

その3、栽培管理費と栽培に携わった職員の延べ日数につき回答します。

栽培管理費は、令和4年度618万8,259円、令和5年度223万2,004円、令和6年度は10月31日時点で210万2,350円です。令和4年度については、栽培技術の動画制作費用等を計上しました。

オリーブ推進係3名の職員に加え、倒木処理や収穫時等に携わった職員の延べ日数は、令和4年度631日、令和5年度576日、令和6年度は10月31日時点で408日です。

質問事項の2つ目、観光案内所運営の在り方についてのその1、過去3年間における年次ごとの観光相談件数についてお答えします。

観光相談に特化した集計は取ってはいませんが、来館者は何らかの観光情報等を求めて来られるものと考えています。来館者数としては、令和3年度が4,447人、令和4年度が4,760人、令和5年度が6,040人

となっています。

その2、アンテナショップについての役割及び年次ごとの販売額についてお答えします。

アンテナショップを含めた観光案内所の設置目的である観光交流の振興と地域経済の活性化という役割を果たすため、観光ガイドと特産品の販売を兼ねた職員を配置しています。

観光ガイドは、アンテナショップでの案内のほか、観光ガイド協会として、令和5年度は延べ2,650人の個人・団体に対して、日置市内の観光地等の案内を行っています。

なお、アンテナショップの売上げについては、令和3年度が290万5,248円、令和4年度が302万9,158円、令和5年度が316万6,790円となっています。

続いて、質問事項の3つ目、避難所と避難体制の在り方についてのその1、交通手段の確保が困難、避難を諦める高齢者等についてお答えします。

指定避難所への避難が困難な場合、自治会が自治公民館などを避難所として開設し、自主的に運営できる届出避難所制度により、一時的に避難できる身近な避難場所の確保を図っています。

また、自助・共助の観点から、災害時は地域による助け合いが必要不可欠です。

かねてから、災害時における高齢者等への手助けなど、地域内の情報共有を図り、地域において互いに助け合う体制づくりに努めていただくことが重要であると考えています。

質問事項の4つ目、大規模災害に備えた水道インフラ施設の維持及び給水サービスの在り方についてのその1、巨大地震発生時、水道施設への影響と復旧までの見通しについて回答します。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震においては、多くの水道施設が破損や崩壊し、断水継続期間も最長で3か月から5か月程度に及びました。大規模

な地震発生の際は、本市もその程度の影響があるのではないかと想定します。

以上です。

○ 18 番（漆島政人君）

初めに、市が管理するオリーブ栽培について再質問いたします。

当初からの計算でいきますと、民間によって栽培されているオリーブは7,700本です。しかし、私が見る範囲でも倒木等でかなりなくなっています。

現在、健全に成長している本数は、どれくらい残っているのかお尋ねいたします。

○ 農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

現在は約4,600本程度になるかと思っています。

以上です。

○ 18 番（漆島政人君）

今、4,600本という回答でしたけど、私がいろいろ細かく精査する範囲では、ほとんど半分ぐらいになっているのではないかと思います。これは細かく精査しないと分からない本数ですけど。

そこで、次の質問です。実証圃場での収穫量は、収量が一番多かった去年の令和5年度でも目標の約半分です。今年はそれ以下です。

先ほどの答弁では、当初見込んでいた1本当たり10kgの収穫ができるよう、まずは栽培管理の改善に取り組んでいくとの答弁でした。

10年かけてできなかったことが、あと何年継続すればこれが達成できるのか。また、その根拠についてもお尋ねいたします。

○ 農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

今10年ほどたちました。試験圃場での栽培技術等の知見も進んでおり、技術のほうも

理解している部分がございます。

今後も栽培管理を実施することで、1本当たり10kgの目標を達成するのを5年程度でいくということを見込んでおります。

以上です。

○ 18 番（漆島政人君）

市民に対して、2年生苗を10年間育てたときに1本当たり10kgが収穫でき、10a当たり30万円の収入が見込まれると、それに対して栽培管理費は10万円が見込まれるので、差し引き20万円は残る計算であるとして、そのことの説明でオリーブ栽培を推奨してきた経緯があります。

そこで、4年前に産業建設委員会とオリーブ部会との意見交換会の資料を拝見しますと、3本支柱を立てたけど、それでも台風で飛んだと、倒木に対するご意見が相当多かったようです。

また、薬剤散布も年10回以上行っていると、草刈りや肥培管理など、オリーブ栽培には経費も人手もかなりかかりすぎる、そのほか努力しても結果が出ない、採算が取れる見通しが立たない、開花時期の雨対策が必要、日置市は栽培条件に合っているのかなど、かなり難しい意見が出されています。

先ほど課長のほうからもありましたけど、試験栽培で得られた知見が、これらの課題が克服していける見通しに立っているのかお尋ねいたします。

○ 農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

当時のオリーブ栽培の説明以上に、栽培の管理、労力がかかるなど、非常に生産者のご負担、思いに添えなかった部分があったということで理解しております。

今後も、その生産者が今作っていただいておりますので、その労力に対する収穫量の確保、また、増加に対する対応を進めていきた

いというふうに考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

今のこの部分が克服できる状況にないと、見通しがなければ、結果として恐らく栽培から10年たっているわけですので、栽培から手を引かれていく農家さんも多いんじゃないかなと、そのことはとても懸念しております。

そこで、試験栽培も当初の見込みどおりにはいかなかったにしても、私はこの10年間で培った試験栽培は決して無駄ではなかったと思います。

例えば、日置市にとってどの品種が一番いいのか、その選定もできました。また、適切な剪定時期——枝を切るほうですけど、剪定時期や、その方法も分かってきています。また、アナアキゾウムシ対策、倒木対策、肥培管理の在り方、そのほか開花時期と降雨の関係、それと適切な収穫時期など、これまで得られたノウハウや知見は、これからの栽培農家への指導材料としては十分役立つと思います。

仮に新たな課題が発生しても、これからは農家さんの民間栽培を通して一緒に研究をしていけば解決はしていけるのではないかなと、そういうふうに考えます。

したがって、今の実証圃場における試験栽培の役割は終えてもいい時期に来ているのではないかと、そういうふうに私は考えますが、このことに対して市長の見解をお尋ねいたします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃっていただきましたとおり、この10年で得られた知見、知識だったり栽培の品種等については、ある程度オリーブの特性というのが分かりつつあるかと思っています。

まだ10年という部分もございますので、今後とも試験圃場というのは維持して、適正なオリーブの栽培の方法をさらに研究していく必要があろうかと思っております。

以上です。

○市長（永山由高君）

ただいま担当課長から試験圃場を維持していくという発言がありまして、これは当面の期間維持するというふうに捉えていただければなというふうに思っております。

この試験圃場の今後の位置づけや扱いについては、これは議論できる余地のあるものであるというふうに認識をしておりますので、これを常に市が直営で持ち続けるのか、一方で、ほかの民間の主体の皆様、どこかのいずれかのタイミングでお任せをするのかといったような点については、これは検討の余地が十分にあるテーマであるというふうに認識をしています。

以上です。

○18番（漆島政人君）

私が試験栽培を終えてもいいのではないかと、それを申し上げる理由としてほかにもあります。

まず一つは、試験栽培には毎年250万円前後の公金が投入されています。また、それに携わる職員の数もかなりの人数です。行政が特定の作物だけに長期間入り込んでやっていくこのことが、住民の理解が得られるのかと、私は恐らく得られないのではないかなと、そういうふうに思います。

2つ目は、オリーブの6次産業化の在り方も全国各地で——ほとんど西日本が中心ですけど、あちこちで見直す、そういった状況にあります。したがって、やはり本市においても見直す時期に来ているのではないかと思います。

例えば専門家の方の中でも、やはり開花時期の雨の多さ、また、台風襲来による倒木等

の影響で、経営作物として収入を得ることは非常に難しいと、そういった意見も多くて、九州管内における栽培面積も年々減少傾向にあるようです。

そのこともありまして、最近では自家製のオリーブオイルを確保することを目的に、各家庭で栽培されている農家さんも増えていきます。

また、オリーブを活用した料理の提供から、また、オリーブ栽培を観光事業に組み入れるなど、生産から最後の活用まで生産者が一体的に取り組んでいく、そういった6次産業化が最近では主流になっているのも事実です。

また、先般、私たちも産業建設委員会で江田島市に研修視察をいたしました。ここは栽培気候条件もかなりいいです。また、早い時期から先進的な取組もされていました。にもかかわらず、やはりレモン栽培に切り替えるとか、また、今申し上げました、こういった経営スタイルに切り替えていく、そういった方向にあったようです。

したがって、市の実証圃場のオリーブ園は、隣接する鹿児島オリーブに譲渡する選択肢も含めて、試験栽培の在り方は見直す時期に来ていると思います。このことについて、再度市長にお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のように、例えば小豆島や江田島のように、先進地においてはオリーブを中心とした様々な産業を掛け合わせて、6次化の裾野の広がりという点において、非常に先進的な各業種の連携といったようなものが見られるなというふうに感じているところでございます。

日置市においても、このオリーブの、これまでは栽培については市及び市内の農家さんにご協力をいただく、そして、製造から販売にかけては鹿児島オリーブ株式会社さんにご協力をいただくという役割の中で取り組んで

きた部分について、今、10年間の栽培の実証結果というものがございますので、この10年間の踏まえて、じゃあ今後どのような形で進めていくのかということについては、検討する時期に来ているというふうに認識しております。

実証圃場についても、このまま市が持ち続けるのか、違う運用の形を考えるのかという点についても、これはまさにこれから検討できるテーマの一つではないかというふうに考えているところです。

一方で、市内で現に今もオリーブ栽培にご尽力いただいている農家様もいらっしゃいますから、オリーブ栽培について、引き続き市も一体となってしっかりと応援を続けさせていただく、そのことについては、現時点で変わりはないということも併せてお伝えをしておきたいと思うところです。

以上です。

○18番（漆島政人君）

今、栽培されている農家さんを支援していくことは、当然大事なことだと思います。しかし、ひとつははっきり言えることは、栽培農家においても、オリーブが本当に経営作物として成り立つのか、非常に懐疑的な見方も多いです。

したがって、見通しがなくなるとなると、即このオリーブ栽培から手を引いていくことも想定されます。

また、逆に収穫量が少なくなっていくって、採算に見合う搾油ができなければ、鹿児島オリーブ自体も一時的に閉鎖をすることも可能性としてはないわけではないと思います。

そういった事態になれば共倒れといいますか、そういう事態になりますので、そういう事態だけは避けるためにも、この試験圃場については、やはり新たな6次産業化への活用策を探っていくべきだと思います。

また、10年を一つの区切りとして、その

決断する時期にもあると思いますが、このことについて再度お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

先ほども申し上げましたけれども、10年間の実証の結果を踏まえて、今後どのような形で、役割分担も含めて推進していくかということについて、検討する段階には来ているというふうに認識をしております。

一方で、これも先ほども申し上げましたけれども、現時点でオリーブ栽培にご尽力をいただいている農家の皆様の頑張りを、いかにこれからも引き続き応援してまいるかということも、同様に大切なテーマであるというふうに認識をしています。

○18番（漆島政人君）

ぜひ、検討はしていただきたいと思います。

次に、観光案内所運営の在り方について再質問いたします。

先ほどの答弁の内容では、来館者数については、観光相談に特化した集計ではないということでの答弁だったんですけど、私が想像していた以上に多いです。

そこで、来館者の中には、事務的な用事や、中に入ってみただけで帰る人もいらっしゃるのではないかと思います。こういった目的で来られたのか、また、その方々が市外の方なのか、県外の方なのか、こういったところのここもきちっと記録をして、その成果を分析していく必要があると思いますよ。

そういった日誌は残っているのかお尋ねいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

現在、統計的なデータのほうは取っていないところですが、観光協会と連携を取りながら、来観者の動向を把握していきたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

私も本市の観光案内所について、住民の方がどういった印象をお持ちなのか、駅利用者も含めていろんな人に尋ねてみました。回答については、別に寄ってみようとは思わないと、何か聞くのがちょっと恥ずかしい感じだったんですけど、そういった冷やかな反応がほとんどでした。

私自身も観光協会費をお支払いに行くために年に何回か店内に入ります。しかし、中のレイアウトも含めて、観光について尋ねてみたいと、そういった雰囲気ではないです。

また、アンテナショップの役割も、特産品の消費者反応を探ることや、販路開拓、販売促進につなげていくことだと認識しています。

しかし、その役割を果たすために、商品を入れ替えてみたり、販売方法を変えてみたり、そういった工夫がなされている様子はないようです。

それ以上に、アンテナショップの役割は、現在、市内に点在している直売所や物産館、ここで十分役割は果たされているのかなというのを感じました。

そこで、観光案内所の設置目的は、観光情報を内外に広く発信することで、観光振興による地域活性化ということが目的として記されています。

そこで、このことには同僚議員からも6月議会でも同じ質問があったんですけど、私も同じような意見です。あの場所で、今のやり方で、その目的が果たされていると認識されているのかお尋ねいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

市の特産物の販路開拓、販売促進などについては、市内の物産館が多くの中継者で賑わっている状況から、そちらで果たされている役割はとても大きいと考えます。

一方、観光案内所においては、日置市の特産品が陳列され、日置市の玄関口である伊集

院駅近辺で購入できる利便性により、JRを活用した旅行者などがお土産品の購入地として、先ほどの答弁にもありましたが、約300万円程度の売上げがあるようでございます。

購買動向に合わせた商品の入れ替えについては、実施はしているようですが、その手法のさらなる改善については、観光協会につないでいきたいと考えます。

また、場所については、12月から始まる乗合送迎サービスの運行に伴い、このサービスを利用して、伊集院駅から美山や日吉地域といった観光周遊も可能になります。周遊の起点になる伊集院駅のそばに観光案内所があることの意義について、その動向も確認しながら検証してまいりたいと考えます。

以上です。

○18番（漆島政人君）

300万円前後の売上金が適正なのか、少ないのか多いのか、それはちょっと私も分かりませんが。

そこで、私は以前、監査委員を拝命しているときに、代表監査委員と志布志市の観光案内所を訪ねたことがあります。中に入ると「いらっしゃいませ。どちらからですか」と笑顔で尋ねられ、「日置市です」と答えましたら、日置市のいろんなことをお話しされて、「日置市はとてもいいところですね」と回答されました。

そして、「地元で取れたお茶です。お茶をどうぞ」と、これもまた笑顔で本当に気持ちよく対応されました。

古い建物の空きスペースを間借りした感じで、広さにして4畳半に満たないぐらいの広さでしたけど、そこでお茶を飲めるスペースと観光パンフ、それに少し宣伝用の特産品が置いてありました。

その部屋で、尋ねたことに対して、スポーツから何から全て、オールラウンドで丁寧に志布志市の紹介をしていただきました。

中でもびっくりしたのは、私たちが聞いたんですけど、志布志市の港湾整備に関する系統についても、専門的に分かりやすく説明をされました。

そして、帰るときに、「ラーメングランプリで1位になったお店が近くにあります」と、また、「先ほど試食されましたお菓子屋さんもすぐそこです」と、「もしよかったですぜひ寄ってみてください」と、そう言って紹介されましたので、私たちもラーメンを食べて、お菓子を買って、紹介された場所も見て帰りました。

そして、代表監査委員と、こうした雰囲気観光案内所が市外・県外者の多い蓬莱館の一角でもあれば、日置市の食や観光への関心もかなり高まるでしょうねと、そのことをお話ししながら帰ってきました。

やはり、私は、人の心を動かすのは、やはり信頼できる情報、正確な情報、それと、その情報の伝え方だと、そういうふうに思います。

市長は、このことを参考に、やはり観光案内所の在り方、まだ契約期間もありますけど、見直す時期にあるのではないかと思います、再度お尋ねいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

議員のお話を伺い、おもてなしに重要なガイドの方の対応の重要性を改めて感じたところです。

ご指摘の蓬莱館など、市内には市外・県外から多くの方が訪れる物産館がございます。来客の多い、車ででも来やすい施設において、観光案内の出先機能としての運用ができるかどうかなど、日置市を訪れた方々に対するおもてなしの体制や、現在の日置市の観光案内所のアンテナショップ機能の向上も含め、どのようなおもてなしができるか研究してまいりたいと考えます。

なお、観光案内所は県の地域振興推進事業を活用して設置した施設であることから、完全な移転や廃止といった議論を行う場合には、取得財産の処分についても県との協議も必要になります。

以上です。

○ 18 番（漆島政人君）

研究していくということでしたけど、研究が検討に変わるように、ぜひ検討していただきたいと思います。

そこで、観光によって日置市が活気づく原点は、日置市に来ていただき、食べていただく、体験していただく、物を買っていただく、そして宿泊していただく、この流れをつくることだと思います。来ていただくだけでは駄目ですよ。この流れをつくることだと思います。

その活用資源は市内全域に潜在していると思います。それを引き出し、観光振興につなげていくのが観光案内所の役割であり、また、その母体である観光協会の役割でもあると思います。

しかし、そういった意気込みが私にも伝わってこないし、住民の方にも伝わってきている様子はありません。

その一つの裏づけが、管理運営に関する総合評価です。観光案内所の総合評価は100分の70点です。指定管理に出している施設の中でも特に低いです。したがって、市長自ら組織全体の意識を変えていく、そうした取組も必要と考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

日置市の公の施設である観光案内所の指定管理者としての日置市観光協会に対する管理運営評価については、ほかの指定管理者と比べて低いものとなっております。

その理由といたしましては、利用料金収入

の確保に向けた取組など、市からも事業提案を行ってきたものの、まだまだ指定管理者として工夫改善の余地があり、観光協会の財務状況を含め、観光案内所自体の在り方についても見直しが必要な状況であると考えているためです。

日置市観光協会は一般社団法人であり、一般社団法人は、基本的には自主的な運営が尊重されますが、観光協会の在り方については、2つの視点から検討する必要があると考えています。

1点目は、体制・仕組みについて観光施策全体の中で、その在り方を検討していく必要があると考えます。

2点目は、意識改革が重要であると考えます。

行政においては、助言だけでなく、成功体験を共に積み上げていながら喜びを共有していくことが、新たな施策の展開につながっていくものと思われます。

今必要な支援は何なのか、不足する部分は寄り添いながら情報提供しつつも、観光協会の組織として自立・自走していただく意識を強く持っていただくことを念頭に置き、知恵を共に絞り、助言すべきところと寄り添うべきところのバランスを保ちながら前向きに取り組む必要があると考えます。

以上です。

○ 18 番（漆島政人君）

本当に観光振興は日置市の活性化の基軸になる部分ですので、ぜひ研究・検討していただきたいと思います

次に避難所と避難体制の在り方について再質問いたします。

防災の取組、また、豪雨・台風等においての避難所運営については、日頃からご尽力いただいていることに私も評価しているし、また、感謝もいたしております。

しかし、そういった中においても新たな課

題が発生しているのも事実です。

先ほど届出避難所のこともお話がありましたけど、これについては我々も承知はしています、制度があることは。また、活用していくというのも必要だと思いますけど。場所や建物、そういった災害状況において相当な信頼性がないと、自治会長さんも安易に届出申請をしないというのも事実です。

そういった中で現状を申し上げますと、実際周辺部に行きますと、避難所まで遠く、体も思うようでない、交通手段もない、避難に関する相談もできない、そうした高齢者の方が多いです。また、私のところに相談があった案件ですけど、避難をしたいが避難所まで遠い、荷物もある、タクシーを利用したくてもお金がかかる、そういった相談を受けました。

市長は、こういった実情をどう受け止めておられるのかお尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

開設優先度3の26か所の避難所においても、ご自宅から避難所までの距離が長い地域もあるということは認識をいたしております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

相談があった方も、警戒レベル4で26の避難所が設置されていた、その状況で4km以上あるところに住んでおられたわけです。

そこで、私に相談された方は既に亡くなりましたけど、防災無線で、避難所を設置しましたので避難をしてくださいと放送があるたびに、私に相談された方と同じような思いの方がいらっしゃるのではないかと、いつもそう思っています。

そこで、防災無線で頻繁に心配事相談の案内が放送されます。市長は、災害弱者の方から避難所までの交通手段について相談をされ

たら、こういった回答をされるのかお尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

避難所が開設されたときにご協力いただけるよう、日頃から近隣の方と話をされることと、また、ご自宅に近い届出避難所の登録状況などをお伝えするかと思います。

以上です。

○18番（漆島政人君）

避難者支援については非常に難しい問題です。行政、つまり公助での対応には限界があると思います。

したがって、本来なら自主防災組織を、この自治会も組織していますので、この自治会が対応していくことが一番望ましいのではないかなと、そういうふうには認識しています。

しかし、私の家内も長く民生委員をしまして経験したことですけど、避難所までの送迎中や避難所でのトラブル等を考慮すれば、本人の同意だけでなく、離れた場所にいる家族の同意も必要です。それと同時に、災害補償の裏づけなど、今の時代、思いやりだけでは解決できない課題が非常に多いです。

そこで、私からの提案ですが、地域住民の生活環境、地域の地理、そして災害発生の予測など、一番把握されているのは地域の方々だと思います。

したがって、今後の避難所運営、また、避難体制については、自治会長さん、地区公民館長さん、地元消防団の方々が連携して取り組み、それを行政がきちんとサポートしていく、つまり共助での体制づくりが必要と考えます。

まずはこの考え方の問題ですけど、市長はこの考え方について、こういった見解をお持ちかお尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

ただいま議員からご提案のありました地域による避難体制や避難所運営につきましては、災害が大規模化する中で、共助として重要であると考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

私しかりですね、考え方を簡単に口にはできません。しかし、これを実際にやるとなると、実行に移すとなると、多くの課題があることは私も十分認識しています。

そこで、その考え方を形に変えていく手順として、まずは避難所運営、避難体制については、行政だけの対応は限界がありますので、ぜひ地区の皆さんのご協力をいただけないでしょうかと、そういった低姿勢での申入れが必要になってくると思います。

その申入れを地区の方が受け入れていただければ、あとは協議するメンバーの人選、そして協議の進め方、これについては地区主導でやっていくべきではないかと考えます。

そこまでいくと、現状と課題の把握、そして役割分担や対応マニュアル、そのほか必要な行政支援など、具体的な協議が進行していくと思います。

私は、そういったことを、やはり行政と地区が一緒になって具体的に協議していく、その時期に——既に遅いかもしれませんが、その時期に来ているとそういうふうを考えていますけど、このことについてはどうお考えかお尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

共助の構築という部分で大変重要であると考えておりますので、具体的な方法について今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

ぜひ検討をしていただきたいと思います。

また、今後の、これからの避難所の役割も生活インフラが回復するまで見守っていく、そういったことも必要になってくると思います。

また、皆さんも見ていただいたと思いますが、10月に発行された議会だよりの編集後記に、同僚議員のほうから大規模災害が非常に増えていると、これからは、向こう三軒両隣、お互いが助け合っていく地域社会の再構築が必要であると掲載されていきました。私もまさにそのとおりだろうと、これからは、こういった考え方が基本になってくるのではないかと思います。

次に、大規模災害に備えた水道インフラ施設の維持及び給水サービスの在り方について再質問いたします。

本市の水道施設も他の自治体同様、老朽化がかなり進んでいます。したがって、さきの答弁でもあったように、甚大な被害が想定されることを私自身も大変懸念しています。

そこで、国土交通省では、能登半島地震発生後、遅れている地方の上下水道施設の耐震化に向けて、財政面・技術面での積極的な支援を行っていく、そのことを示しています。

本市もこういった国の支援制度を取り入れていく計画があるのかお尋ねいたします。

○上下水道課長（神余 徹君）

お答えいたします。

現在、本市では、水の安定供給のための維持管理等に多くの時間が取られております。水道施設等の耐震化対策について国の支援制度を取り入れていくことは必要であることは認識はしておるんですが、業務バランス等を加味し、研究していきたいと考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

日々多忙な業務であることは我々も承知しています。可能な範囲で、やはり有利な事業については検討していただきたいと思います。

次に、大規模災害発生後の復旧工事を進める上で、大きな課題の一つが財源確保の問題です。この問題は、やはり市長の決断と交渉力に頼るほかないです。

もう一つの課題は、復旧工事に先頭に立って采配する技術職員の確保です。現在、上下水道課に在籍している技術管理者は3名です。とても対応できる人数ではないと思います。人材の育成も含め、技術職員の確保については、こういった計画をお持ちなのかお尋ねいたします。

○上下水道課長（神余 徹君）

お答えいたします。

人材の育成については、技術職員の確保は、優先度が高いということは認識しております。

現在所属している事務職員につきましても、水道資材等についての研究や、漏水現場に立ち会い、スキルアップを行っているところでございます。

大規模災害の際には、上下水道課職員が中心となって、各課の応援をいただきながら対応していくよう計画しております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時01分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（漆島政人君）

一日でも早い復旧につなげていくためには、市の水道事業に精通した技術職員の確保は欠かせない課題だと思います。

その技術管理者を育成していくためには、

最低でも3か月から4か月の研修が必要との説明を委員会審議の中で受けた記憶があります。

したがって、この技術管理者をどうやって育成していくのか、やはり全庁的に可能な範囲で検討していただき、オール日置で対応していくべきだと思いますが、このことについてお尋ねいたします。

○上下水道課長（神余 徹君）

お答えいたします。

日本水道協会等からの人的支援を受けて復旧作業を行う場合は、技術管理者資格を所持している者が大いにこしたことはありません。

ただ、所管課以外の職員に研修に行っていくのではなく、まずは上下水道課内での技術管理者育成を計画的に進めていきたいと考えております。

そうすることで、取得者が人事異動等で上下水道課以外の課に配属された場合も、有事の際になりますと、応援体制が充実すると考えております。

以上でございます。

○18番（漆島政人君）

今、本当になるほどというような答弁でありました。ぜひ、そういった形を取っていただければと思います。

次に、大規模災害に伴って発生するのが断水です。水道課でも長期間の断水を想定されているようですが、断水したときの水源確保については、こういったお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○上下水道課長（神余 徹君）

お答えします。

飲料水について、まずは被災されていない配水池や管路上からの水の確保と、あと近隣市からの水の供給依頼、あとは可搬式の浄水装置をリース等で川の水からの取水を検討しております。

以上でございます。

○ 18 番（漆島政人君）

水源確保については幾つかの選択肢があることは十分理解できました。

次に、断水時の給水サービスの在り方についてお尋ねいたします。

先般研修視察した呉市では、給水車を効率よく活用していくために、事前に準備しておいた給水タンクを地域住民と打ち合わせた場所に設置し、そのタンクに給水ローリーで給水していく、そういった取組の紹介がありました。

とても本当に効率的でいいのではないかと私たちも感じたわけですが、本市でも今後そうした準備作業も必要になってくるのではないかと思います。このことについてどうお考えかお尋ねいたします。

○ 上下水道課長（神余 徹君）

お答えいたします。

呉市の行政視察の報告書のほうは拝見させていただきました。呉市では 106 か所の給水拠点を決めているということが記載されております。

本市でも本庁各分室において 1,500 L タンクから 300 L タンクを合計 23 基所有しておることを確認しました。指定避難所の開設優先度 3 に当たる 26 か所分について、それに近い数のほうは確保している状況でございます。

以上でございます。

○ 18 番（漆島政人君）

私が想像していた以上に準備もされていきました。このことについては非常に安心します。住民の方も安心されるのではないかと思います。

そこで、最後の質問です。

今回見直しをキーワードに、4 項目について質問させていただきました。どの項目についても、やはり住民目線に照らしたときに、見直しへの必要性を強く感じました。

したがって、今後はいろいろ研究・検討ということもありましたけど、段階的でも見直しに向けた取組をしていただきたいと思います。そのことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○ 市長（永山由高君）

オリーブ事業の件、そして、観光案内所の件、そして、防災、避難に関わる件、そして、今回の水道に関わる件ということで、いずれも市民生活につながる大切な論点でございます。

それぞれの問いにおいてもお答えをさせていただきましたが、ご指摘いただいた件も含めて、しっかりこれは適時適切に検討をしてまいります。

また、同時に実行できるところから早速実行していくという形で検討を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○ 議長（並松安文君）

次に、11 番、山口政夫君議員の質問を許可します。

〔11 番山口政夫君登壇〕

○ 11 番（山口政夫君）

本日最後の一般質問を通告に従い行ってまいります。

質問 1、空き家対策一本に絞って質問いたします。

決算審査で危険家屋等に対する除却事業費補助金を創設し、2 件の補助交付を行った危険家屋対策費の説明で、相談件数は 160 件あり、適正管理に関する相談は 42 件で、33 件に文書で適正管理を依頼し、23 件が改善していないと説明。懸案事項として、空家等特別措置法の改正に伴い、法の趣旨の通り対策を行っていく必要があると報告された。

そこで、1 項目、空き家及び土地で所有者等不明による納税通知の通告を出せない事案

はそれぞれ何件あり、不動産の相続放棄がなされた事例はあるか伺う。

2 項目、昨年度、危険空家等に対する除却事業費用補助金を 2 件、60 万円を交付したが、除却事業への相談は何件あったか。

3 項目、危険空家等に対する除却事業費補助金は 1 件 30 万円で 3 棟分、90 万円の予算計上であるが、分別産廃処理費の高騰への対応や、生活環境の確保を図るため、解体後の有効活用に資する申請に、令和 7 年度以降は、1 件当たりの交付額及び予算総額を増額しないか伺う。

4 項目、国の社会資本整備総合交付金等の基幹事業として、空き家再生等推進事業で、特定空家等の除却跡地を地域活性化のために計画的に利用する事業を所有者が実施すると、国が 5 分の 2、市町村が 5 分の 2、所有者が 5 分の 1 の補助率で、令和 7 年度まで実施されているが、本事業を活用すべきではないか。

5 項目、「空家等適正管理に関する条例」や「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（ガイドライン）を制定し、空家等適正管理による活用推進に取り組むべきと提案するが、どうか。

6 項目め、昨年 4 月より相続土地国庫帰属制度が制定され、令和 6 年 9 月現在の申請数 2,697 件のうち、宅地 345 件、農地 280 件、森林 33 件、その他 210 件、総数 868 件が帰属し、国の財産となっている。

相続や空き地等相談時にこの制度について情報提供しているか伺い、1 回目の質問いたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項 1 つ目、空き家対策についてのその 1、所有者等不明により納税通知を出せない事件、不動産の相続放棄がなされた事例について回答します。

所有者等不明により固定資産税納税通知書を発送できない件数については、令和 6 年度で 49 件あります。

内訳は、相続放棄されたものが 26 件、相続発生時から相続人が不存在のものが 4 件、相続人調査中のものが 19 件となっています。

その 2、除却事業への相談件数につきお答えします。

令和 5 年度に市へ寄せられた空き家に関する相談件数 160 件のうち、除却事業への相談は 118 件となっています。

そのうち、90 件については、相談内容から明らかに危険空家等に該当しないもので、残りの 28 件については現場確認を行い、2 件が除却事業に該当したため、補助金を交付しています。

その 3、1 件当たりの交付額及び予算総額を増額しないかのご質問につきお答えします。

危険空家等除却事業補助金については、現在 2 年目であり、当分の間は現行の運用を行いながら利用実績を把握してまいりたいと考えています。まずは、危険空家等の除却に対し支援を行い、生活環境の確保を図ってまいります。

その 4、空き家再生等推進事業の地域活性化事業についてお答えします。

本市の危険空家等除却事業補助金は、空き家再生等推進事業の中の跡地活用を要件としない事業を活用しています。

議員から提案のありました事業につきましては、市街地における地域活性化につながる公益的な跡地利用が要件となっており、土地の売却ができないなど、一定の制限が課されますので、先進事例などを研究していきたいと考えます。

その 5、条例やガイドラインの制定についてお答えします。

空家等の適正管理については、現在、空家

等対策の推進に関する特別措置法に基づき対応しています。

特措法を踏まえた条例を制定している自治体もありますので、その必要性も含め、先進事例などを研究したいと考えます。

その6、相続土地国庫帰属制度についてお答えします。

相続土地国庫帰属制度については、相談があった際に、窓口に設置してあるリーフレットをもって説明を行っています。

また、制度の詳細が掲載されている法務省のホームページにアクセスできるQRコードを印字したチラシを、固定資産税納税通知書に同封しています。

以上です。

○11番（山口政夫君）

答弁をいただきました。

引き続き2回目の質問をさせていただきます。

私、9月、一般質問してから市内を臆測でずっと回ってみまして、かなり軒先が落ちたり、屋根が落ちた危険というのを相当目にしました。そういう中で再度質問します。

東市来町の国道3号線沿い、ちょうど杉之迫の辺りなんですけど、一部崩落した危険空家がありますが、市長は、このような危険空家等の現場の確認は行われているのか伺いたします。

○市長（永山由高君）

市民の皆様からご相談があった際には、現場を確認させていただく場合もございます。

先ほど議員ご指摘の物件につきましては、今回の一般質問の件で事前に通告をいただいておりますので、現場を私も確認をさせていただきました。

この物件については、管理不全空家ではあるなというふうに認識をいたしましたけれども、土地の状況や周辺の環境に鑑みると、これを危険空家であると直ちに判断できる状

況ではないというふうにも感じたところでございます。

○11番（山口政夫君）

そうなんですよ。市長が今おっしゃったように、危険空家なのか管理不全なのか、放置空家なのか非常に複雑といいますかね。

それと、倒壊の危険がありますねと言いますと、一般市民の目線では決定できない。要は専門家が行動的にこれとなるというのは十分分かっております。しかし、実際、空家というのが大きな問題になってきております。

さきの9月議会で日置市の居住世帯のない住宅は4,637戸あり、放置空家は把握していないと答弁されました。放置空家の把握も行うべきと私、考えております。

先ほど市長が申されたとおり、いろいろ、放置していても危険なのかどうなのかという複雑でしょうけども、やはり、管理されていない、あるいはご家族、親族が清掃に来たり、庭の植栽、そういうのも剪定をしたりとか、そういうのは分かると思います。

それで、先ほど言いましたように、放置されている空家という定義で把握していないという答弁だったものですから、それはやっぱり今後把握すべきではないでしょうかと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

令和5年住宅土地統計調査の結果によりますと、日置市における空家の総件数は4,450件、うち、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空家は3,480件となっております。

このうち放置されていると思われる腐朽・破損のある空家の総数は1,170件で、うち、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空家は、腐朽・破損のある空家は1,060件というような結果が出ております。

以上です。

○ 1 1 番（山口政夫君）

前回、把握していないということでしたもんですから、何件あるかということで質問しましたが、それだけ把握できているのであれば、今後そういう数字は委員会等でもしっかり公表していただきたいと申し添えます。

それと、続きまして、所有者不明の不動産にも、近隣住宅や住民に被害の発生したときの管理責任の所在はどこにあるのかお伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

所有者不明の空き家等につきましては、所有者または相続人について調査を尽くした上で、相続財産清算人や財産管理人などを裁判所へ申立てを行いまして、裁判所が選任した相続財産清算人や財産管理人が責任を負うこととなります。

この申立てにつきましては、市町村長も申立てが可能でございますので、今現在、市としては所有者不明の空き家等について、所有者または相続人について調査を行っているところでございます。

以上です。

○ 1 1 番（山口政夫君）

よろしく調査を進めてください。

それと、所有者不明の不動産は、民法 239 条に、所有者のない不動産は国庫に帰属するとなっております。

今まで何件国へ帰属したか、これ、ちょっと把握が難しいかもしれませんが、分かる範囲で答弁をお願いします。

○税務課長（有島春己君）

お答えします。

1 問目にありました相続土地国庫帰属制度を利用した国庫への帰属ではないんですが、本市では令和 4 年度に 1 件、内容としまして

は土地 2 筆です。相続財産清算人等の手続によって帰属された案件がありました。

以上です。

○ 1 1 番（山口政夫君）

相続された不動産の取扱いには正直、清算人、先ほどから出ます相続財産管理人が管理を行い、行政が立ち入れない部分だとは十分理解します。

しかし、次の項目で再度深く言いますけども、空き家が増えることを想定しますと、行政対応は大変と考えますが、根気ある対応をいただき進めてもらう、ここに尽きるのかなと思いますので、その辺はしっかりと続けていただきたいと思います。

続きまして、平成 28 年に地区公民館の空き家調査で 2,956 戸、そして、令和 6 年 8 月末で、先ほどちょっと私が聞いた数字と違いましたが、確認した時点の数字で言います。4,637 戸空き家があるとししますと、この 8 年間で 1,681 戸空き家が増えていることになります。1 年間に約 210 戸空き家が発生しているということになります。

人口にしてみましても、現行、合併時 2005 年で 5 万 2,000 人いたのが、人口ビジョンの 2065 年では、推計としまして 2 万 6,257 人と、60 年間で約 2 万 6,000 人減少するという統計も出ております。

空き家は 1 年に約、先ほど申しましたとおり 210 戸増える、これ本当雪だるま式に今後とも増えるのかなと思っています。

20 年後は 4,200 戸増え、トータルで 8,000 戸近くなるのかなと、この統計でそのとおりいくとは考えませんけども。

令和 5 年度の建築確認申請を建設課のほうに確認しますと、令和 5 年で 177 件あったということを確認しました。

要するに、空き家は年間 200 件約増える。ですけども、ありがたいことに、新築は年に、

5年度が170戸だから、毎年ということじゃございません。100から100数十戸というのが毎年新築が増える。要するに建物はどんどん増える、だけど空き家もどんどん増えるというのが現状じゃないかと思います。

このように空き家の問題は大変深刻な社会問題になってくると考えます。今後は、ここ二、三年とかということではなくて、5年、10年先は本当深刻になると思っております。

このように大変深刻な社会問題と考えますと、除却事業相談は、118件のうち危険空家等に該当しない相談が90件、現在、現場確認をした結果2件に補助をしたという説明でございます。

今の補助制度は、空き地の活用をしないことが先ほど答弁で、条件でどうしても狭いのかなと思っております。

除却相談された件数も、118件の市民は、空き家の処分を真剣に考えていると思っております。

私、相談数がここまで伸びているとは思っておりませんでした、正直言いますと。いかに、やっぱりそういう危険といえますか、管理はしていなくても、管理していても、除去して更地にしたいとか、転売とか考えられると思っております。

このようなことから、空き家・空き地の有効活用を推進のためにも、自主財源や、ふるさと納税等を使い、補助件数及び補助額の増額を進めるとともに、国の空家対策特措法だけでなく、日置市の、先ほども一般質問当初しました空家等の適正管理に関する条例やガイドライン等を作成し、解体やリフォーム補助金制度の利活用が進むよう、空家対策推進に今から取り組んでいかないと、ちょっと多くなって、そこで急にするより、今から取り組むべきと考えております。市長はどのようにお考えになるかお伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純

一君）

お答えいたします。

空き家活用につきましては、空き家改修補助金を活用いただくということもございます。また、活用除却、それぞれの状況に応じて適切な補助メニューも案内をしてございます。

解体後の跡地の有効活用を条件に補助金を交付することになりますと、目的が公益的な利用ということになるかと思いますので、土地利用に当たって一定の制限を課すことになり得ます。まずは先進事例等を研究していきたいというふうに考えているところでございます。

危険空家等への除却や空き家の利活用に対する補助金につきましては、実績等も把握し、財源等も考慮した上での検討が必要であると考えております。

また、条例の制定等につきましても、その必要性も含めまして、先進事例などを研究していきたいと考えております。

以上です。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のように、空き家がたくさん生まれていくと同時に、新築の案件も増えているという構造は把握をいたしております。

一つは、空き家バンクを活用していただくなどして、お住まいの方が住まなくなられた家屋が次の借手、買手にしっかりとつながっていく、その仕組みをつくっていくことも並行して大変重要な対策になってくように思っておりますので、この除却制度のみではなく、ほかの政策も組み合わせながら空き家対策は進めてまいりたいというふうに考えております。

○11番（山口政夫君）

市長の申されるとおりと思っております。私も、近くの方で空き家を活用して今事業展開を進めて、相談するけど、なかなか個人の所有の資産ですので、うまくいかないと、結

構管理されずに荒れていても進まないというのを何件も聞いております。

そういう意味では、市長おっしゃるとおり、やっぱり前向きに、だけど、そこを進むような政策を取り組んでいただきたいと。

議長にも許可をもらっております。これ、皆さんご存じだと思います。これは相続土地国庫帰属制度のパンフレットです。先ほども説明ありましたとおり、税務課の窓口にもこれのパンフレットがあります。それと、本当これ、私、後ればせながらかなと、国の政策が遅れたなど、これは土地相続の登録が義務化されましたよと、これは今年の4月からです。土地帰属は令和5年からスタートしております。

ただ、民法で、所有者不明の場合は国に帰属するという民法で規定してあるんですけども、これは昨年できたこちらのほうは、相続のときに相続をしないで放棄できますよ、国に帰属できますよという制度ですね。

これも調べてみますと、なかなか基準が厳しくて、先ほど質問で申しましたとおり、僅かなこの数か月で二、三千件と、国全体ですすね。そういうふうに少ないと思います。ですけれども、こういうのも活用を進めながら対策を進めていかないといけないと思います。

そういう意味で、相続登記の申請が義務化、それと国庫帰属制度もできております。先ほど言いましたとおり、市民への啓発は税務窓口でリーフレットを配っていますけども、市としても、こういう制度を進めるという対策を一層前に進めるように取る組むべきと申し上げますが、市長、どのようにお考えか答弁をお願いします。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のこの相続登記の義務化は、土地の利活用、それから家屋の適切な相続の推進に当たって大きな節目になるのではないかなというふうに期待をいたしております。

利活用が可能な空き家については、こういった義務化の動きも含めた周知ももちろん重要ですし、空き家バンクへの登録、それから、市としても移住転入してこられる方へのリフォームの補助などもいたしておりますので、先ほども申しましたが、危険家屋になる前に、流通できるものについて、しっかりその流通の道筋をつくっていくということが非常に大切になるのではないかなというふうに考えているところです。

引き続き空き家対策をしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○11番（山口政夫君）

市長の力強い前向きな決意を感じました。

私が心配するのが、相続登記が義務化されました。このことで、相続放棄が、先ほどの答弁で26件、今までに日置市でも発生しております。ただ、これからちょっと増えるのかなという心配もあります。そうしますと、空き家もどんどん増える、この問題には真剣に取り組んでいくべきかなと思っております。

最後に、空き家対策は強い危機意識と覚悟を持って政策を進めるべきと再度申し上げ、再度になりますが、市長に答弁を求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のように、今の日置市の人口の動態を考えますと、ますます空き家が増える未来というのは、これは確定した未来でございますので、その空き家が管理不全空き家からの危険空き家になる前にしっかりと対応するというのが、転入促進の点においても大変重要なテーマになろうかと思っておりますので、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月2日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時45分散会

第 3 号 (1 2 月 2 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（3番、4番、17番、19番）
-------	---------------------

本会議（１２月２日）（月曜）

出席議員 １７名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１５番 下御領昭博君
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

欠席議員 ２名

７番 是枝みゆきさん

１６番 山口初美さん

事務局職員出席者

事務局長 山下和彦君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 内山良弘君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 上村裕文君
健康保険課長 宇都敏君
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 中鉢吉彦君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有島春己君
福祉課長 宮前美紀さん
こども未来課長 馬場口美宗香さん
農林水産課長・農業委員会事務局長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君
社会教育課長 田代誠治君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

山 下 和 彦 君

総括監（観光施設担当）

松 岡 政 仁 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に許可します。

まず、3番、福田晋拓議員の質問を許可します。

〔3番福田晋拓君登壇〕

○3番（福田晋拓君）

私、生まれも育ちも日置市吹上、吹上温泉で産湯を使い、姓は福田、名は晋拓と申します。この12月議会一般質問、最年少議員でございます。議席番号は3番、成人式を迎えたのは平成3年、33年前、若さあふれる53歳でございます。夕べも緊張して、寝たのは3時であります。

私は高校までは地元吹上で過ごしておりまして、大学のみ愛知県で過ごしました。高校したての18歳で、右も左も、前も後ろも、上も下も分からない状態で、何も分からない土地での大学生活で、入学したのは4年生大学でありましたが、私はクラスで飛び抜けて成績がよくなかったため、3年間で卒業前に答えを出して、ふるさと吹上へ帰ってまいりました。

しかし、私が愛知県で過ごした18から21歳までの3年間の青春時代、この年月は夢のようなほのぼのしたものではなく、二十歳前後の青春時代の真ん中というのはくっきりと鮮明に覚えており、そのときの仲間や生活、これは人生の宝物であります。

それでは、発言通告に従いまして、令和7年の日置市二十歳を祝う式について伺います。

1つ目、令和4年4月に成人年齢が18歳

に引き下げられ、令和5年から成人式が二十歳を祝う式となりました。昨年、今年と2回開催されましたが、参加状況と運営状況を伺います。

2つ目、来年1月3日の二十歳を祝う式への参加対象者の人数を4地域別に伺います。

3つ目、日置市のホームページに、現在、日置市以外に住民登録がある対象者で、令和7年1月3日の二十歳を祝う式に参加を希望される方は申込が必要だとありますが、日置市外からの参加申込は現在どのような状況か伺います。

4つ目、二十歳を祝う式だけでなく、日置市民の40歳での厄払いや60歳での還暦を祝う式などの実施状況を日置市は把握しているのか伺います。

それから、来年はこの日置市も二十歳となるわけですが、記念事業の計画について伺います。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それではお答えしてまいります。

質問事項の1つ目、日置市二十歳を祝う式については教育長より回答をいたします。

続いて質問事項の2つ目、市政20周年記念についてのその1、式典の計画についてお答えします。

来年、市制施行20周年を迎えるに当たり、事業の実施を全庁的に検討するため、日置市市政20周年事業検討委員会を設置しました。今後、検討委員会において検討を進めることとしていますが、10周年時と同様に市政功労者表彰などを含めた式典の開催を考えているところです。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは質問事項1の、令和7年日置市二

十歳を祝う式についてお答えをいたします。

その１、参加状況と運営状況についてでございます。

二十歳を祝う式の参加者は、令和５年が３７５人で、令和６年が３５４人です。また、式典は各地域から推薦、または自ら応募した実行委員がオープニングイベントの内容や抱負発表者の選出、記念品の選定など、自主的に計画し運営されました。

その２、４地域別の参加対象者の人数です。

参加対象者は、東市来地域６２人、伊集院地域１９０人、日吉地域２３人、吹上地域１００人の合計３７５人となります。これは来年１月３日の対象者でございます。

その３、市外からの参加申込の状況でございます。

１１月末現在で市外からの参加申込者は７９人です。

その４、厄払いや還暦を祝う式などについてでございますけれども、厄払いや還暦を祝う式などの実施状況は把握しておりません。

以上でございます。

○３番（福田晋拓君）

それでは、続けて質問させていただきます。

昨年、今年と２回ほど開催されたこの二十歳を祝う式、参加者の感想や運営の問題点などなかったでしょうか。

○社会教育課長（田代誠治君）

回答いたします。

参加者からの感想等については聴取しておりませんが、式典の業務に携わったスタッフから、参加者も多く、思い出に残る式典になったとの感想が寄せられています。また運営上の課題といたしましては、実行委員の応募が少ないことなどが挙げられます。

以上です。

○３番（福田晋拓君）

私の平成３年の成人式は、吹上と愛知で２回出席いたしました。どちらも思い出に残

っています。私にとってのふるさとはもちろん吹上ですが、もう一つのふるさは大学３年間で過ごし成人式にも出席した愛知県なのかもしれません。また愛知県の関係人口の一人といっても過言ではないと思います。なぜなら、私は大学ではオートバイクラブの部長をしており、近くには鈴鹿サーキットなどの環境もあり、バイクレースやツーリングなどを学業よりも専念し、たくさんの先輩、後輩などの友人ができて今でも交流しているからです。

私の長男は愛知県に就職で出て行ったのですが、愛知県には親戚がたくさんいると勘違いしていたそうです。なぜなら、私がまるで兄弟のように親しくしている大学時代の先輩、後輩がたくさんいて、吹上にも毎年のようにツーリングがてら入れ替わり、立ち替わりやって来るからです。愛知に就職する息子を大学時代の先輩、後輩たちが温かく迎えてくれたからこそ、私も安心して息子を送り出すことができました。

議長の許可をいただいておりますので、パネルを使わせていただきます。

これは、年齢別の統計表の吹上になります。ちょっと文字が小さいので分かりにくいんですけれども、この１９、二十歳、２１のところ、分かりにくいですね。大きなやつも作ってきました。この１９歳のところ、９７人、二十歳が７８人、１８歳も７０人、この１８、１９、二十歳、ここのところの人数が非常に多いです。逆に２１歳からはとても少なくなっているんですけれども、これは、吹上の県立農業大学校や高等技術専門校で吹上の寮に住んでいる、すなわち日置市に住んでいる生徒がいるからではないでしょうか。だからこそ、この４地域の二十歳の参加対象者が吹上は１００人と多くて、伊集院の１９０人と比べても半数以上、東市来６２人と日吉２３人を合わせた数よりも多いのです。この吹上に

住んでいる農大生や専門校生には、実は大変お世話になっております。手前みそではございますが、私、薩摩日置鉄砲隊の副隊長をさせていただいております。日置市の伝統行事、妙円寺詣りや伊作流鎗馬での火縄銃演武で吹上の農大生や専門校生と一緒に出演してくれて、私たちも助かっていますし、彼ら、彼女らもとてもいい思い出になったと言ってくれます。

また先日の吹上地域の駅伝大会でも、伊作地区代表としてタスキをつないだ生徒もいます。「まちのコイン」のアプリを入れて、「とっぱ」を集めて日置市を楽しんでいる生徒もいます。吹上浜のウミガメパトロールと一緒に行ってくれた生徒もいます。おとこの吹上秋祭りでは、農大生が吹上で育てた新鮮な野菜や、専門校生が金属加工して塗装した吹上オリジナルのバケツやスコップ、花棚など、来場者に大人気でした。もっと若い世代では10年以上続く吹上高校生の商店街への街路樹へのイルミネーションの飾り付け、これも吹上の風物詩となっています。

そこで、日置市で青春時代を過ごしている吹上の農業大学校生や高等専門技術校の生徒への二十歳を祝う式への案内はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（田代誠治君）

回答いたします。

他の方々と同様、郵送で案内文を送付しております。

なお、ここ数年、吹上高等技術専門学校に対象者はおりません。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

吹上高等技術専門学校は中学校卒の15歳から社会人経験者まで幅広い年齢層の生徒がいっぱいいますので、たまたま二十歳の寮生がいらないだけだとは思いますが、実は今年の夏には吹上の専門校から関西に就職した奄美

出身の卒業生でしたが、七、八年前だったと思います、卒業したのが。転職を機に日置市のお試し住宅「黒川どんげえ」へ日置市への移住も考えて泊まりに来てくれました。

ちなみに「黒川どんげえ」では6組目の移住検討者になると思います。吹上の農大や専門校の寮生も、日置市吹上に住む日置市民です。卒業して日置市外に出ていくことがあっても、日置市の思い出を持った関係人口の仲間です。確実なフォローが大事だと考えます。

それでは、続きまして先ほどの回答で、日置市外からの参加申込者が79人とのことでしたが、二十歳を祝う式への日置市内と日置市外からの参加者というのは何人ぐらいを見込んでいるのでしょうか。

○社会教育課長（田代誠治君）

回答いたします。

市内の参加者につきましては、参加対象者の6割程度の約220名を見込んでおります。

また市外からの参加者につきましては、ここ数年130人程度でございますので、合計で350人程度を見込んでいる状況でございます。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

それでは日置市のホームページ上での令和7年日置市二十歳を祝う式についてのページをちょっと見ていただきたいと思います。このように令和7年のとありますけれども、非常に見にくうございますので、これをプリントアウトしてきておりますので。

この中で、案内についてのところで、現在、日置市以外に住民登録がある対象者で令和7年1月3日金曜日の二十歳を祝う式に参加を希望される方は、申込が必要ですと。お申し込みがない場合、案内状は届きません。また、ここに申込が必要な方、現在日置市外に住民登録があり日置市の二十歳を祝う式に参加を希望される方とあります。申込が必要で

あるようなことが書いていますけれども、この下に、さらに小さく、なお案内状がなくてもご参加いただけます。案内状をお持ちでない方は二十歳を祝う式当日、会場にて氏名などの必要事項をご記入の上、ご参加くださいとあります。これは、つまり申込が必要なのか、もしくは当日行っているのかというのは非常に分かりづらい、特にこの申込が必要と大きく黒く濃く書いてあるので、当日申込しなかったけれども、里帰りしてきたこの二十歳の人たちというのが参加を諦めてしまう可能性があるのではないかと思います、申込は必要なのでしょうか。

○社会教育課長（田代誠治君）

回答いたします。

原則申込は必要となりますが、市外の方で申込が間に合わなかった、あるいは申込ができなかった方も当日の式典の参加は可能となります。参加者への記念品等につきましても事務局で準備をしておりますので、ぜひ参加していただければというふうに考えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

申込がなくても参加できること分かりました。もう少し分かりやすく案内していただければと提案させていただきます。

それでは、この二十歳を祝う式だけでなく、40歳を祝う式や60歳を祝う式などを4地域合同で日置市全体を対象に開催する考えはないのでしょうか。実際、日置市へ転入してくる世代でもあると思いますし、40歳以上の市民は二十歳の時点では合併前の日置郡時代で、各町別に成人式を行っています。日置市という1つの市になって、同じ年代の人同士が集まるということで、旧4町の垣根を越えた市民同士の絆が生まれるのではないかと私は考えます。

また二十歳を祝う式のように、日置市外に

住んでいる日置市出身者などの関係人口に関わる人たちも参加できるようになれば、日置市の魅力を再確認していただき、日置市へのUターンや移住を考えるきっかけにもなるかと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（田代誠治君）

回答いたします。

市が主催して開催するところは現在のところ考えておりません。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

開催を考えていないということですが、それではこの祝う式ではなくて、通常の地域別や卒業した学校別などになっていると思いますが、日置市内で行われている同窓会の案内、これを市の広報紙やホームページでしていただくことはできないのでしょうか。私どもも吹上中学校の同窓会を地元で毎年企画するのですが、なかなか集まりません。今でこそLINEなどでも案内ができたりはするのですが、そのつながりのない長い間連絡が取れていない同級生には、実家の家族や親戚などにも知ってもらうことで連絡がつき、参加者が増えるのではないかと考えています。同窓会では市外在住の同級生が実家の親の面倒を見るためにふるさとへ帰ろうかなとか、実家が空き家だけど住めないかななどの話が出て、実際帰ってきた同級生もいますし、日置市になってふるさとが住みやすくなってきたよ、楽しくなっているよなどの話もできるかと思っています。

もうすぐ日置市の日置市民の一番多い人口の一番多い年代が80代になろうかとしております。ベビーブームの方々です。私たち50代はその子どもたち、第二次ベビーブーム、すなわちセカンドベビーブーム世代です。ふるさとから離れていても親の介護などを考えてふるさとへ帰って来ようか考える世代とも言えます。同窓会の案内に日置市の協力は

いただけないのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

今、同窓会の関係のご質問でございますが、市のホームページ、それと公式のSNSにつきましては、市政情報を発信する媒体として活用しているところでございます。ただ市民の皆様には有益な行事として、共催あるいは後援を承認を得た催し、それにつきましては市の周知方法として市のホームページ、SNS等を活用いただいている状況でございます。

同窓会につきましては、その目的が市の後援する行事等に該当しないと思われるために、現在、広報紙の有料広告のページを活用していただいている状況でございます。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

なかなか難しいという回答であります。実際に、実はあともう1枚パネルがございます。

ここに、鹿児島県の関係人口ともいえる高校卒業生、大学卒業生の県外就職者のUターン希望のアンケート結果がございます。ここですね。一旦県外に就職した者でもUターン希望を持っていたり、現時点で分からないとする者が一定割合みられる。鹿児島が好き、地域貢献したいといった地元への愛着が将来的なUターンを有しているのでは、左右しているのではないかとということが書いてあります。また、この下のほうに、Uターン希望の理由を教えてくださいというのがありまして、高校卒業して県外に行く子たち、大学を卒業して県外に行く人たち高校生の保護者のアンケート結果がございます。ここ、素晴らしいです。高校生のUターン希望の理由。1位、鹿児島が好き。2位、地元に貢献。3位、県外経験後に県内就職。4位、知人、先輩等がいる。5位、将来の家族支援介護等の必要性。実はこの大学生、高校生の保護者等もほぼ同じ理由です。高校生や大学生でも将来の家族支援を考えたり、この地元に貢献をしたいと

いう気持ちで過ごしているんだという、すごくうれしいことが書いてあります。これですね。

市長に質問したいのですが、市長は40歳で同窓会等されたのでしょうか。

○市長（永山由高君）

特に参加していないと認識をしております。

○3番（福田晋拓君）

市長が地元の同窓会に出たりすれば、日置市外からも集まったり、Uターン希望の話なども出るのではないかと思いますし、またたくさん集まって盛り上がるのではないかと思います。市長の同窓会もなかなか忙しいかと思いますが、続きまして、来年の日置市制施行20周年記念事業についてお尋ねをいたします。

いつ開催の、どのような計画でしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

20周年の記念式典につきましては、今のところ令和7年10月末を開催予定としていただいております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

昨日はお隣の南さつま市から、市政20周年を記念してののど自慢大会の生放送などもあり、見させていただきました。それを思い出すと、私ものど自慢などこうしたくなりますが、今日は時間が限られていますので自粛いたします。

日置市にはこのほかに、すばらしい文化、歴史、人材たくさんあると思います。市長もPRや誘致活動等頑張られていると思います。また開催時期が妙円寺詣りの時期のようですし、この大河ドラマへの有力候補の日置市吹上生まれの島津義弘公の初陣も二十歳だったと言われています。そこから天下に名を響かせる伝説が始まるわけです。日置市の新しい伝説の始まり、20周年記念事業の進捗は現在どのような状況でしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

20周年に関することにつきましては、1問目のほうでも回答しておりますけれども、式典、それと記念事業に関することにつきましては市政20周年記念事業の検討委員会、ここで検討してまいります。現在、来年の4月に向けまして本庁支所懸垂幕の設置、それと伊集院駅の自由通路へのPR看板の設置などの準備を進めているところでございます。

○3番（福田晋拓君）

この日置市の20周年の記念事業は、市民だけでなく日置市の関係人口を構築する日本中、いや世界中の人たちからも注目されていると思います。検討委員会のメンバーはどのようなになっているのでしょうか。二十歳を祝う式のように実行委員会のメンバーを募集したりして、若い世代からも意見を聞いているのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

検討委員会のメンバーにつきましては、副市長、教育長及び各部長11人で構成しております。特に意見の集約等を行っておりませんが、今後、検討委員会の中で、子どもから高齢者までみんなで20周年をお祝いし、市民の融和とさらなる一体感の醸成、そして新しい文化の創造など地域の活性化が図られるよう、また記念事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（福田晋拓君）

この日置市の二十歳を祝う式や日置市の20周年の記念事業、これらは日置市民だけでなく日置市の関係人口を構築する人たちからも愛される行事だと思います。

私は日置市の実際の人口が少しずつ増えてきてとてもうれしいのですが、関係人口についてはこの3年半でどんどん増えて、日置市の人口4万6,000人の2倍、3倍、いや5倍ぐらいにはなっているのではないかと考

えます。

市長にもお聞きしますが、市長、現在の日置市の関係人口は何人ぐらいだと考えますか。また今後、日置市の人口及び関係人口は何人ぐらいを目指しているのでしょうか。最後の質問いたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

今、関係人口と言われる日置市のカメカメ団、これが約400人ぐらいご登録をいただいております。当然議員がおっしゃるようなそれ以上の方がいらっしゃるという認識でございます。目標というものは正確には設定されておりませんが、とにかく日置市としてはこのカメカメ団の登録を進めていくというところで現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、4番、長倉浩二議員の質問を許可します。

〔4番長倉浩二君登壇〕

○4番（長倉浩二君）

おはようございます。令和6年も残すところ一月を切りました。今回、8回目の一般質問となりますが、これまでとは少しスタイルを変えて、これまでの7回の一般質問をさせていただいた中で、その答弁で調査、研究するなど明確な、そして具体的な答弁に一定の時間を要すると思われる質問について、議員としての任期も残すところ6月を切りましたので、在任中にその結果、あるいは途中経過を確認させていただく質問を15問通告に基づきさせていただきたいと思います。

まず令和3年6月議会、少子化により閉校となった小学校校舎を地区公民館として利用している施設です。学校でしたので、多くの区切られた部屋が多数あり、中でも2階、3階はほとんど利用されていません。子どもたちがいなくなり、にぎやかさが消えた建物

は、一部が地区公民館の事務室や会議室等に利用されているだけで閑散とし、また地区公民館職員や地域の方々が広い敷地に容赦なく生えてくる草を刈っていらっしゃる姿を見て、学校跡でない施設を地区公民館としていところとあまりにも業務内容に違いがありすぎると感じ質問しました。

そこで1問目、2問目でございます。地区館空きスペース利用幹旋への取組に関して、利用参加しやすい環境づくりを整えて有効活用を図っていくとありました。どのような取組が行われ、成果はどうだったのでしょうか。

同様に、都市部からのオフィス移転に関し、地区の意向を把握した中で有効活用を図っていくとありました。地区の意向はどうだったのでしょうか。

次に、令和3年12月議会日置市の6次産業化の目玉事業として栽培を始めて当時7年が経とうとしていたオリーブ事業についてであります。登山に例えると、栽培面積に限って言うと4合目とのことでしたが、気候の影響等による着果不良や風による倒木、栽培技術のばらつきがある中で安定した収量が得られていない状況があったかと思えます。そこで栽培技術、特に剪定技術の高位平準化を目指しての提案でございました。

3問目です。オリーブ栽培技術向上のため栽培技術コンテストや品評会などの開催を提案したところ、部会へ提言するとありました。その結果はどうだったのでしょうか。

次は、令和4年6月議会、民間の経営となったひおき診療所についてであります。

当時、特別養護老人ホーム青松園の移転問題が勃発し、同系列の法人の経営下にあった診療所の存続を危惧する声が上がりました。その不安を払拭するために質問いたしました。そこで4問目、5問目でございます。ひおき診療所への日置市としての関わり方について、定期的な運営状況を確認するなど具体的な仕

組みづくりを行いたいとありました。どのような取組が行われたのでしょうか。

また、ひおき診療所に関し、地域の不安を軽減し在宅医療の提供など、地域のニーズに合ったサービスを提供できるよう要望していくとありました。どのような要望を行い、その成果はどうだったのでしょうか。

次は、特別養護老人ホームの移転問題や診療所の民間移譲に関連し、指定管理者選定も含め、民間移譲の選定方法にも課題があるのではないかと思います。そこで6問目です。公共施設の民間移譲や指定管理者選定に関し、他市の事例も参考にしながら柔軟に見直していくとありました。どのような見直しが行われ、その効果はどうだったのでしょうか。

次は、令和4年12月議会、犬を連れて転入された方が狂犬病予防注射と登録を行うに当たり、注射は動物病院で、登録は市役所窓口でと、時間も手間もかかるということで何とかならないものかと相談を受け質問しました。そこで7問目です。犬の登録に関し早速動物病院でも登録できるよう取り組んでもらいました。その結果、市民の利便性が向上したかと思えます。実績はどうなっていますでしょうか。

同じく12月議会、乗合タクシーについてでございます。

既存のバス路線が縮小する中、地域内ではなかなか解決できない買物や通院に大変困っておられる方が多く、旧町の範囲内で運行されていた乗合タクシーを旧町範囲にこだわらず、生活の実態を考慮した見直しを求めて質問しました。また、そのとき、新たな移動手段の検討も表明されました。

そこで8問目、9問目でございます。乗合タクシーの新規導入拡充について、生活圏を重視した旧町範囲にこだわらない視点で検討していくとありました。それで、先日から始

まりました日置市乗合送迎サービスで一部旧町の境を超えた運行がなされたことになりました。この運行サービスに期待するものは何ですか。

一方、新たな移動手段として、一定エリア内を定額で乗り放題できるサービスの調整、検討を行っているとなりました。この運行サービスはどうなりますか。

次は、令和5年6月議会、森林の伐採が各地で行われています。多くの山で利用期、いわゆる伐採時期を迎えている現状からして当然といえば当然ですが、大きな課題も抱えているようです。また600ha余りの森林所有者としての日置市の取組について時代に即した林業のさらなる発展と持続可能な循環型社会の構築を目指し質問しました。そこで10問目から13問目です。民間の顕著な木材利用に関し、他の模範となるような認証制度について調査研究するとありました。結果はどうでしたか。

また、まきストーブや暖炉を普及させる仕組みづくりについて、市内木質バイオマスエネルギー資源としての供給可能性等の調査を踏まえ調査研究するとありました。結果はどうでしたか。

同様に、公共温泉施設での木材を使ったボイラーの可能性はどうでしたか。

そして市内小中学校の机や椅子を市内生産木材で製作することに関し、町内の協議や関係者との調整が整えばモデル事業として取り組めるとありました。その結果はどうでしたか。

次は、令和5年12月議会。これまで右肩上がりで増え続けた日本の人口がついに2008年をピークに減り始めてきました。この人口減少社会問題についての多方面の課題について質問しました。その中で、14問目です。商工業に関する後継者就業支援事業について、鹿児島県産業支援センターや商工

会と連携を図りながら調査、研究していくとありました。その結果はどうでしたか。

最後に、令和6年6月議会住宅の耐震化についてです。今年の正月に発生した能登半島地震の被災状況、特に古い木造住宅の倒壊状況を新聞やテレビで見ると、本市も同様の状況にあることを思い、遅々として進まない本市の住宅の耐震化促進案について質問しました。そこで最後の15問目です。住宅の耐震化対策として、住宅全体でなく普段いる時間が長い居間や寝室だけを耐震化する工事をするのを提案しましたが、補助対象外である旨、答弁がありました。その後、7月1日付の南日本新聞で能登の被災地を調査した県不動産鑑定士協会の話で、リビングや寝室だけでも新基準に合わせて耐震化するのが有効との記事がありました。経済的理由で耐震化工事を躊躇される方が多いのであれば、住宅の耐震化を推進するための1方策として、日置市独自の補助事業として取り組めないでしょうか。

以上、15問、質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、これまでの一般質問に対する答弁の対応等についてのその1、地区館空きスペース利用斡旋について回答します。

日置市公共施設等総合管理計画を基本に、空きスペースの有効活用について検討しています。地区公民館についても、地域の意向を確認しながらサウンディング型市場調査を活用し、対話を通して活用のアイデアを把握するなど、施設の有効活用を検討しているところです。現在のところ幾つかの事業者から相談がありましたが活用には至っておらず、空きスペースについては行政各部署の倉庫機能として利用しています。

その2、都市部からのオフィス移転につい

て回答します。

市内に廃校を活用したコワーキングスペースが整備されたことにより、オフィス移転等の相談に対しては当該スペースを案内するようにしています。オフィス移転に関する相談は、立地条件やサポート体制などが要望確認事項として多く、地区公民館を希望する企業はこれまでありませんでした。オフィス移転に限らず活用について相談があった場合、相談者からの要望を伺いながら地域の意向も確認し進めてまいります。

その3、オリーブの栽培技術向上のため、栽培技術コンテストや品評会等を開催してはとのご提案につき、検討結果を回答いたします。

部会と協議した結果、木の大きさにばらつきがあることから、品評会の代わりとして令和3年産及び令和4年産の出荷が優良であった圃場について栽培現地検討会を開催しました。令和5年度は試験圃場において部会員を集めての剪定講習会を開催しました。

その4、ひおき診療所の運営状況の確認について回答します。

運営状況について、年に1回、前年度の収支状況や診療人数について報告を受けています。

その5、ひおき診療所に関しての要望等につき回答します。

ひおき診療所が地域の医療機関として継続するために、医療人材の確保や在宅医療への協力を要望し、実施していただいています。

その6です。公共施設の民間譲渡や指定管理者選定に関する柔軟な見直しとの点につき回答します。

公共施設の民間譲渡については、公募条件に契約不適合責任の記載のほか可能な範囲で地域の意向を反映させるなど、見直しを行っています。また指定管理者制度の導入に当たってはサウンディング調査も行ったところで

す。譲渡先事業者及び指定管理事業者は、協定及び契約内容を適切に履行していただき、地域との良好な関係も築いていると捉えています。

一方で社会情勢の変化等によって契約の履行が困難な場合も考えられますので、より安定した事業運営を行うことができるよう、事業者等と良好な関係の継続に努めていきたいと考えています。

その7、犬の登録に関し動物病院で登録できるようになったその実績について、回答します。

令和5年度に市内の3動物病院で犬の登録を行った数は21件で、令和5年度新規登録数130件の16.2%でした。令和6年度は10月末現在19件で、新規登録数85件の22.4%です。動物病院で受診等に併せて登録が完了し、改めて市役所を訪れる必要がないことから、市民の利便性が向上するとともに、動物病院を訪れた際に獣医師からの確認で登録に至るケースがあり、登録の勧奨にもつながっています。

その8、日置市乗合送迎サービスの新サービスに期待するものについて回答します。

日置市乗合送迎サービスは、AIシステムを活用した「ひお吉号」という車両を導入します。AIによるルート生成により効率的な運行が可能となり、経験の浅いドライバーでも対応しやすく、運転手不足の課題解決にもつながると考えています。またコールセンターの設置により、利用者が予約先に迷うこともなく、タクシー事業者の予約管理の負担もなくなります。加えて週3日であった運行を週4日に拡充するなど、市民がより利用しやすく、運転手の負担も軽減できる仕組みをつくり、市民に愛される持続可能な公共交通となることを期待しています。

その9、一定エリア内を定額で乗り放題できるサービスの調整、検討につき回答します。

新たな公共交通のあり方について、利便性が高く費用対効果の高い定額制乗り放題による民間主導型の実現に向けて協議を重ねていました。このことについては、令和4年12月議会において回答させていただきましたが、検討を進める中で定額制乗り放題の仕組みを事業化する可能性が見出せなかった経緯もあり、公共交通事業である乗合タクシー制度の強化を主目的に軌道修正したものです。

その10、民間の顕著な木材利用に関し、認証制度についての回答をいたします。

今年度、鹿児島材の一層の利用促進を図るため、木材利用に係る表彰制度、第1回鹿児島材利用建築物コンクールが県主催で実施されました。この制度の活用、啓発に努めたいと考えます。

その11及びその12、木質バイオマスエネルギー資源について、こちらは関連するため併せてお答えをいたします。

日置市2050脱炭素ビジョンは、脱炭素化を進める上で市内資源の有効活用を掲げています。木質バイオマス導入に関する調査では、市内木材の燃料としての供給可能性や公共施設における利用可能性について検討を行いました。まきストーブや暖炉の普及については、市内にまきの供給網が構築されていないことから、市内循環による木材活用の観点からの仕組みづくりは、現時点では難しいと判断しました。公共温泉施設については、ボイラー導入に係る初期費用や燃料調達等の維持管理費用が高く、仮に市外から燃料を調達し経済性を最も高めた条件での試算であっても、投資回収年数が17年かかるなど、現実的な事業実施は困難であるとの結論に至っています。

その13、小中学校の机や椅子を市内生産木材で製作する点につきお答えします。

市内小中学校の机や椅子の市内生産木材の活用については、供給量と販売価格の面で課

題があるのではないかと考えています。今後も市内生産木材の活用については関係機関と連携し研究していきたいと考えています。

その14、後継者就業支援事業の充実について、回答します。

事業承継につきましては、専門機関である事業承継引継支援センターと日置市商工会との共催により、毎年個別相談会を実施しています。令和5年度の相談件数は1件で、親族内承継を検討している事業者でした。また先月実施した相談会では2件の相談があり、いずれも親族内承継を検討しているとのことでした。

その15、住宅の耐震化対策につき回答します。

木造住宅の耐震化については、耐震性の評価を1棟全体で行い、耐震改修後において上部構造の評点が1.5以上の倒壊しない、1.0以上1.5未満の一応倒壊しないに判定されることが求められます。上部構造の評点において1.0未満であったものについて、リビングや居間の補強により1棟全体の評点が1.0以上となれば国庫補助事業の対象になります。まずは耐震診断を実施し、自らの住宅の耐震性を把握していただくことが重要と考えます。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

ただいま15問の質問に関して、検討、研究結果、あるいは検討中という答弁をいただきましたので、これからは今後の方針について中心に質問させていただきたいと思います。

まず1問目、2問目の地区館の空きスペースに関してですが、これまで数件の相談があったかと聞いてますが、残念ながら契約の成立には至っていないようですが、主な原因は何ですか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

学校等を活用している地区公民館の空きス

ペースを活用したいという相談があった場合には、その内容を確認し、地区公民館と協議をしているということになります。提案内容を地域で協議していただいた結果、地域のよりどころとしての機能を持つ地区公民館に外部の機関が入ってくることへの不安、こういったことが主な理由でありまして、契約に至っていない状況でございます。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

地域の不安があるということであつとびっくりしましたけれども、これからこの地区館、学校跡の地区館、行政の倉庫として利用を拡大していくのでしょうか。できることなら人が活発に出入りするような活用が望ましいと考えますが、今後どのような方針で利用促進を図っていきますか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

地区公民館の空きスペースについて、現状としましては庁内協議を踏まえて埋蔵文化財とか防災備品、こういったものなど倉庫機能として活用しているところでございます。ただし、現在においても市有財産活用市場調査、サウンディング調査によりまして、窓口は開いております。民間事業者の皆様と対話を通して連携しまして、アイデアを聞き取るようにしております。今後においても地区公民館の空きスペース、それから現在地区公民館として利用頻度の低い部屋、使用料設定等していても、そういった部屋などの状況も踏まえながら有効活用できるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（長倉浩二君）

それでは先日も質問があったようですが、オリーブに関してでございます。

部会に栽培技術コンテストなどの提案をしたときの、部会の反応はどうでしたか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

部会の反応につきましては、部会では、樹齢の若い木が多く、樹高など生育状況に違いがあるため、統一的なやり方について慎重な意見がありました。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

分かりました。

それでは優良圃場の現地検討会も行ったようですが、それも大事なことだと思います。それらの圃場に共通するいいところはどこですか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

部会などで作成しました栽培こよみに基づきまして、適正な剪定、また薬剤散布などを行い、樹勢を確保しているところであります。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

分かりました。

栽培上重要な作業の一つが剪定作業であるようです。これは小豆島のオリーブ担当者も話されていましたが、その技術向上のためのコンテストを提案しましたが、残念ながらされませんでした。今後、単収を上げるために行うべきは何だと考えますか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。やはり収量を上げるためには樹勢を保つための肥料を行う肥培管理、

あと病害中対策が必須であります。また、その上で収穫作業を効率化を図るための高さを抑えた樹高の管理、また適期に着果の枝を確保する剪定作業が重要であると考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

分かりました。

では次に、ひおき診療所についてでございます。

その運営状況の中で、外来者数の推移はどうなっていますでしょうか。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

令和4年度の診療人数は約1万7,600人、令和5年度の診療人数は約1万7,800人となっております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

今後、その診療所に期待するものは、新たな要望事項も含めて何でしょうか。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

引き続き日吉地域の医療機関としての役割を求めるとともに、必要な場合は特定健診の脱漏健診の健診会場として協力をいただくなど、健康保険行政への協力をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

今後も末永くこの施設があり続けることを願っているところでございますが、続いて、民間譲渡や指定管理者制度に関してでございます。

多様な企業、団体が参入し、競争性の確保、選択肢の拡大が担保されることが重要だと考えますが、民間移譲、指定管理者選定に関し、今後、どのような方針で臨まれていきますか。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

民間移譲、指定管理者の選定については、引き続き、より多くの企業に参加していただくことができるようサウンディング調査など実施していきたいと考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

次は、犬の登録に関してでございます。

この動物病院での提案をさせていただきましたが、12月議会で提案し、翌令和5年度からは事業化できました。非常にスピード感があると評価させていただきます。

一方、先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、今でも犬の登録、狂犬病予防注射を忘れる方がいらっしゃるようでございますが、これらを解消するため今後どのような方針で臨まれていきますか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

日本国内で狂犬病への人の発生は、昭和31年を最後にいないところですが、平成18年にはフィリピンに滞在中に狂犬病の犬にかまれ感染し、ワクチン接種しなかったため日本帰国後に狂犬病を発症して亡くなる事例がありました。狂犬病は一旦発症すれば効果的な治療がなく、ほぼ100%の方が亡くなる病であります。狂犬病予防法に基づき市町村に犬を登録すること、毎年狂犬病予防の注射を受けさせること、鑑札と注射済票を付けることが飼い主の義務であることを使用者だけでなく、市民の皆様にも広報してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

それでは次、乗合タクシーについてでございます。

旧町の範囲にこだわらない乗合タクシーの見直しを質問してから、2年で今回のサービスが始まりました。一部ではありますが、こ

れもスピード感を感じる取組だと評価させていただきます。中でも日吉地域と伊集院町との乗り入れが可能となり、私の周りにも大変喜んでおられる方が多いことを報告させていただきます。

しかし、一方、既存交通体系を利用する通勤、通学者にとっては、早朝、夕方の運行は欠かせません。既存交通体系と、この新たなサービスを共存させるために、どのような方針で臨まれていきますか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

公共交通の果たす役割は、市民の日常生活を支えるとともに、観光客等をはじめとする市内外の交流を促進するものでございます。令和4年3月に策定しました日置市地域公共交通計画によりまして、超高齢化社会を考慮した市民が安心して暮らせる交通体系の構築を図るということとしております。

また通勤、通学利用の広域を結ぶ地域間幹線や市内幹線、鉄道等の各交通手段を確保するとともに、新たな乗合送迎サービスの役割を分担しまして、より利用しやすい交通体系を構築し、過ごしやすく訪れやすい町乗りを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

それでは次、林業木材利用についてでございます。

質問の10、11、12及び13については、市内に豊富にある森林資源の有効活用と木材取扱関係者の事業継続を図りたい思いから質問しましたが、残念ながら期待する回答は得られませんでした。まさに動かざること山の如しでした。もちろん、すぐに対応できる課題ではないことは承知しています。日置市でも木材の生産地、いわゆる川上から加工業者の川中、そして木材の利用を活用する川下までの流通の仕組みを構築していくことは、

これからの林業や木材利用の持続的な社会には必要なシステムだと考えます。その旗振り役はやはり行政の大事な仕事だと思います。今後、市内森林資源の有効活用に向けてどのような方針で臨まれていきますか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

森林は木材としての資源のほか、水源の涵養、また二酸化炭素の吸収に伴う地球温暖化の防止や国土の保全など、様々な機能を持っておりますので、また森林管理を進めるに当たりましては、山林の所有者の意向を確認しながら森林整備や木材利用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

それでは続いて、商工業者の事業承継についてです。

これまでの他市の相談内容等も踏まえ、今後事例の共有を図るなどし、事業者さらに寄り添うことも重要だと考えますが、これからどのような方針で臨んでいかれますか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

事業者の皆様、地域の財産であり、産業や雇用顧客を守るためにも事業を次世代に引き継ぐことは、地域経済にとっても重要なことです。専門機関である事業承継引継支援センターと日置市商工会において、毎年、個別相談会を実施し、事業承継に関する様々な課題の解決に向け、専門家がアドバイスをしています。

また金融機関においても相談窓口を設けていますので、他市町村の状況等を踏まえながら相談会や専門相談機関の周知広報により、円滑な事業承継が行えるように努めていきたいと考えます。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

では最後に、住宅の耐震化促進についてでございます。

日置市耐震改修促進計画によれば、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として、住宅の耐震化の促進に取り組むとあります。もう時間はありません。今後、どのような方針で取り組んでいかれるのか伺って、私の一般質問を終わります。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

耐震化につきましては、まずは耐震診断を実施し、自らの住宅の耐震性を把握していただくことが重要と考えております。鹿児島県や関係団体と協力しながら、木材住宅の耐震化の重要性などについて周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、17番、坂口洋之議員の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

本日、3番目の一般質問者となりました。今回、一般質問2番目に若い54歳となります。市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で社民党の自治体議員として78回目となります一般質問をいたします。

初めに、発達特性のある乳幼児、児童生徒、大人への支援策について、9項目質問いたします。

発達特性のあるグレーゾーンの乳幼児、児童生徒または大人の支援ニーズが高まりますが、現状についての本市の考えを伺います。

次に、1歳6か月健診、3歳児健診において、発達特性で気になる事例があった場合の市としての保護者対応、相談等の支援策について、本市の考えを伺います。

3つ目です。発達特性のある可能性がある

未就学児の入所している保育園、幼稚園の市の支援体制の現状と課題を伺います。

4つ目です。本市の小学校、中学校における支援、特別支援学級、通級学級の設置の学校数、学級数の状況、また教職員不足により支援学級の設置、入学を断った事例は本市はないのか、伺います。

5つ目です。発達障がい等の増加による特別支援学級、通級ニーズが高まる現状と教職員特別支援教育支援員等の支援体制の状況と課題は何か、伺います。

6つ目です。発達特性のある可能性がある生徒の中学校卒業後の高校・支援学校への進路はどのような選択肢があるのか、現状と中学校卒業後以降の課題を伺います。

7つ目です。大人の発達障がい等の疑われる可能性があった場合の相談機関、相談体制の状況はどうなのか、どこに相談すればよいのか、伺います。

8つ目です。発達特性等のグレーゾーンの悩みを抱える方がひきこもりになる事例が多いが、本市のこれまでのひきこもり相談の相談件数、相談人数の状況はどうであったのか、また市としての支援策の現状と課題を伺います。

9つ目です。不登校の増加、若者の長期未就労、発達特性のグレーゾーン、悩みを抱えている若い世代が多いです。子ども支援センターに若者支援を含めた子ども若者支援センターに改め、青年期の相談ニーズに対応すべきではないか、本市の考えを伺います。

2つ目です。放課後等デイサービスの現状と支援サービスの充実について、5項目質問いたします。

1つ目です。放課後等デイサービスの本市の施設数と利用者の状況、また利用者の年齢構成の状況はどうなのか、伺います。

2つ目です。本市の放課後等デイサービスの利用日数は他自治体と比較して利用できる

日数が少ないという声も一部あります。放課後等デイサービスの利用サービスの自治体間格差が先般、南日本新聞の特集で指摘されましたが、鹿児島市、姶良市、いちき串木野市等と比較して、放課後等デイサービスの利用できる日数、平均利用日数は他自治体と比較してどうなのか、伺います。

3つ目です。放課後等デイサービスに通わせている保護者または事業者からの意見、要望はどのようなものがあるのか、伺います。

4つ目です。発達特性の可能性がある児童生徒が増加する中で、支援学級の教職員、放課後等デイサービス、保育園、幼稚園等、連携と情報共有を図るべきではないかと考えますが、本市の考えを伺います。

5つ目です。放課後等デイサービスは、障がいを持つ子どもの療育と学童を兼ね備えている施設であります。療育を求めるニーズが高まる一方で、働く人の人手不足があります。日置市の保育のおしごと支援センターの就労の対象施設に盛り込めないのか、本市の考えを伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、発達障がいのある乳幼児、児童生徒、大人への支援策についてのその1、発達特性のあるグレーゾーンの支援ニーズにつき現状をお答えします。

乳幼児については、市の健診や親子教室や健やか相談会などの際に、こども園、保育園、幼稚園の園児については、巡回支援の際にそれぞれ早めの相談につながるように支援しています。大人の方は随時の相談や専門医による心の相談会などで支援をしております。関係各課や関係機関と連携して、早めの相談につなげることが大切だと考えています。

児童、生徒については、教育長より答弁します。

その2、1歳6か月健診、3歳児健診における保護者対応、相談等の支援策について、お答えします。

早めの相談につなげることが大切と考えており、健診後は電話や訪問等を行い、育児相談や親子教室、理学療法士など専門職による健やか相談会、保育園等の巡回支援などで継続した支援を行っています。

その3、保育園、幼稚園の市の支援体制についてお答えします。

令和5年度に保育充実会議を開催し、既存事業所と対話を行う中で、障がい児だけでなく特別な配慮を必要とする児童についても、場面に応じて個別の支援を行うなど、保育環境の向上を図る必要があるとの結論を得ました。このことから今年度、療育機関の利用決定を受けている児童や特別な配慮が必要と市が認める児童も、職員加配の際の対象児童とするよう補助要件の緩和を行いました。また補助基準額も担当職員1人につき年額8万6千200円を21万4千400円に引き上げ、支援体制の充実を図ったところです。

その4からその6については、教育長より回答いたします。

その7、大人の発達障がい等の疑われる可能性があった場合の相談機関、相談体制について、回答します。

発達障がいなどに関する相談は、福祉課または健康保険課の保健師等が相談窓口となり対応しています。また令和6年11月から重層的支援体制の一環として、市役所内に丸ごと相談ネットワークを構築し、各種相談機関が市民から相談を受けた際、関係部署につなげる体制を充実したため、丸ごと相談の卓上旗を掲げている相談窓口にご相談いただきたいと考えます。

その8、ひきこもり相談の相談件数、相談人数の状況及び市としての支援策の現状と課題について、回答します。

令和３年１０月からひきこもり相談会を実施し、これまでの相談件数は実人員３５人、延べ１０４人となっています。相談会は４地域の中央公民館を巡回し、対面形式と来所が難しい場合は電話やＳＮＳでも対応しています。相談後も継続的に面談を行い、健康面や経済面で自立につながるよう支援しています。また、伊集院保健所、いちき串木野市との共催により、ひきこもりの方の家族の集いを開催し、家族支援も行っています。課題としては相談件数の減少、当事者の方への直接介入の難しさ、居場所づくりなどが挙げられます。

その９については、教育長より回答いたします。

質問事項の２つ目、放課後等デイサービスの現状と支援サービスの充実についてのその１、放課後等デイサービスの本市の施設数と利用者の状況、利用者の年齢構成につき回答します。

本市の令和６年１１月２５日現在の放課後等デイサービスの施設数は１９事業所です。また、支給決定者は３９４人であり、７歳から９歳の低学年が１９０人、１０歳から１２歳の高学年が１３４人、中学生が４８人、高校生相当が２２人となっています。

その２、放課後デイサービスの利用日数につきほかの自治体と比較してどうかとのご質問につき回答します。

放課後等デイサービスの支給決定に関しては、各自治体によって対象者や支給決定方法が異なるため、一概に自治体間の比較はできませんが、本市においては事務処理要領にのっとり対象者の状況に応じ支給日数を決定しているため、対象者に応じた適切な支給量を決定していると考えます。

その３、保護者または事業者からの意見、要望について回答します。

保護者からの相談や要望としては、習い事等に伴い、放課後等デイサービスの利用が少

なくなることへの不安や困ったときの相談先、学童クラブに入れられないため放課後等デイサービスの利用日数を増やしてほしいなどの声をいただいています。またサービス事業所からは、対象児の発達に合わせた適切な支給量の決定、保護者とサービス事業所等の課題認識が異なる場合の支給量についてなどのご意見をいただいています。

その４、情報共有について回答します。

本市においては支援者間の情報共有や支援策についての助言を受ける機会として、心理師等が保育園等を直接訪問し、助言等を行う巡回支援を行っています。また就学時には幼小保連携の一環で、移行支援シートを活用し、保育園から小学校に対象児の状態像や支援方策などについて情報を共有しています。さらに修学後の日常的支援対策として、障がいサービス事業所と学校が対象児の支援方法について共有を行う保育所等訪問支援事業やサービス担当者会を実施し、連携を図っていますので、今後も引き続き関係機関で十分な連携を図っていきたいと考えます。

その５、日置市保育のおしごと支援センターの就労対象施設に盛り込めないかとのご質問につき、回答します。

放課後等デイサービスは、子どもの療育と障がいのある子を持つ親の就労支援を目的に運営されるものであり、放課後児童クラブとは設置目的が異なることから、兼ね備えた施設ということはできないと認識しています。また日置市保育のおしごと支援センターは、保育の受皿拡大に伴い必要となる保育人材等を確保することを目的として、保育人材等就職交流支援事業として国庫補助を活用して取り組んでいる事業であるため、対象施設の拡大は難しいと考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは引き続きまして、教育委員会に関する部分についてお答えをいたします。

まず質問事項 1 の、発達特性のある児童生徒への支援策についてのその 1 でございます。

就学前の幼児に対しては、就学時健診や就学相談において把握に努め、支援計画を作ります。また学校においては全ての児童生徒について学習や学校生活に支援が必要な状況にあるかどうか把握に努め、支援が必要である場合は個別の支援計画や指導計画を作成し、個々の特性等に応じた教育活動を展開しています。

続きまして、質問事項 1 のその 4、特別支援学級等の数についてお答えをいたします。

本市の小学校及び義務教育学校前期課程では 15 校中 14 校に特別支援学級を設置しており、学級数は 41 学級です。また中学校及び義務教育学校後期課程では 6 校全てに特別支援学級を設置しており、学級数は 18 学級となっています。通級指導教室は伊集院小学校に 5 学級設置しています。また教職員不足により特別支援学級を設置できなかったことや入学を断った事例はありません。

その 5 でございます。教職員、それから特別支援教育支援員の支援体制の現状と課題でございます。

全ての特別支援学級、または通級教室に教員を配置するとともに、学校の状況を踏まえ特別支援教育支援員を配置しています。特別支援教育支援員の確保が課題として挙げられます。

続きまして、その 6 でございます。中学校卒業後以降の課題でございます。

発達障がいやその可能性がある生徒の進路については、高等学校及び通信制高等学校等があります。進学先における生徒の特性に応じた支援体制の整備が課題として挙げられます。

次に、その 9、子ども若者支援センター等

と改めて対応すべきではないかというご質問についてのお答えです。

子ども支援センターでは、児童生徒及び保護者が悩みを抱え込む状況がないよう、寄り添いながら支援に努めているところです。

18 歳以上になるタイミングで相談の窓口は関係各課に引き継がれますが、引き続き子ども支援センターも連携しながら切れ目のない支援に努めてまいります。

以上でございます。

○17 番（坂口洋之君）

市長、教育長に 1 回目のご答弁をいただいたところでございます。

今回、私は発達特性のある乳幼児、児童生徒、大人の方の支援策について質問をしております。

私も現在、障がい者福祉の仕事もしておりますし、また議員になる前は知的障がい者の福祉作業所や小規模支援施設に働いている経験もあります。また議員という立場で障がい者認定を受けている方々の相談もありますし、障がい者認定は受けていないのですけれども、就労がなかなかうまくいかないという、そういった方々が一定数いるのではないかとということで今回ご質問いたしました。

まず最初に、発達特性・発達障がいについて、先般、南日本新聞において「特別支援教育の今」という内容で 10 回の特集が掲載されました。私も現状と課題について知識を得ることができました。この特集で特別支援教育に関わる関係者や保護者、市民の方も関心を持たれたと考えます。発達特性の早期発見・早期療育、また小中学校における義務教育の中において特別支援教育の充実が望まれます。発達特性の認知度が上がり、早期発見・早期療育を求める保護者の支援ニーズの高まりと、療育の必要性について市長はどのような認識・考えを持たれているのか、伺います。

○市長（永山由高君）

議員おっしゃるように、ご指摘のように、早期発見・早期療育が重要であるというふうに捉えております。そのためにも関係各課や関係機関と、これはしっかりと相互に連携し合って早めの相談につなげることで、これが大切であると考えています。

○17番（坂口洋之君）

次に、教育長に伺います。文部科学省は、発達障がいのある可能性がある児童生徒の割合は児童生徒の8.8%という数字を公表されております。40人学級においては大体3.5人という数値となりますけれども、本市においても同様な傾向があると理解してよいのか、伺います。

○教育長（奥 善一君）

ではお答えをいたします。

ただいま議員からご指摘のありました文部科学省の調査で8.8%という数字が示されております。本市におきましても、全国の傾向と同様に、特別な教育的支援が必要な児童生徒の割合は年々増加しているのではないかと思います。

また、この調査は担任による調査、担任の意識の調査というふうに理解をしておりますけれども、担任自身が子どもたちを見る特別支援教育に対する理解が一層高まっているということの表れではないかと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

当然、早期発見、早期療育を改善することが重要であり、その子どもの障がいを理解する、受け入れる社会、教育、社会、療育を進めることにより、少しでも改善できることが大事であると私も感じております。

そういった中で、まず1歳6か月健診、3歳児健診について再度伺います。

1歳6か月健診、3歳児健診は、国の母子

保健法に基づいて各自治体で実施されております。特に3歳児健診の項目の中には、子どもの発達行動の様子を確認する項目があり、発達育成が気になる子どもについての把握に努めておられると考えております。本市において乳幼児における発達特性の早期発見、早期療育の取組、相談体制について、本市の考えを伺います。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

親子教室、すこやか相談会、就園しているお子さんに対しては巡回支援などで相談体制を整えており、その中で保護者と相談しながら、必要な方は療育利用につながっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほど担当課長にご答弁いただいたところでありますけれども、当然、発達検査をした中で、発達特性に悩みを抱える乳幼児の保護者の悩みはどのようなものがあるのでしょうか。差し支えなければ相談事例を伺います。

また、市に対して発達育成について気になる子どもがいた場合、どのような保護者からの意見、要望があるのか、伺います。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

月齢、年齢によりますが、年齢が低いと睡眠や食事の悩み、年齢が高くなると集団行動や言葉の悩みなどが多い傾向です。保護者の悩みとしては、周りと比べてしまい、自分の育て方について悩む方がいらっしゃいます。保護者からの具体的なご意見、ご要望としては、同じような子育ての悩みを抱える方との情報を共有したいとのご意見があります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

特に危惧するのは、発達特性が気になる場合、乳幼児がいた場合に、現在、鹿児島市の

桜ヶ丘にありますこども総合療育支援センター、または専門の医療機関に診断をお願いするケースが多いと考えております。しかし、児童精神科の専門医は全国的に不足しており、診断に日数がかかるという課題が指摘されております。診断が必要な場合に、申請から現在、どの程度の時間が必要なのか、本市の現状について伺います。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

専門の医療機関への受診については、時期にもよりますが2から3か月ほど受診日数がかかると聞いております。

市では理学療法士や作業療法士、公認心理士によるすこやか相談会を月1回行っており、保護者の心配事やお子さんへの接し方などの相談に対応しております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

四、五年前は、この桜ヶ丘の児童総合療育支援センターの専門医療について半年くらいかかると言われていたのですが、先ほどの答弁においては二、三か月ということで、かなり改善されてきたのではないかと考えています。

そういった中で、やはり児童精神科の専門医は全国的に不足しているというのが課題となっております。県と連携しながらしっかりと国に要望をして、速やかに診断ができるような環境をつくるのが早期療育につながると考えておりますけれども、市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

専門機関の充実は非常に重要なテーマですので、県と連携してしっかりと要望してまいりたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

この小児の専門、小児精神科のお医者さんというのは、もう全国的な不足の傾向が課題

になっておりますので、当然、県も含めて国にしっかりと要望していただければと思っております。

現在、現行の1歳6か月健診、3歳児健診、就学前健診が全国的に実施されておりますが、こども家庭庁が発達特性のある子どもの割合の増加、不登校の増加等が新たな対策として2028年度から5歳児健診を実施する方向性が示されております。来年度から5歳児健診を実施する自治体への新たな財政措置が検討されております。これまでも5歳児健診の必要性については同僚議員からも質問されておりますけれども、本市として5歳児健診について検討されなかったのか、また県内でも5歳児健診を実施されている自治体もありますけれども、県内自治体の動向を市として把握されていないのか、伺います。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

本市では3歳児健診での早期発見、早期療育に努めており、3歳児健診後は巡回支援などで子どもたちの様子を確認し、必要に応じてすこやか相談会や療育サービスなどにつながっています。

また、就学に向けては次年度、年長児となる子どもたちの情報交換を教育委員会と行っております。

5歳児健診については、国からの財政措置もありますが、医師等の専門員の確保、また療育サービスの受皿にも課題があることから、現在のところ実施しておりません。県内の実施状況としては、今年度実施または検討中の自治体が18市町村あります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

課長のご答弁で、県内でも現在18の自治体で実施されております。こども家庭庁も2028年度にも全ての自治体で実施される計画が示されました。国も新たな補助金等実

施に向けた予算措置に向けて検討されておりますけれども、本市においても速やかに5歳児健診を実施し、早めの子どもの集団活動も含めた成長期の子どもの診断を進めていく考えはないのか、本市の考えを再度伺います。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

先ほども回答いたしましたとおり、本市としては3歳児健診までの早期発見、早期療育に努めており、5歳児健診の実施に当たっては医師の確保をはじめ課題があることから、現在は予定しておりません。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

担当課は現在検討されていないということなんですけれども、市長に再度、このことについて見解を伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

まずは国の方向性をしっかりと確認することとはまず大切なところでございまして、議員ご指摘のように2028年までにはという議論もございますけれども、当面、市においては担当課長申し上げますように、医師の確保といった課題もございますので、これはすぐにやりますというふうにお伝えできるものでは現時点ではないと認識をしています。

○17番（坂口洋之君）

次に、発達特性のある、可能性のある乳幼児早期療育につなげるためにも、まずはそこに関わる保健師、助産師、心理士のスキルアップが必要であると私は考えております。また、専門の作業療法士を配置している自治体もあります。

早い段階での早期療育実施に向けた、所管課として今後どのように充実させていく考えなのか、また、新たな取組、事業等があればお答え願いたいと思います。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

保健師、助産師、心理士のスキルアップにつきましては、毎年継続して母子保健事業者研修会を実施しております。今年度は、作業療法士を講師に、乳児期の発達についての研修を行いました。

作業療法士につきましては、6から8か月相談会の際に派遣し、発達についての具体的なアドバイスを行っております。

また、すこやか相談会では、やまびこ医療福祉センターから専門職を派遣してもらい、各種相談に応じております。

また、1歳6か月健診、2歳児歯科検診、3歳児健診では、心理士を配置し、年齢に合った相談に応じているところです。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、発達特性のある未就学の保育園、幼稚園の支援体制について、再度伺いたいと思います。

まず、本市においては、発達特性のある乳幼児の幼稚園・保育園等を巡回する巡回支援員、心理士、保育士等の方がおられますけれども、これまでの取組の成果、支援の効果はどうであったのか、伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

巡回支援の成果については、「発達段階に合わせた具体的な支援方法を教えてもらった」、「自分たちの保育を認めてもらった」など、保育園などから感想をいただき、障がい児保育に係る質の向上が図られたと考えます。また、「保育の質が向上したことにより、子どもの成長発達につながったことを実感できた」、「療育など必要な支援につながることができた」などの感想をいただいております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、教育委員会、特別支援学級、通級学

級について再度伺います。

文部科学省学校基本調査によりますと、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で特別支援学校においては、学校数が11%増加、児童生徒数が14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加しています。また、通級による指導を受ける児童生徒数が2.6倍に増加しております。

本市においても、障がいのある児童生徒もない生徒も分け隔てなく学べる教育が必要です。障がいのあるなしについて学べる日置市の教育について、教育長に基本的な考えを伺います。

まず、障がいのあるなし、多様な子どもたちが共に学ぶインクルーシブ教育について、教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

障がいのあるなしにかかわらず、全ての児童生徒が同じ環境で共に学び合い、個々の特性や違いを認め合い、そして支え合う中で共に成長していけるようにしていくことがとても大事だというふうに思っております。今後もインクルーシブ教育の充実に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（坂口洋之君）

次に、再度質問いたします。

本市の支援学級の情緒・知的・肢体不自由等のクラスの内訳と、各学級の児童生徒数の状況、また、現在伊集院小にあります通級指

導学級（まなびの教室・ことばの教室）の児童数の状況はどうか。

今後少子化が進みますけれども、支援学級、通級教室で学ぶ可能性のある児童生徒は増加する見通しなのか、減少する見通しなのか、状況を伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

自閉・情緒学級は32学級で156人の児童生徒が在籍、知的障がい学級は23学級で114人、難聴学級は2学級で2人、肢体不自由学級は2学級で2人の児童生徒が在籍しています。

通級指導教室では、まなびの教室で58名、ことばの教室で39名、計97名が学んでおります。

特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童数は、増加傾向で推移すると思われますが、今後については、次年度に向けた就学相談を経て明らかになってまいります。

○17番（坂口洋之君）

少子化は進んでおりまして、日置市も児童生徒数は大きくやっばり減少はしておりますけど、一方で、こういった形で特別な支援が必要な子どもの児童生徒数は一定数いることが十分理解されたところです。

そういった中で、支援学級の担任教諭の支援学校の免許保有率は、国が令和3年度で31%という数字が示されております。

本市における免許保有率はどうか、また、支援学級のニーズが高まることにより、全国的には経験年数が少ない教職員が対応しなければならない事例も多いです。

本市の支援学級の教職員は、一定の経験を踏まえた形で任されている状況なのか、多様化する支援学級の子どもの支援・対応に向けた本市の取組、研修等の状況はどうか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

本市の特別支援学級担任の免許保有率は21.5%です。支援学級担任は、経験年数が20年以上の教諭が3分の2を占めております。

本市の取組、研修等の状況につきましては、6月に特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターを対象とした特別支援教育研修会を開催しております。

また、特別支援教育支援員を対象とした研修会は、本市で年3回実施しており、県が主催する研修会にも希望者が参加しておるところでございます。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁の中でありますには、特別支援学校の教員免許を取得されている方が、本市においては21.5%という数字が示されました。一概にこの免許を持っているから高い教育ができるとは判断しませんが、より専門的な教員の方が専門性を高めていただきたいというのが、私の質問の含意でございます。

そういった中で、増える支援学級・通級学級の支援ニーズのスキルを高まるためにも、文部科学省は、若い教職員にも早い段階で支援学級を経験させる取組を模索されているようでございます。

小中学校の免許取得がある教職員が、新たに支援学校の教員免許を取得するには、現行の法制度ではどのような課題が指摘をされているのでしょうか。全国の教育長会にも、支援学級の教職員の免許の取得についての見直し、意見・要望等はないのか、現行の、小中学校の教員が、支援学校の免許が取りやすい環境への見直しを含めて国に制度改正を求めていく必要はないのか、教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

お答えをいたします。

まず、特別支援教育の免許を持っていないくても、制度として特別支援学校との交流の制度がございます。小学校と特別支援学校、中学校と特別支援学校、それからその逆も含めて、人事交流で3年程度交流をして資質を高めるという制度がございます。

併せて特別支援教育の充実については、私ども教育長会でも、国のほうには特に定数改善、特別支援学級の定数を増やすといいますか、少ない学級で教員を配置していただくような要望は、毎年上げているところでございます。

それから、免許取得についても、やはり資質を高めていく上では、免許を取得するというのは重要だというふうに思っておりますので、そのあたりの免許を取得しやすい環境づくりという点では、県の教育委員会等を通して、また国のほうにも要望をしていきたいなと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの教育長の答弁の中で、教育長会等で支援学級の少人数化のことについても少し触れられたと思いますけれども、現行、支援学級の児童生徒数の定員というのは、1学級当たり8人が上限になっていると思いますけれども、やはり少人数化を求める声がやっぱり多数寄せられていると思いますけれども、そのことに、支援学級の少人数化についての教育長のお考えを再度伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

今、議員がおっしゃるように、1学級当たり8人というのが特別支援学級の定員なんです。これを例えば8人よりも少ない人数でしていくことで、一人一人への対応がより充実していくと思われまいますので、そういう意味で、国のほうにも要望をしていると思います。私も、そういう方向で進んでいくことが望ましいというふうに考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

教諭が不足しているという課題はありますが、支援学級の少人数化についても努めていただければと思っております。

次に、特別教育支援員の充実・拡充について、再度伺いたいと思います。

先ほどの答弁の中で、回答の中で、特別支援教育支援員の確保が課題ということを1回目の答弁で述べられておりますけれども、日置市の現状はどうか伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現状につきまして、課題と併せてお答えいたします。

先ほども回答いたしました、38人の各学校に配置をしている状況でございます。

ただ、大きくは公募をしているところですが、やはり募集定員に至るまでに時間がかかるというところが大きな課題でございます。

なお、それを解決するために年間を通して、特別支援教育支援員についての問合せ等がございますので、そういった方々の連絡先等を把握をいたしまして、リスト化して対応していけるように取り組んでいるところではございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

学校の支援学級の担任の先生といろいろお話もさせていただきました。やはり特別支援教育支援員の充実もなんですけれども、支援員の方にまず長く働いていただきたいというのが現場の声でございます。

そういった中で、現在、本市におきましては、特別支援教育支援員は、本市においては現在38名の方が働いております。きめ細かい支援学級の児童生徒、子どもと向き合える時間、きめ細かい指導の充実を図るためにも特別支援学級の支援員の増員を検討できない

か、本市の考えを伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えします。

先ほども答弁いたしました、特別支援教育支援員については、今後も学校と連携し、児童生徒の状況に応じて配置していきたいと思っております。

○ 17 番（坂口洋之君）

次に、発達特性のある、可能性のある生徒の中学校卒業後の高校・支援学校の進路と卒業後の課題について伺います。

先ほど1回目のご答弁いただいたところなんですけれども、中学校では情緒の支援学級に在籍している生徒は、国語、数学、英語、理科、社会においては、本人、保護者の希望があれば、交流学級において通常どおり授業を学べる環境があると理解してまずよいのか、公立高校入学については、まずは学力試験、次に内申基準等をクリアすれば、誰もが受験できる環境であり、入学できる環境であると理解してよいのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

議員の御理解のとおりでございます。

○ 17 番（坂口洋之君）

次の質問いたします。南日本新聞の11月8日の「特別支援教育の今」という特集の中で、特別な支援が必要な生徒の高校生の受入れに課題があるという特集が掲載されました。教育長も読まれたかと思えます。

内容は、中学校に通級教室が整備されているが、高校には通級教室が整備されていないという課題であります。文部科学省も、高校の生徒の2.2%が、何らかの支援が必要とする生徒がいるという数字が、新聞の中にも掲載されておりました。

高校の通級教室の設置を求める声はあるようだが、支援が必要な中学校卒業後の生徒の進学の現状はどうか、教育長、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

中学校卒業後の進路についてですが、三者面談等を通じて進路先を決定していきます。これまで進路が決定していなかったことはございません。

また、中学校卒業後の進路については、子どもたちの可能性を信じ、進路選択が広がるような環境づくりについて話題にしていっているところがございます。

○17番（坂口洋之君）

県内の私立高校でも、現在、発達特性等、支援が必要な生徒の専門コースを新たに設置する動きもございます。公立高校において、支援の必要な生徒の通級教室等の特別支援教育の充実を県教育委員会等に求めていると考えていますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

ただいまご指摘のような課題につきまして、中学校卒業後の子どもたちの進路について、可能性を伸ばしていけるような体制づくりというのはとても大切だと思っております。県の教育委員会との意見交換の場で話題にしていきたいというふうに思います。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

私も通常の普通高校とか高校に行った方が、ちょっと高校でなかなかうまくいかずに、高校を中退される方もいらっしゃいます。当然、中退された方も海洋高校の通信制とか、一般の通信制の高校に行かれている方もいらっしゃいますので、そういった形で通級教室なんかの整備についても、しっかりと支援学級の子どもたちの新たな受皿ということで、県教委などにしっかり伝えていただければと思います。

次に、ひきこもり支援について再度質問いたします。

私も、これまでひきこもりについて7回質問しまして、今回8回目となります。

まず、再度伺います。ひきこもりの相談の男性・女性の割合と、年齢構成の割合はどうか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

1問目答弁でありました35名、令和3年から5年の合計の方の件ですけれども、相談者の性別は、男性30名、女性5名となっております。

年代別には、20代の方が8名、30代が12名、40代8名、50代6名、60代1名となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

担当課長から、先ほど男性・女性の割合と年齢構成がございました。ちょっと年齢構成を見ますと、30代が一番多いという傾向になっています。

そういった中で、具体的に35名の方が、相談がありますけれども、その相談につきましては、本人からの相談なのか、家族からの相談なのか、関係者からの相談なのか、その内訳を伺います。

また、当事者と面談できた人数は何名なのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

本人からの相談は7名、家族からの相談が26名、関係者からの相談が2名となっております。本人からの相談については、ひきこもり状態であるご本人が経済的に困窮したというような場合に相談に来られます。

また、うち家族からのご相談などから、ひきこもり状態になっている当事者の方と面談をできた人数は5名となっております。合計12名の方と面談ができたような状況でございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

合計で 12 名の方が、一応面談ができたということです。ひきこもり相談が始まりまして、ちょうど 2 年、もう 3 年目に入ってきていると思いますけれども、一定の効果があったのかなと思っています。

そういった方も含めて、面談ができた 12 名の方も含めまして、面談・相談が継続的につながるようであれば、民間の支援機関につなげ、個別の支援計画を作成し、支援をするような形がよいのではないのか、本市の現状と考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

ひきこもり支援については、保健師や生活再建支援員等が当事者の方と継続的に関わりを持てるよう、面談やメールでの連絡を行い支援しております。また、NPO 法人ルネス鹿児島に、民間ですけれども、委託をしまして、家庭訪問などを行い、相談者の実情に合わせて当事者の方に寄り添った支援を行っております。

また、本市では、毎月 1 回ひきこもり支援会議を開催しまして、ここにルネスさんも入るんですけれども、支援状況の報告及びケース検討を実施しております。

ひきこもり支援については、行政だけでは解決できない課題等もありまして、今後も民間等の活用を含めたネットワークの構築が必要と考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

ひきこもりにつきまして、私も 8 回質問しまして、今回も少し入れさせていただきました。

日置市のように、ここまで相談を実施している自治体は多分県内ではないと思います。防災無線等で非常にしておりますので、今後

ともこの取組は非常に高い評価をしておりますので、継続していただければと思っております。

次に、放課後等デイサービスについて再度伺いたいと思います。

2012 年、放課後等デイサービスが実施されまして、今年で 12 年目が経過されます。特別の支援を必要とする子どもの支援ニーズが高まる中で、子どもの早期療育・早期発見、子どもの成長についてどのような効果があったと理解してよいのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

本市においては、早い段階から早期発見・早期療育につながる支援体制を構築しておりまして、未就学児が利用する児童発達支援、療育と通常呼ばれるところですが、その児童発達支援からスムーズに放課後等デイサービスを利用できる仕組みづくりを行ってまいりました。

放課後等デイサービスを利用した保護者からは、「成長を感じられた」とか「特別な支援、安心して過ごせる場所であった」などの声をいただき、放課後等デイサービスの目的を達成していると考えます。

また、今年度 7 月に示されました放課後等デイサービスガイドラインにて、事業所の評価方法等が掲載されておりますけれども、そういった活用も含めて、評価ということについて、また研究してまいりたいと考えます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

再度伺いたいと思っておりますけれども、先ほど利用日数については、答弁としましては、対象者や支給決定方法が異なるということで、自治体とも若干異なるという、そういったご答弁をいただいたところでございます。

そういった中で、本市におけます放課後等デイサービスの事業内容、利用サービスは、

どのような内容になっているのか、詳しいご説明願いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

本市の放課後等デイサービスについては、対象者は障がい児及び療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童ということで、対象としております。

また、利用者負担は無料というふうに定めております。

また、支給決定日数は、原則として障がい児、つまり障害者手帳等を持っているもしくは診断等がついている、また、特別児童扶養手当等受給者については23日を決定しております。

それ以外の児童生徒については、保護者ニーズや障害児通所給付費等調査指標マニュアルというものが示されておりますけれども、そのような指標を用いまして、その方の状態像に合わせて必要な日数に決定をしているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

私も、鹿児島市の状況とか他市の状況もちょっと調べてきました。当然、やっぱりこのサービスを利用される方が急激に増えてきているというのも、担当からのお話を聞いたところでございました。

そこで、今後の利用者数の見通し、サービス利用の見込みについて、再度伺いたいと思います。

日置市障がい者福祉計画100ページです。令和6年度のサービス実績値及び見込み量について、再度伺います。

一月当たりの利用日数が、実績では、令和3年度が314人、令和4年度が381人、令和5年度が417人でありました。

この計画では、令和6年度が468人、令和7年度が481人、令和8年度が489人

と、月の延べ利用者数も令和3年度実績の2,227人から、令和6年度以降は3,156人と増加傾向であり、令和6年度以降も、利用者数と月の延べ利用者数の増加傾向であります。

今後の利用者数と延べ利用者数の見通しについて、市としてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

本市の人口年齢別統計表によりますと、放課後等デイサービスの利用対象者に当たる小学生から中学生というこの年齢層が、1学年大体四、五百名程度と多く、母数となる人口がそもそも増加しているために、今後数年は利用者数、延べ利用者数とも増加する見込みとなっております。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

担当課長の話で、利用者数も利用者金額も増えているということなんですけれども、放課後等デイサービスや児童発達支援を含めて、計画の中に、施設の公開療育の実施や児童発達支援センターとの連携によるスタッフのスキルアップに努めると計画の中では示されております。

今後、本市に放課後等デイサービスに関わる事業所の職員のスキルアップについて、また、本市としてどのように支援していく考えなのか、また、新たな取組等があればご答弁願いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

日置市自立支援協議会の子ども支援部会において、療育支援や特別支援教育体制の構築及び課題の検討、その他医療的ケア児の支援体制など、協議や研修等を行っております。

また、児童通所支援事業所を対象に事業所連絡会を開催し、事例検討や支援方策につい

て協議を行い、資質向上の機会を設けています。

加えて、今年度から基幹相談支援センターの主任相談支援専門員を中心に、相談支援事業所専門員を対象にした勉強会を開催し、皆さん等に努めているところでございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

いろんな形で計画も具体的な数字も示されておりますので、さらなる支援の充実も図っていただきたいとともに、放課後等デイサービスの皆様方との連携強化を図っていただきたいと思っております。

次に、放課後等デイサービスの保育園、幼稚園、学校との連携について、再度伺いたいと思います。

特別に支援が必要な児童生徒が増加する中で、放課後等デイサービス、児童発達支援サービス、保育園、幼稚園との連携強化が大事だと考えております。

情報を共有し、特別に支援が必要な児童生徒への切れ目のない教育と福祉の連携強化について、教育長に見解を伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

放課後デイサービスや保育園、幼稚園との学校との連携につきましては、相互訪問等により取り組み、関係各課と連携して、今後も切れ目のない支援の充実に努めていきたいと考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

教育委員会として、教育専門員、教育相談員が各関係機関を定期的に訪問され、特別に支援が必要な児童生徒の情報共有がされているとのことですが、具体的な取組状況はどうか、また、支援学級の担任、特別支援教育員と、その子どもが通う放課後デイサービスとの連携、情報共有について、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

教育専門員と教育相談員が、小学校、中学校や幼稚園、保育園、放課後デイサービスを訪問し、子どもたちのことについて相互に情報交換をして、子どもの状況を把握しているところでございます。

学校と放課後デイサービス事業所とは定期的に情報交換を行い、連携を図っているところでございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

今回、私は発達特性の必要な支援について、また発達障がい等も含みます。そして、ひきこもり等ということで、大きくこの3つは、私はつながっているというふうに理解しております。

最後に、発達支援、発達障がい、支援の必要な子どもから大人までの支援の充実について質問しました。発達障がいは見えにくい障がいと言われ、早期療育で改善されるケースも多いが、就労を含めて継続的な支援が必要であります。まだまだ社会は、発達障がいに対する理解が高まっていない現状であります。

最後に、発達障がい・発達特性に対する理解と啓発、障がいがあっても安心して暮らせる日置市の市長としての思い、感想をお聞きし、質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちそして全ての人たちが安心して教育を受け、自ら選択して就労できる環境をつくると、地域共生社会の実現というふうなところだと思いますけれども、大変重要なことだと思っております。

その実現のために、限られた財源を有効に活用しながら、必要な支援を継続的に受けることができる環境整備に引き続き努めてまいりたいと考えています。

○議長（並松安文君）

次に、19番、池満渉議員の質問を許可します。

〔19番池満 渉君登壇〕

○19番（池満 渉君）

通告に沿って、市長、教育長に質問をいたします。

令和6年11月1日時点での本市の最新の人口が出ています。

まず、4地域の今の人口についての感想とその要因をお聞かせください。

少子化など致し方ない社会状況、地域の実情は理解できますけれども、それでも4地域の特色や強みを生かして持続させていかなければなりません。

市長が考える日置市の宝、また、それぞれの地域ごとの特色・強みはどのようなことでしょうか、お聞かせください。

併せて、それらの特色を今後どのような方法で生かしていくのでしょうか。

職員の不祥事が続きます。その背景にどのような問題があったのか、分析の結果をお示しください。

同時に、今後の職員の育成にどう取り組んでいかれるのか、質問をいたします。

来年度予算の編成作業が始まっていると推察いたします。この3年半を振り返って、その感想なども含めて、来年5月の次期市長選に向けてどうされるのかお聞かせください。

次に、全国で頻発する闇バイト、振り込め詐欺などの犯罪についてであります。

市民の生命と財産を守ることは、行政の大きな仕事でもあります。市民が被害者にならないために、また、共犯者とならないために、現在、行政としてどのように取り組まれ、そして、今後はどう取り組んでいかれるのか質問をいたします。

最後に、小中学校での道徳・公民の授業の現況と実態についてであります。

全ての教科の中でも、明るい社会をつくる

ためには、道徳・公民の教科は最も大切であり、この教科の意義について、学校と教育委員会はどのような方針を持って授業を展開されるのか、その実態についてお聞かせください。

また、便利さと表裏一体のSNSの弊害など、その使用について、児童生徒にどのように教えているのかも伺います。

来年度から使用する中学校の教科書が変わり、性の多様性についての記述が増えてきました。大変デリケートで、授業の難しさを想像しますが、このことを生徒たちにどのように教えていかれるのか質問をいたします。

市長、教育長の誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、日置市の実態と今後の主たる目指す方向性についてのその1、4地域の人口分布について回答します。

住民基本台帳に基づく令和6年11月1日現在の4地域の人口につきましては、東市来地域が1万272人、伊集院地域が2万5,126人、日吉地域が4,089人、吹上地域が6,697人の合計4万6,184人となっています。

地域別の総人口に占める割合は、伊集院地域が54.4%、東市来地域が22.2%、吹上地域が14.5%、日吉地域が8.9%となっており、半数以上が伊集院地域に居住している分布となっています。

その2でございます。4地域の強み・特色、そして、それらをどのように持続・発展させていくかとの問いにつき回答します。

本市の最大の宝は、市民や市内事業者などの人であると考えています。その上で、その方々が大切にしたいと考えるもの、例えば歴史、自然、農林水産物、特産品、企業活動や

コミュニティなども宝であると考えております。

日置市には、交通や医療機関、店舗などの都市機能を有する地域や、海岸や森林、温泉などの自然環境に恵まれた地域、歴史的・文化的な行事、産業を有する地域、農林水産業の振興に適した地域など、様々な地域が存在します。

4 地域の強み・特色を一言で表現することは難しいところですが、都市部や農村部、山間部、沿岸部のそれぞれが持つ特性を生かしながら、人口減少社会を前提とし、市民や市内事業者など、多様な世代や立場の方々が活躍できる取組が必要と考えています。

その3、職員の不祥事につき回答します。

職員の不祥事について、その背景には業務の多様化による1人当たりの負担の増加、変化する社会への対応の遅れ、法令遵守の意識の希薄化などがあると考えています。

今後の職員の育成は、日置市職員のコンプライアンス行動指針、ハラスメント等の防止及び対応に関する指針を用いた所属ごとの研修を継続しながら、これまで以上に法令遵守の意識の徹底を図ってまいります。

また、急激に変化する社会の中で、一人一人が高い生産性を持って仕事に向き合う環境をつくるために、市役所で働くことの意味と意義を再認識する機会が必要と考えます。

今後、市の人材育成基本方針の改定に着手し、職員育成の仕組みを改めて構築していきたいと考えています。

その4、3年半を振り返っての感想と、来年5月の次期市町村への出馬について回答いたします。

就任当初は、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組むとともに、コロナを契機として大きく変容していく社会に対応するため、自治体DXの推進や企業の日置市への本社移転などを推進しました。

また、子育て世代に選んでいただくための環境整備や脱炭素社会に向けた施策の展開など、将来も見据えた取組を進めています。

これらの取組には、長期的な変化の兆しを生む施策も含まれており、すぐに結果が出るものではありませんが、令和3年から令和5年の本市の人口移動では、転入が転出を上回る転入超過になるなど、手応えを感じています。

次に、次期市町村への出馬という点について申し上げます。

この3年半の間、市の職員も多くの新たなチャレンジに挑みました。また、市内において民間企業や市民の皆様の中にも、新たな取組が多く生まれました。さらに市の取組においても、多くの市民の皆様にとくさんのご協力をいただきました。この場を借りて感謝を申し上げます。

来年、日置市は合併から20年の節目の年を迎えます。市としては、中長期的な市政運営の指針となる第3次総合計画の基本構想をまさに今年と来年の2か年かけて策定中という大切な節目の年でもあります。

その中で、ここまで取り組んできた「対話と挑戦の市政」の中で、着手中の建案に対して引き続き市政を担い、次の世代に向けて日置市の将来像を描き、さらに前に進めることが、この時代に日置市長という職を志した者として果たすべき責任であるという思いに至りました。

市民の皆様への負託をいただけるよう、今後も心を尽くし、対話と挑戦の気持ちを持って次回の選挙に挑戦させていただきたいと考えています。

続いて、質問事項の2つ目、闇バイト、振り込め詐欺などの被害が続発しているが、その対策を問うとのご質問のその1、行政として現在取り組んでいるもの及び今後どう取り組むのかという点につき回答します。

市としては、日置地区防犯協会や日置警察署、市内関係団体の代表者の方々と構成する日置市安全安心まちづくり推進会議を開催し、市内における犯罪情勢の情報共有や今後の取組などの意見を伺っています。

また、日置警察署からの依頼による電話詐欺の広報活動や消費生活相談センターに寄せられた相談内容による注意喚起を防災行政無線で行っています。

今後も関係機関と連携し、被害に遭わない、共犯者とならないための広報活動や注意喚起などに努めてまいります。

質問事項3については、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは引き続きまして、質問事項3の小中学校での道徳・公民での授業の現況・実態について、その1、道徳・公民の教科の大切さをどのように教えているかというところについてでございます。

道徳は、道徳的価値について考え、議論する中で、多様な見方、考え方に触れ、自己を見つめ、よりよい判断や行動につなげていく学習です。

公民は、過去や現在の社会のよさや課題を踏まえ、よりよい社会をどのように築いていくか共に考えていく学習です。

いずれも明るい社会や将来を築いていくために大切な教科で、児童生徒がこれらの学習を通して、共に学ぶ喜びを味わい、学ぶ意義を実感できるよう取り組んでいます。

その2、SNSの弊害や適切な使用法についてでございます。

SNSの適切な使用については、人権教育や道徳教育の観点からも重要な内容であり、学校においては、発達段階に応じて学級活動や道徳の事業を中心に、情報モラルに関する

指導を計画的に行っています。

直接的な指導の一例としては、携帯電話会社や警察等と連携したスマホ安全教室を開催し、ネットいじめに関する事例について、問題点や解決策等を話し合う活動を通して、SNSの危険性や正しい判断に基づいた適切な使用について学習しています。

その3、性の多様性についてでございます。

中学校では、社会の学習で性差を超えた平等について学びます。

また、保健体育の学習では、心身の発達と心の健康で、性に関して様々な捉え方があることを学びます。

このような学習を通して、性については多様な見方、考え方があることに気づかせたいと考えています。

以上でございます。

○19番（池満 渉君）

答弁をいただきました。合併してから来年で20年、今、日置市の人口は伊集院地域が半数以上になりました。便利な地域に人が集まるのは当然であります。また、伊集院でも差はあります。

日置市全体として、合併してからおよそ6,300人が減りました。内訳としては、伊集院が1,000人以上増えて、そのほか3つの地域で約7,000人以上が減りました。当然、伊集院ばかりとの声があります。残りの3地域、人が減っても危機感を感じている人はたくさんおります。人が減って、ここに住んでいても大丈夫だろうかと心配をする声さえ聞くのであります。

そこでお伺いをいたします。伊集院以外の3地域、行政サービス、インフラの整備などは、これからどこまでが必要だとお考えでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

行政サービスやインフラ整備につきまして

は、伊集院地域も含めまして、福祉や教育、医療・保健、防災、生活インフラなど多種対応でございますので、一言で客観的にお示しすることというのは難しいところでございますが、やはりどの地域にお住まいの市民の皆様も、安心安全な生活を送ることができる環境を整えることが重要なことであるものと考えております。

そのため、市民の皆様の声を大切にし、見直しも行いながら、社会変化やニーズ等に適応したサービス提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（池満 渉君）

ちょっと質問の仕方が、少し表現がおかしかったかもしれませんが、もちろん投資効果の問題は人口が多いところ、少ないところあります。やっぱり市民の安心感であります。行政はみんなを見てくれているという市民の気持ちの上での、いわゆる人間としての安心感であります。併せてそこに住む地域に誇りを持たせることであります。たとえ人が減っていてもでありますよね。その上で地域に人が増えれば、なおようらしい、元気が出てくるということでもあります。

実際に人を増やす政策になかなか即効性はありませんが、それでも地域の魅力に引かれて本市に移住をしたり、あるいは定住をしたりした人がおります。

初めに、この地域の魅力に引かれて移住定住をしている事例を二、三紹介をしていただきたいと思います。

そして、この地域の宝を磨くのは当然地域の地元の住民であり、そして同時に行政も広報活動、あるいは人的な応援、財政的にも応援をしております。人が減って地域住民の力が弱まる中で、行政も応援をしていくんだというスタンス、方針はこれからも変わらないんだというふうに理解してよろしいでしょう

か。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

まず、二、三紹介の件でございます。

ご紹介をさせていただきますと、東市来におきましては、漁師になる夢を本市で実現し、月日貝をはじめ、新鮮な魚介類を消費者に届ける取組をしている方がいらっしゃいます。また、日吉地域におきましては、海が見える緑豊かな場所を求めて移住いたしまして、絵画や陶芸などの制作活動や、地域全体でアート巡りのイベントを行っている方、吹上地域ではUターンをされて、古民家を自ら開催し、レストラン・ゲストハウスを開業した方など、ほかにも本市の地域の魅力を感じていただき、移住をいただいているところでございます。

その中で、本市の行政の取組ということでございますが、市民や市内事業者の皆様が、その地域の大切にしたいと考えていらっしゃる強みや魅力を生かしながら、地域活性化等につながる活動や取組は大変ありがたいというふうに思っております。

その中で、議員もご指摘いただいたとおり、行政の支援等につきましては、様々な方向がありますので、ご意見等も伺いながら、相互理解の下、一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（池満 渉君）

行政のほうも住民と一緒にあって、可能な限りの、できる範囲での応援はしていくというスタンスを聞きました。

そのことで、1つ私、質問をいたします。漁業者、魚を捕る人たちです。漁業者の経営を行政としてバックアップする漁業経営能力向上促進補助金というのがあります。漁船や漁具の修繕費などの補助事業であります。

実はこれは、江口漁協を通じて、毎年300万

円を限度とする範囲で予算がありました。それが今年１５０万円、半減に引き下げられたのであります。その引き下げられた理由について、説明をいただきたいと思います。

同時に、このことで事前に当事者の江口漁協側と打合わせや相談をされたのか、お伺いをいたします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田 郷君）

お答えいたします。

こちらの、先ほど議員からご質問のありました漁業経営能力向上促進事業につきましては、漁協のほうから要望のほうは伺っております。

また、補助額につきましては、要望内容や優先順位などにより、年度ごとの補助額に差が出てきているところであります。

また、減額の際の打合わせにつきましては、漁協とは交付額が減少することにつきましては、議決後におきまして、説明をしたところであります。

以上です。

○１９番（池満 渉君）

財政の問題、様々な問題があるのは、私も当然理解をしております。

日置市の魅力の一つに、東シナ海を臨む海があります。江口蓬莱館、江口浜海浜公園の一带は、代表的な日置市の宝だと私は思っております。

そこに、新鮮な魚はなくてはならない。今、若い後継者も１０名ほどいますし、彼らは海と蓬莱館一带をもっと魅力的に、元気にしたいと頑張っております。その一つが、市長も応援をされているツキヒテラスであります。

現在、新しい漁船一式の設備投資には約４，０００万円以上かかります。そのために、若い漁師たちは県の制度で、中古船をリース方式で借りて操業をしております。中古船で

すから、当然、器具類の修理頻度は高くなります。

繰り返しますが、蓬莱館をはじめ、この地域は魚、海、漁師というのが売り物なんです。まさに農業やいろんな個人事業と同じようでなくて、本当にここの魅力の一つなんだろうと私は思います。

農業などと同じように、漁業も個人事業の問題だと判断されるのでしょうか。先ほど答弁をいただいた、行政もいろんな形でバックアップをするというその方針からすると、説明も議決前に相談もなかった。そして結果、減額をされたというこのことは、行政も地域の宝を磨く応援をするんですよといった、そういった方針とは逆行するんじゃないでしょうか。どうお考えですか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田 郷君）

お答えいたします。

江口の周辺の海また海産物は、特色があるまた魅力がある部分であります。また、それを支える漁業者の存在は必要であると考えております。

この補助事業に関しましては、経営改善のほか、地域の特色や魅力を継続する上で必要であると考えておりますので、これまでの実績や要望を踏まえまして、継続をして支援していきたいと考えております。

以上です。

○１９番（池満 渉君）

この事例に限らず、市内いろんなところにいろんな特徴、宝があると思います。どんな形で行政が地域を応援していけるのかということは、その時々事情にもよるでしょう。

しかし、当事者、関係者とやっぱり事前にいろんな相談をして、話し合いをして進めていただきたいということ、ご一考を期待をします。

さて、先ほど、来期の市長選へ立候補を明

言をされました。市長がこれまでに取り組んでこられた多くの実績は、私どもも大いに認めるところであります。

一方で職員の不祥事は続いております。デジタル化をはじめ、いろいろなことが過渡期にある今、そして職員間のやっぱり世代間の意識の齟齬というのも当然あるだろうと思います。そういった意味では、職員のメンタル面での負荷は非常に大きい。このことは、当初予算の質疑の中でも私は申し上げました。

そこで伺います。いわゆる鬱症状などで現在休職中あるいは療養中といったような職員は、何人いるのでしょうか。

また、それに至った要因はどのようなこととお考えでしょうか。これは、可能な範囲で答えをいただきたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

現在、精神疾患を理由として休んでいる職員は、1人でございます。

これまで精神疾患を理由として休んだ職員の理由につきましては、人間関係、職場環境、体調管理等様々でございますけれども、複数の要因が重なっている場合もあるというふうに認識しております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

冒頭で、いわゆる不祥事の背景など答弁をいただきました。一番最初にですね。このことは、この答弁の内容には、全庁的な聞き取り結果というのが入っていると理解してよろしいのでしょうか。つまり、これまで表に出てこなかったパワハラなど、職員各位が見聞きした情報も答弁内容に反映されているのかということであります。

私は遡っての処分とか、改めていろんなものをほじくり出して公表するとかいう、そんな必要はないと思います。それでもやっぱりよくしたい、そうでないと、多くのデータを、事例を集めないと改善策に結びつかないとい

うふうに思うからであります。

そして、最終的にいわゆるそのための改善策などが出て、背景も含めて結果が出たときには、その折には議会のほうにも報告をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

令和3年8月に、ハラスメント等の防止及び対応に関する指針を策定し、職員研修等を行ってきております。

過去の調査につきましては、実施はしておりませんが、指針により気づいた職員が相談できる環境を整備してきました。

相談内容やこれまでのハラスメントの処分事案の背景には、世代間の考え方のギャップ、あるいは法令遵守などの希薄化、これは職員の意識、心がけ、こういったものがやっぱり大きな要因というふうに考えております。

今後、職員の働きがいや意欲、組織に対する思い入れなどを高め、組織の健全化、組織の向上に寄与することができるような人材育成基本方針の改定に着手していきたいと考えております。

そして、その結果につきましては、議会のほうにも報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時01分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（池満 渉君）

いろんな不祥事がありましたけれども、人は役所に限らず誰でも過ちは犯します。

しかし、職員は皆、希望を持って日置市役

所に就職をした大事な人材であります。明るい社会に向けて、どうか明るい職場に向けて、これからを期待をいたします。

次に、闇バイトなどの犯罪防止の質問であります。

私の近所でも、見慣れない営業訪問がある、あるいは見慣れない男の人がうろうろしているといったような話が多く聞かれます。

実際に、日置市民で闇バイト、振り込め詐欺などの被害に遭われた方がいるのでしょうか。

そして、スマホなどの情報から、いわゆる闇バイトに加担しそうな例というのはお分かりになりませんか。もし、そのような被害などがあったとしたら、その手口なども分かる範囲でお答えをいただきたいと思いますが。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

日置警察署によりますと、市内でうそ電話詐欺やSNS型詐欺で5件の被害届が出されているというふうに伺っております。

その手口といいますか、内容としましては、電話で身に覚えのない料金の請求、いわゆる架空請求詐欺、あとSNSで言葉巧みに投資話へ誘導をいたしまして、投資として入金をさせる投資詐欺などと伺っております。

あと、闇バイトに加担していたというような情報等は伺っておりません。

以上です。

○19番（池満 渉君）

なかなか外からの犯罪を防ぐ手段、これに妙案はありません。お金を持ちようって、知っちゃもんじゃなとかいう冗談で話をしますが、被害に遭われる方もかなりの額が、やっぱりその金額が被害に遭っておられるようでもあります。

警察などと連携をして、行政ができる範囲

できる対策を期待をいたします。被害に遭わないことは大事でありますけれども、犯罪が起きない社会をつくることはもっと大事であります。

次に、教育長に質問いたします。

憲法に人を殺してはいけないという条文はありません。このことを学校現場ではどのように教えているのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校では、様々な教育活動を通して自他を尊重し、かけがえのない命の貴さについて指導しているところでございます。

○19番（池満 渉君）

人を殺してはいけない、いわゆる憲法は理念法であり、信条の自由をうたっているから、法の下で人の心は縛れないという意見もあります。だからこそ憲法25条で、逆に生存権として、生きる権利があるんだよというふうにしていると聞きました。

そういった意味では、道徳・公民のような心の教育は本当に難しいだろうと思います。算数あるいは理科といったような答えを導き出すものと違って、人の心をとというのは、本当にその教育の難しさは分かります。

そこで、道徳・公民のようないわゆる心の教育の教え方、どんな教え方をすればよいのかといったような相談は、学校現場のほうから教育委員会にはありませんか。いわゆる先生方から、どんなふうに教えればよいのでしょうかといったような相談は、教育委員会にはありませんか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

議員のおっしゃるとおり、学校教育においては、全教育活動を通して人格の形成や規範意識を培っていくことを目指しているところでございます。

また、心の教育の充実には、学校や家庭地域が互いに連携して取り組んでいくことも不可欠だと考えております。

その中で、学校現場から直接教育委員会に個別に行っているところはございませんが、教育委員会は、学校訪問や校内研修等において、授業の充実のために、心の教育のことについても積極的に授業実践や研究を支えられるよう、指導・助言に努めているところでございます。

以上です。

○19番（池満 渉君）

では、心の教育ということで、実際の教科書の内容から伺いたいと思います。

中学3年生の公民で、憲法第26条、27条、30条の国民の三大義務について出てきます。この中の27条と30条について伺います。

まず27条、「勤労の権利を有し、義務を負う」とあります。中学校では職場体験授業などもありますけれども、働くことの権利、義務というのを生徒たちにどのような教え方をされているのでしょうか。闇バイトなどで簡単に金は稼げないよと伝わっているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

そしてもう一つ、30条、納税の義務についてはどのように教えているのでしょうか。さきの衆議院選挙でも、税金についての論争などもありました。税金が高いとの不満もあるようですけれども、一方で、社会は相互扶助の精神で成り立っているということも正確に伝えているのでしょうか。そういったことも教えているのでしょうか。

この2つのケースについて、その教え方についてお答えをいただきたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

公民では、よりよく生きていくために、働く権利と義務について学びます。学校では、キャリア教育の視点に立って、自分の進路設計につながる学習として、いろいろな職業について地域の方々からも教えてもらったり、職場体験を通して働くことの意義について学

んだりしているところでございます。

もう一点、納税の義務についてですが、小学校高学年から、よりよい暮らしや社会を支える仕組みを学んでいるところでございます。

その中で、自分たちの暮らしと税の関係について考える活動を通して、納税の大切さについて、相互扶助の考えを基本に認識が深まるように教えているところでございます。

以上です。

○19番（池満 渉君）

学校では、いわゆる納税者は先生方、大人であります。その先生方が、もしかして税金は高いよねというふうに一方的な教えをされていないだろうかという懸念もするんです。さっき言ったように、まだ納税者でない生徒たちには、それはみんながお金を出し合って、もちろん税金の高い低いとか何か、そこ辺はありますけれども、いい社会ができているんだよと、教育を受けるのもそういったところからお金が来て、みんなが義務教育は無償で受けられているんだよということを、両方の話をぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

さて、SNSの弊害、スマホの使い方についてであります。

ご承知のように、オーストラリアではSNSなどの16歳未満の使用を禁止する法案が可決されました。1年間の準備期間というか、猶予を持ってということでもありますけれども、当然追随する国もあるようです。ついにここまで来たかと、私はそんな感想を持ちました。

当然、スマホ、SNSなどについては、親、家庭、ここ辺が一番大事であります。

しかし、管理されているということは当然分かりますけれども、皮肉にもGIGAスクール構想で、小学生、中学生、子どもたち一人一人にタブレットが貸与されております。

そして、子どもたちは、デジタル機器の利便さ、楽しさ、そしてその他の機能の可能性

をスマホのように、スマホと同じように体験をしているのも事実であります。もちろん学校で使う分については規制はかかっていますから、そんなことないと思いますけれども、デジタル機器は何か楽しいな、何かもっといろんなことができるんじゃないかなという、そこ辺に少し私は矛盾も感じております。

先ほど言いましたけれども、国の方針、あるいは親、家庭、社会という一体となった取組が必要であります。まさに学校の先生方には、同情さえ私は感じているところであります。

さて、来年度から中学校の教科書が変わります。採択替えがありました。性の多様性という記述が増えています。もちろん数年前から、高校、中学校、小学校、それぞれいろんな形で似たようなものはちょっと出てまいりましたがけれども、非常に性の多様性という記述が増えています。

昨年、G7を前に、このことに対する理解増進法も成立をいたしました。

性の多様性について、教師がどう受け止めて、生徒たちにどのように教えていくのか、これは非常にデリケートで難しい内容でもあります。

学習指導要領や生徒指導提要またQ&A方式の現場向けの指導書も準備されているようですが、具体的に2つのケースについて質問をいたします。

新しい保健体育の教科書の42ページに、「人間の性はいくつある?」、「人間の性は単純に男性と女性だけに分けられるものではありません」との記述があります。このことに、生物学的には男女の2つだけだと答えられる生徒ばかりではないはずです。思春期の中学生は心が揺らぐ時期でもあります。このケース、どのような教え方をされるのでしょうか、お聞かせください。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

保健体育科の学習では、体の性や心の性、好きになる性など複数の性の要素について、生徒が調べたり話し合っていくことを通して、性の多様性についての認識を深められるよう、学習を展開していくよう指導していきたいと考えております。

その際、自他を尊重した生き方と関連づけさせて考えさせることで、固定的な考え方だけではなく、やはり性についても多様な見方、考え方が大切であることに気づかせていく学習に取り組んでいくことでございます。

以上です。

○19番（池満 渉君）

個を尊重して、いろんな考え方、見方、いろんな人がいるんだ、性格も含めてというのは、これは私も大賛成です。相手を尊重してと、いろんな意見があるということとはです。

だけど、何か一方的に偏った教え方というのがあるんじゃないかということで、指摘をさせていただきました。

もう一つ、公民の教科書の49ページでは、LGBTQとジェンダー、パートナーシップなどを取り上げてあります。この記述を読むと、性的指向と性自認のことを混同しそんな気もいたします。

同じように、同性婚と夫婦別姓について2つのグラフが載っております。そのどちらも賛成が過半数とするグラフの内容になっています。そして、同性婚を法律で認めるべきとの意見もあると、生徒の気持ちを一つの意見、考えに誘導するかのような記述もあります。

これとは別に、私が入手した教科書以外の保護者向けアンケートの結果で、選択的夫婦別姓制度について、7割を超える人たちが「通称使用で構わない」、「別姓には反対だ」と答えているアンケートもあります。

私は、決して採択された教科書に異議を唱

えるつもりはありません。しかし、先ほども申しましたけれども、様々な統計の結果、いろんな見方があるというのは、生徒の皆さんにもしっかりと教えるべきだと思います。それこそ教える、学校教育課長が答弁の中で言われたいろんな見方があるんだ、多様性があるんだ、個性があるんだということと一緒にあります。いろんな見方があるというのをやっぱり教えてほしいと思います。

性の多様性、このケース、今言ったLGBTQを含めてというこの部分についてはどのように教えていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

平等権について記載、学ぶところの教科書であったと思います。

その中で性差を超えた平等について、生徒に考えさせたり話し合ったりする際には、様々な資料集や新聞、いろいろなメディア等で、議員もおっしゃったような関連の資料等を提示して、話し合ったり考えたりするような場を設定していきます。

そうする中で、繰り返しになりますが、様々な見方、考え方ができるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

私も、PTAの活動をしてまいりました。そのときに、「親が変われば子どもも変わる」とのスローガンがありました。同時に、もう一方から「子どもが変われば親も変わる」と私は言いたいし、そのことを願っています。親が言うよりも、むしろ子どもが、親が捨てようとしたごみを、子どもが「お父さん、捨てちゃいけないよ」というと、もっと聞けるんじゃないかといった、そんな気持ちであります。

そのためには教師こそが、子どもたちに教

える教師こそが、高い倫理観と道徳心を持たなければならない。当然親が、それぞれの親がそれを持つことは第一義的なことでありますけれども、行政、教育委員会として今できることは学校現場のことであります。

教育長の仕事の一つに、すばらしい教師の採用に尽力するということがあるはずであります。また、経験の浅い教師をしっかりと育てるのが教育委員会でもあります。教科書以外でも生徒たちのよりどころとなり、子どもたちの心の琴線に触れる教育、これができる教師が、その教師の育成が必須であります。

もちろん「親学」、いろんなこと置き去りにしてということではございませんけれども、学校教育、社会教育も含めて、本市教育行政のトップとしての教育長の感想と決意を、こういったことに対してお伺いをして質問を終わりたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

決意をということでしたけれども、今こそ子どもたちの教育に当たりましては、子どもたちを取り巻く保護者、地域の方々、こういう方々が心を一つにして、社会全体で子どもたちを見守り、育てていくことが求められていると思います。

特に学校の先生方、教育者は特に専門家として重要な役割を担わなければいけないというふうに思っておりまして、地域の保護者や地域の方々と意見交換をするなどして、同じ目標を持って子どもたちに接してほしいというふうに思います。

さらに「教育は人なり」でございます。子どもたちの前に立つ教師は、常に学ぶことを怠らず、自らを高めていく努力を続けながら、責任を持って子どもたちの教育に当たってほしいと思います。

学校が、子どもたちにとっても、それから教員にとっても魅力あるものになるように、私たちも教育行政を進めていきたいというふ

うに思っております。

以上でございます。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、12月20日は、午前10時から本
会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時30分散会

第 4 号 (1 2 月 2 0 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第73号 日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について
日程第 2	議案第74号 日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について
日程第 3	議案第75号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
日程第 4	議案第79号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第7号）
日程第 5	議案第80号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 6	議案第81号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第82号 令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第83号 令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第84号 令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第85号 令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第86号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第8号）
日程第12	議案第87号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第88号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第89号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第9号）
日程第15	議案第90号 令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第91号 令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第17	意見書案第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書
日程第18	陳情第 9号 吹上浜洋上風力発電計画に反対する陳情書
日程第19	閉会中の継続調査の申し出について
日程第20	行政視察結果報告について
日程第21	議員派遣の件について

本会議（１２月２０日）（金曜）

出席議員 １７名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１５番 下御領昭博君
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

欠席議員 ２名

７番 是枝みゆきさん

１６番 山口初美さん

事務局職員出席者

事務局長 山下和彦君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 内山良弘君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 上村裕文君
健康保険課長 宇都敏君
農林水産課長・農業委員会事務局長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君
社会教育課長 田代誠治君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有島春己君
福祉課長 宮前美紀さん
こども未来課長 馬場口美宗香さん
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 中鉢吉彦君
会計管理者兼会計課長 奥田美穂さん

監査委員事務局長 山 下 和 彦 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第73号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第73号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長重留健朗君登壇〕

○総務企画常任委員長（重留健朗君）

ただいま議題となっております議案第73号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場の指定管理者の指定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、11月22日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月4日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、財政管財課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場であります。

指定管理者となる団体の名称は、JR九州レンタカー&パーキング株式会社であり、指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものであります。

納付金の額は、毎年度西側駐車場の決算益金の64%に相当する額に北口駐車場の決算

損益金に相当する額を加算した額であります。

次に、質疑の主なものを申し上げますと、委員より、西側駐車場の駐車枠が214台あるが契約者数は何名かとの問いに、月ぎめの契約者数は190人であるとの答弁。また、委員より、募集に関してだが何社からあったのかとの問いに、今回の指定管理は応募という形ではなく匿名である。駅舎の改修や駅前広場のロータリー整備を実施するに当たり、有効活用するために市とJRで土地を交換をし、今回の形になっている。整備・交換するときの条件で、駐車場整備に当たっては、九州旅客鉄道管理運営にお願いする覚書を交わしており、指定管理という形を取っているとの答弁。

ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第73号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場の指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第74号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第74号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長富迫克彦君登壇〕

○文教厚生常任委員長（富迫克彦君）

ただいま議題となっております議案第74号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

この指定管理者の指定に係る議案は、去る11月22日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月4日に、委員1名欠席、5名の委員が出席し、委員会を開催、日吉支所長、福祉課長など当局の出席と説明を求め、その後質疑を行い、12月5日に討論、採決を行いました。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターであります。

指定管理者の候補団体の名称は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会で、これまでと同

様、非公募施設とし、指定管理の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とするものであります。

指定管理者の選定に当たり、市では2回の選定委員会を開催。この施設の今後の活用に関する方向性として、地域福祉の拠点施設として高い専門性と効率的な運用が必要であり、施設の目的や性質が直営になじまないことから非公募とし、運営方法や指定管理者が負担する1件当たりの修繕費の上限額及び管理運営基準額、非公募施設における指定管理者候補の適否判断などについて協議がなされ、引き続き日置市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定し、管理運営を委託するとの方向性が決定されました。

施設の概要としまして、まず、日吉老人福祉センターは、昭和57年に建設され、築43年が経過。1階建て本館のほかに別館と温泉源である城ノ下温泉ポンプ施設も含む施設になります。本館には約500席の大ホール、80畳の大広間や会議室、大浴場、別館は多目的ホールとして利用されています。

日吉ふれあいセンターは、平成3年に建設され、築34年が経過し、主にテニスやゲートボールなどに利用される屋根付きの人工芝多目的広場やトイレ、給湯室のある施設であります。

管理運営に関する収支計画書では、収入の指定管理料が年間2,049万2,000円で、指定管理期間の3年間の総額は6,147万6,000円とするものであります。

今回の指定管理料は、最低賃金等の上昇による人件費の増額や燃料費の高騰により、現在の指定管理料と比較すると年額で179万2,000円の増額となっております。支出では、人件費や施設維持管理費が主なものであります。

次に、事業計画の主な内容について、管理運営の基本方針としては、高齢者の各種相談

に応ずるとともに、健康の増進や教養の向上、並びにレクリエーションでの利用や市民の憩い、集会等の利便に供することなど、地域福祉の拠点とすることを掲げております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、第7期の計画において雇用する人数はどうなっているのかとの問いに、月の出勤日数や1日の労働時間が異なる雇用形態となっているが、雇用人数は第6期と変わらず同数で積算しているとの答弁。また、第6期の期間に施設利用者からの要望、苦情等はなかったのかとの問いに、年に1回利用者アンケートを実施しており、職員に対する苦情等についてはなかったが、サウナ用の水風呂設置の要望はあったとの答弁。それから、今後施設の大規模改修計画はあるのかとの問いに、今年度設計業務を委託しており、来年度以降、外壁、防水等の工事を年次的に実施していく計画であるとの答弁。

このほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第74号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号日置市日吉老人福祉センター及び日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第75号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

○議長（並松安文君）

日程第3、議案第75号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長下園和己君登壇〕

○産業建設常任委員長（下園和己君）

ただいま議題となっております議案第75号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月22日の本会議におきまして当委員会に付託され、12月4日に委員会を開催し、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館であります。

指定管理者の候補団体の名称は、株式会社チェスト館であり、指定管理の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

の３年間とするものであります。

株式会社 Chest 館の代表者は、代表取締役山口義廣で、団体の設立年月日は平成１９年８月３１日、従業員数は３７人となっております。

また、納付金の請求は行わず、全ての維持経費について指定管理者側が行うこととしております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、今回の契約の更新に伴い Chest 館から市に対して施設整備等について新たに負担をお願いするような要望はなかったのかとの問いに、今のところ特に相談等は受けていないとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後に自由討議を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 75 号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第 75 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 75 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 75 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第 4 議案第 79 号令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）

△日程第 5 議案第 80 号令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

△日程第 6 議案第 81 号令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 3 号）

△日程第 7 議案第 82 号令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

△日程第 8 議案第 83 号令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

△日程第 9 議案第 84 号令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）

△日程第 10 議案第 85 号令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（並松安文君）

日程第 4、議案第 79 号令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 10、議案第 85 号令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 7 件を一括議題とします。

7 件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

皆様、おはようございます。ただいま議題となっております議案第 79 号令和 6 年度日

置市一般会計補正予算（第7号）から議案第85号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る11月22日の本会議にて予算審査特別委員会に付託され、12月4日、5日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行い、12月11日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議をいたしました。

初めに、議案第79号令和6年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,275万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332億9,202万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、障がい者自立支援給付費や障がい児通所給付費の扶助費の増額、公営住宅の維持補修費の増額、市債の償還に伴う長期償還元金や利子の増額などの予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定や来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定などの主要の予算を編成するものであります。

3分科会における質疑の主なものを申し上げます。

総務課・選挙管理委員会所管では、県知事選挙の備品購入費で執行残が非常に大きい、所期の目的が達成されたのかとの問いに、当初予算では上位の機器で計画していたが、実際の設計に入った段階で情報管理係と協議し、機器の見直しなどを図った結果、減額になったとの答弁。

財政管財課所管では、積立金は利率変更によるものとのことだが利率は幾らになったの

かとの問いに、普通預金の利率で0.001%から0.1%に見直されているとの答弁。

地域づくり課所管では、地区公民館管理費の施設維持修繕費で突発的な維持修繕は何を想定しているのかとの問いに、前回の補正でエアコンが5件、トイレの水漏れなどが5件あった。そういったところを今後も想定しているとの答弁。また、委員より、乗合タクシー運行単価5,710円の根拠はとの問いに、国土交通省が定めているタクシーの時間制運賃の規定で、ひお吉号は特定大型車となり、30分で3,660円となる。運行時間の1時間で計算すると6,000円を超える計算になるが、ひお吉号は公費で購入することから、タクシー事業者と話し合いをした結果5,000円となった。プラス、税金や保険代の経費を時間単価で割り出して710円とし、5,710円の単価となったとの答弁。

商工観光課所管では、歳入の商工雑入で、海水浴場利用者の減額だが、見込みより少なかった理由を何だと分析しているのかとの問いに、利用者については猛暑により昨年と比べて減ったと考えるとの答弁。

市民生活課所管では、（仮称）日置市リサイクルプラザ整備運営業務の債務負担行為限度額が増額補正されているが、その内容を伺うとの問いに、物価高騰に伴う建設費分として2億7,164万4,900円、同様に20年間の運営事業費分として2億6,999万5,100円、合計で5億4,164万円となっているとの答弁。また、現在の進捗状況はどうかとの問いに、11月21日に建屋の地鎮祭があり、来年10月の稼働に向けて順調に進んでいるとの答弁。

福祉課所管では、扶助費の障がい者自立支援給付費と障がい児通所給付費の補正額が大きいとその要因は何かとの問いに、令和6年度の報酬改定で基本報酬が上がったことがまず一点、次に、今回の誤支給の関連で、これ

まで加算がついていなかった方に加算がつくようになった点、次に、障がい児通所において児童発達支援の療育を利用している子どもがそのまま放課後等デイサービスに移行してくることから、人数の増加に伴い扶助費も増加している点。次に、事業所数が令和元年度は7か所だったのが現在19か所に増えていることなどが主な要因となっているとの答弁。

こども未来課所管では、その他委託料の子ども・子育て支援応援給付金に係るDX化事業が計上されているが、具体的な内容について伺うとの問いに、県のモデル事業であり、インターネット上でのクラウドサービスを利用した業務を行うことができるものであり、市及び園の職員がお互い情報共有することが可能になり、負担軽減や効率化にもつながる内容となっているとの答弁。

健康保険課所管では、がん患者ウィッグ購入費助成事業費とがん患者アピアランスケア支援事業費について、現在の申請状況を伺うとの問いに、がん患者アピアランスケア支援事業については5名に支給決定しており、1名が申請中である。がん患者ウィッグ購入費助成事業費については10名が支給決定している状況であるとの答弁。

介護保険課所管では、扶助費の家族介護用品支給事業費について、介護用品の種類と対象者の条件を伺うとの問いに、介護用品の種類は主に紙おむつ、お尻拭きであり、消耗品も認めている。また、対象者は要介護4・5の認定を受けている方を在宅で介護している家族などで、対象者、認定者のいずれも非課税世帯であることが条件となっているとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管では、国庫支出金精算返納金について、返納金確定に伴う減額補正とあるが、その内容を伺うとの問いに、旧上市来中学校の財産処分に伴うものであり、国庫補助により教室に空調を設置した

ものに係る返納金になる。この空調設備は現在ほかの学校に移設しているので、当初予定していた返納額が減額になったものであるとの答弁。

社会教育課所管では、施設維持修繕料の中央公民館3階渡り廊下天井貼り替えについて、その内容を伺うとの問いに、天井板の裏側が腐食により落下しているため貼り替えを行うものであるとの答弁。また、原因が雨漏りであれば、その部分だけの修繕でよいのかとの問いに、昨年、屋上の防水工事を行っているので雨漏りをするのではないと考えているとの答弁。

農業委員会所管では、農業委員会費の職員手当などについて減額となっているが、その理由はとの問いに、当初、月20日勤務していただくということで予算を計上していたが、現在勤務していただいている方が当該手当に係る勤務日数などの条件を満たさなかったため減額することになったとの答弁。

農林水産課所管では、物産館等施設管理費の旧ひまわり館敷地分筆登記に伴う補正について、現況に合わせて民有地と市有地を交換するという説明であったが、交換する土地の面積は同じくらいかとの問いに、面積はほぼ同じであることから交換という形で対応するとの答弁。

農地整備課所管では、農地費のかごしまの農業未来創造支援事業費について、県補助金の追加内示に伴う補正として農道の工事請負費が計上されているが、どのような計画かとの問いに、当該事業については、傷んだ農道舗装の改修で延長650m、事業費は1,500万円を予定している。2か年事業ということで今年度は500万円、延長200mの整備を予定しているが、既に舗装されていて傷んでいないところもあるため、全体を見た中で路面の状態が悪いところだけを舗装する予定であるとの答弁。

建設課所管では、公園費の防災・安全交付金事業費の工事請負費について、交付決定に伴う補正として1,510万円の減額となっているが、市民への影響はないのかとの問いに、1,510万円の減額であるため、当初予定していた公園遊具の更新が思うようにできないという影響は出てくるが、現在、令和5年度の繰越し分の工事を実施しており、令和6年度の事業についても、遊具の点検の結果、補修の優先度が高いところを中心に更新したり、遊具の規模を検討したりするなどして、できるだけ多くの施設を更新したいと考えているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第79号令和6年度日置市一般会計補正予算（第7号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、今回の日置南学校給食センターの過年度未払いに伴う不正が、説明資料35ページ、修繕料と施設維持修繕料に計上されているとのことで、別紙資料を用いて説明を受けたが、本来の説明資料の中にはその内訳の記載がなかった。今後、同様の事案はないものと思われるが、明瞭かつ誠実で的確な説明資料の作成に取り組まれるよう努められたい。

また、過去に民間移管された施設敷地の分筆登記に係る委託料が計上されているが、今後、市有財産の処分などを行う際は事前に敷地の境界確定に努められたいとの附帯意見を付しておきます。

次に、議案第80号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ2億982万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,674万9,000円とする

ものであります。

歳入の主なものは、県支出金で、給付見込みに伴う保険給付費など交付金の増額で、歳出の主なものは、給付見込みに伴う一般被保険者療養給付費の負担金の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

負担金の資格確認書変更に伴う補正についてその内容を伺うとの問いに、資格確認書発行に伴うものであり、12月2日以降、マイナ保険証を持っていない転入者、社会保険離脱者などに発行するものであり、来年8月にマイナ保険証を持っていない方に送付する分も含んでいるとの答弁。また、マイナ保険証を勧めるのではなく資格確認書を送付することになるのかとの問いに、今年の8月の更新時にマイナ保険証への切替えについてお知らせしているが、来年の有効期限前にマイナ保険証を持っていない方へ資格確認書を発行する際にも、今年同様マイナ保険証への切替えについてお知らせを送付する予定であるとの答弁。

ほかにも質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は既定の予算のとおりとし、管理運営業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為を設定するものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第

81号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ43万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,758万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護保険料で、現年度分特別徴収保険料の増額で、歳出の主なものは、給付見込みに伴う地域密着型介護予防サービス給付費の負担金の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

全国的に人材不足などの影響により介護事業所の閉所が増えているという報道をよく耳にするが、本市の状況はどうかとの問いに、事業所側から人材不足や介護報酬の改定などにより人材確保が難しい状況になってきているとの声を意見交換会などで聞くことがあるとの答弁。また、その影響で利用者側に影響は出ていないのかとの問いに、利用者からサービスが足りないなどの要望は出ていないとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,489万8,000円とするもので

あります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の増額で、歳出の主なものは、システム開発に伴う健康診査費の負担金の増額であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第83号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出について、収入は、総額に31万6,000円を追加し、総額を10億7,248万3,000円に、支出は、総額に187万1,000円を追加し、総額を10億3,499万8,000円とするもので、災害対応や手当異動等による人件費の増額。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を1億335万円に、支出は、総額に41万8,000円を追加し、総額を6億1,095万6,000円とするもので、手当異動等による人件費の増額であります。

質疑の主なものを申し上げます。

債務負担行為に関する調書の水道事業会計システム利用について、具体的な内容はとの問いに、これまで使用していた会計システムが更新の時期を迎えたことに伴い、本庁舎にサーバーを設置しないクラウドシステムに切り替えるが、そのクラウドシステムの使用許諾や補修料を含めたサービス利用料として、令和7年度からの5年分を債務負担行為として設定するものであるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明

で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第84号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第85号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出について、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億2,728万円に、支出は、総額に5,000円を追加し、総額を6億1,107万3,000円とするもので、会計年度任用職員報酬の増額であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第85号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、7件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第79号から議案第85号までの7件について一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第79号から議案第85号までの7件を採決します。

この採決は、議案等採決区分表の採決順位

により行います。

それでは、採決順位第1の議案第79号から議案第85号までの7件を採決いたします。

お諮りします。7件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第79号令和6年度日置市一般会計補正予算（第7号）から議案第85号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）までの7件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第11 議案第86号令和6年度日置市一般会計補正予算（第8号）

○議長（並松安文君）

日程第11、議案第86号令和6年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第86号は、令和6年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,179万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を336億381万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減のための給付金の支給に伴う予算措置、ふれあい健康センターの修繕に伴う予算措置及び高等学校運動部全国大会出場に伴う予算措置について、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入につきまして、国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の

増額により２億９,９８８万５,０００円を増額計上いたしました。

繰入金で、歳入歳出予算額の調整に伴い、財政調整基金繰入金１,１９０万８,０００円を増額計上いたしました。

次に、歳出につきまして、民生費で、物価高騰対応住民税非課税世帯臨時支援給付金事業費、健康づくり複合施設ゆすいん管理運営費等の増額により、３億１,０７９万３,０００円を増額計上いたしました。

教育費で、鹿児島城西高等学校サッカー部の全国大会出場に伴う保健体育総務管理費の増額により、１００万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○１８番（漆島政人君）

ただいま議題となっています議案第８６号令和６年度日置市一般会計補正予算（第８号）につきまして、大変恐縮に存じますが、通告なしで質疑をさせていただきます。

さきの国会におきまして、エネルギー及び食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方自治体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施できるよう重点支援地方交付金を含む補正予算が可決いたしました。

それを受けまして、本市におきましても、今回、低所得者世帯、つまり非課税世帯の負担軽減のための給付金の支給に伴う補正予算が第８号に提案されています。このことは十分理解いたします。

一方、今回国が示した推奨事業メニューの中には事業者支援分も含まれています。事業者の中には、この交付金を当てにされている事業者もいらっしゃいます。事業者支援分については、こういった事情があって今回支援

措置を講じられなかったのか、そのことについてお尋ねいたします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

今回の補正につきましてでございます。

まず、令和６年１１月２２日に閣議決定されました重点支援地方交付金のうち、低所得者世帯への給付金については現在補正計上させていただいているところでございます。

一方で、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援事業については、１２月１７日に交付限度額が示されたところでございます。本市につきましては、１億５,３６５万３,０００円が内示されたところでございます。

現在、国が示しております推奨事業メニューを踏まえまして、実施事業の集約というのを行っているところでございます。今後、計画を策定後、予算に計上を予定しているというところでございます。

以上です。

○１８番（漆島政人君）

今、財政課長のほうの説明がちょっと一部私もよく理解できなかった部分があるんですけど、結局、事業者支援分については今回の補正予算で対応できなかった理由というのは、分かりやすくもう一回説明をしていただきたいと思います。

○財政管財課長（小園秀作君）

今回の事業者支援等につきまして、交付限度額というのが全く示されていない状況で、その交付限度額が確認できたというのが、１２月１７日に内示を受けているというところでございます。内示額が分からない中でちょっと事業を実施するという規模を含めてなかなか難しいという状況もございますので、現在、内示が示された後に、実施事業の集約を今行っているというところでございます。したがって、今回の補正には間に合うこ

とはできなかったというところでございます。

○18番（漆島政人君）

私も3回までしか質問ができないものですから、ちょっとまとめて今整理して質問いたしますけど。

事業者支援分に対しての限度額が示されなかったために、今回の補正予算での対応はできなかったという理由だというふうに認識していますけど。

今年の3月議会におきまして、もう令和5年度の国の最終補正で同じ支援内容の補正予算が地方に下りてきたと認識しています。そのときも、生活支援者分だけの対応で、事業者への支援措置はなかったと、私はそう理解しています。

しかし、そのときも、事業者からやはり支援をしていただきたいという要望は提出されたはずです。

今回も、事業者から何とか支援をお願いしたいというそういった要望書は、これだけの丁寧な説明理由をつけて当局のほうにも提出されているはずです。

そこで、支援者分に対する限度額がはっきりしなかったために今回の補正予算では対応できなかったと、このことについては、この要望書を提出された事業者に限らず、医療・保健、あと農林水産業、物流、観光事業、幅広くその事業対象者あるわけですけど、こういった事業者についてはきちんと説明をされたのか、お尋ねいたします。

それと、問題は、この事業者支援分については今回の補正で限度額が確定した時点で各事業者にいろいろ問合せをして状況等を把握して、その時点で専決処分等を用いて追加支援をしていくお考えであるのか、そのことについてお尋ねいたします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

まず、質問にありました各事業所等へ説明

ができていないというところでございますが、現在はそういった説明というのはできていないところでございます。事業の性質上、可能な限り早期の予算に向けた検討というのを進めていきたいというふうに考えております。

○18番（漆島政人君）

すいません、もう4回目になるんですけど、その時期はいつ頃になるのか、まだそれも確定はされていないわけですね。

それと、市長もご承知のとおり、今どこの事業者も物価高騰でかなり経営は大変な状況です。したがって、住民もですけど、地元事業者に対して血の通う政治を行っていくためにも、できるだけ確実に早くそういった支援をしていくべきだと思いますが、このことを最後お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

先ほど、担当課長から今回の追加の支援についての内示額が確定したのが12月17日であったということを申し上げたと思います。このタイミングでの内示額の通達というのは、実際の運用を考えたときに、もう既に日置市においても12月20日が最終本会議でございまして、県内の自治体で見えますと、それよりも早い段階でもう最終本会議行ってしまう自治体もあるということが、これが実態でございます。

そう考えますと、今回の12月議会において、今回の内示額を基に事業の具体的な組み立てを行うというのは、実質非常に難しいだろうなということが、今回のスケジュールでいうと申し上げられることかなというふうに思っております。

一方で、これは今年の夏以降、様々な団体の方々から今事業実施に当たっての懸案や問題点及び支援の要請というのはいただいておりますので、そういった情報も鑑みながら、そして一方で国のほうからはもう内示額も出ておりますので、早い段階でしっかりと情報

を取りまとめて支援につなげていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑終わります。

お諮りします。議案第86号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号令和6年度日置市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第12 議案第87号日置市職員の給与に関する条例の一

部改正について

△日程第13 議案第88号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第12、議案第87号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第13、議案第88号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第87号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、一般職の職員の給料月額を増額し、並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第88号は、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第 87 号日置市職員の給与に関する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告の内容に準じ、一般職の職員の給料月額を増額し、並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

なお、人事院勧告の内容といたしましては、官民格差を考慮し、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、給料月額を平均 3.0% 引き上げるとともに、特別給を期末勤勉手当合計で 0.1 月分引き上げるものでございます。

それでは、別紙のほうをお願いしたいと思います。

今回の条例改正の構成につきましては、第 1 条が、令和 6 年度に支給する常勤職員の期末勤勉手当及び給料月額の改正でございます。

4 ページの下段のほうに第 2 条がございます。第 2 条につきましては、令和 7 年度以降に支給する常勤職員の期末勤勉手当の改正となります。

まず、第 1 条の改正でございますが、第 23 条は、期末手当に関する規定でございます。第 2 項は、職員及び管理職員の期末手当の支給割合をそれぞれ 100 分の 5、0.05 月分引き上げ、同条第 3 項は、再任用職員及び再任用管理職員の期末手当の支給割合をそれぞれ 100 分の 2.5、0.025 月分引き上げるものでございます。

次に、上から 9 行目の第 26 条でございますが、勤勉手当に関する規定でございます。第 2 項第 1 号は、職員及び管理職員の勤勉手当の支給割合をそれぞれ 100 分の 5、0.05 月分引き上げ、同項第 2 号は、再任用職員及び再任用管理職員の勤勉手当の支給割合を 100 分の 2.5、0.025 月分引き上げるものでございます。

そして、別表の第 1 でございますが、これは給料表の改正でございます。先ほど申し上げ

ました人事院勧告の内容に準じ、若年層に重点を置いて、給料月額を 3,300 円から 2 万 6,300 円の範囲内で引き上げるものでございます。

次に、4 ページの下段の第 2 条による改正でございます。先ほどの第 1 条による改正により、6 月期と 12 月期の期末手当と勤勉手当の支給割合にそれぞれ差が出ていることから、令和 7 年度以降は 6 月期と 12 月期の支給割合をそれぞれ均等にするものでございます。

なお、管理職、定年前再任用及び定年前再任用管理職も同様の取扱いで、これも国に準ずるものでございます。

次に、5 ページの中段の附則でございますが、附則の第 1 項で、この条例の施行日を公布の日とするものでございますが、第 2 条の規定と附則第 5 項の規定は令和 7 年 4 月 1 日を施行日とするものでございます。

附則第 2 項は、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用するものでございます。

第 3 項は、第 1 条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

附則第 4 項及び第 5 項は、第 1 条及び第 2 条による職員給与条例の改正に伴う日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の条文整理を行うものでございます。

なお、今回の改正によります影響額につきましては、全体で 1 億 344 万 7,000 円でございます。

次に、議案第 88 号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案

し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるため改正を行うものでございます。

それでは、別紙のほうをお願いしたいと思います。

改正する条例の構成でございます。

第1条及び第2条は、市長等の給与等の一部改正、第3条及び第4条は、市議会議員の報酬等の一部改正でございます。

なお、第1条及び第3条につきましては、令和6年度の支給割合の改正、第2条及び第4条につきましては、令和7年度の支給割合の改正でございます。

第1条は市長、副市長及び教育長の、第3条は市議会議員の12月期の期末手当の支給割合を100分の70から100分の175へ100分の5、0.05月分引き上げるものでございます。

また、第2条及び第4条につきましては、第1条及び第3条による改正により、6月期と12月期の期末手当の支給割合にそれぞれ差が出ていることから、令和7年度以降は6月期と12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ均等にするもので、6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の172.5とするものでございます。

附則の第1項は、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日を施行日とするものでございます。

附則第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定を令和6年12月1日に遡及して適用するものでございます。

附則第3項及び第4項は、それぞれの条例に係る改正前の規定に基づき支払われた期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

この改正による影響額につきましては、全

体で47万円でございます。

以上で、説明を終わります。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第87号及び議案第88号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号及び議案第88号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第88号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第 14 議案第 89 号令和 6 年度
日置市一般会計補正予算
(第 9 号)

△日程第 15 議案第 90 号令和 6 年度
日置市水道事業会計補正
予算 (第 4 号)

△日程第 16 議案第 91 号令和 6 年度
日置市下水道事業会計補
正予算 (第 4 号)

○議長（並松安文君）

日程第 14、議案第 89 号令和 6 年度日置市一般会計補正予算 (第 9 号) から日程第 16、議案第 91 号令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 4 号) までの 3 件を一括議題とします。

3 件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第 89 号は、令和 6 年度日置市一般会計補正予算 (第 9 号) についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,949 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 337 億 331 万 4,000 円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事院勧告の内容準じ、職員の給料月額を増額するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置、並びに一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議

員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置について、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入につきまして、繰入金で、歳入歳出予算額の調整に伴い、財政調整基金繰入金 9,949 万 6,000 円を増額計上いたしました。

次に、歳出につきまして、給料、期末手当など 9,949 万 6,000 円を増額計上いたしました。

次に、議案第 90 号は、令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 4 号) であります。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入は既定の予算のとおりとし、総額を 10 億 7,248 万 3,000 円と、支出は、総額に 212 万 2,000 円を追加し、総額を 10 億 3,712 万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出につきまして、収入は既定の予算のとおりとし、総額を 1 億 335 万円と、支出は、総額に 111 万 1,000 円を追加し、総額を 6 億 1,206 万 7,000 円とするものです。

これらの予算措置は、人事院勧告の内容に準じて人件費を増額計上するものであります。

次に、議案第 91 号は、令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 4 号) であります。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入は既定の予算のとおりとし、総額を 8 億 2,728 万円と、支出は、総額に 79 万円を追加し、総額を 6 億 1,186 万 3,000 円とするものです。

次に、資本的収入及び支出につきまして、収入は既定の予算のとおりとし、総額を 1 億 3,050 万円と、支出は、総額に 39 万 8,000 円を追加し、総額を 3 億 5,090 万 4,000 円とするものです。

これらの予算措置は、人事院勧告の内容に準じて人件費を増額計上するものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（並松安文君）

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第89号から議案第91号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号から議案第91号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第89号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号令和6年度日置市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第91号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第17 意見書案第2号厚生年金
への地方議会議員の加入
を求める意見書

○議長（並松安文君）

日程第17、意見書案第2号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長山口政夫登壇〕

○議会運営委員長（山口政夫君）

ただいま議題となっております意見書案第2号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

地方分権や地方創生の発展とともに人口減少社会への対応が喫緊の政治課題となっている現在、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要になっています。

このような状況の中、地方議会議員は、地域における住民ニーズの把握のため、これまで以上に住民とのコミュニケーションを深める必要があるとともに、執行部への的確な政策提言等を行うなど、活動範囲の広がりによる議員の専門化が進んでいる状況にあります。

一方、今日では就業者の約9割が会社員等の被雇用者であり、厚生年金の適用を受けています。こうした会社員の方々が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受ける環境が整うことで、多様な人材確保に大きく寄与できると考えます。

今年は、公的年金制度全般の見直しが行われる年であり、地方からこうした意見を提出することで、議員に立候補できる環境整備の議論が進んでいくものと考えます。

よって、幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう要望するため、日置市会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してありますとおりで、送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます、したがって、意見書案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、池満渉議員の反対討論の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

反対の立場で討論をいたします。

今、鹿児島県内において19市議会ございますが、本意見書の未採択議会がもう日置市議会だけとなりました。

提案理由にありましたように、議員の成り手不足の解消の一助にその必要性が上げられ、また議員報酬の引上げなどと併せて議論をされてきたところであります。

そもそも、議員の年金制度は互助年金制度でありました。様々な経緯を経て、さきの平成の大合併により加入する議員が減り、逆に年金の受給者、つまり議員OBの高齢化などで当該年金財政が悪化する状況を踏まえ、平成23年6月に廃止されたのはご承知のとおりです。当然、その財政の基金として、全国の自治体からの負担金、日置市も多額の負担金を払っているわけであります。

初めに、私ども市議会議員の待遇、報酬額にちょっと触れます。今、日置市の議会議員は月額29万9,000円、報酬が年2回の賞与が合わせて約110万円であります。合計でおよそ470万円となります。議員は、兼業兼職はできませんけれども、副業は禁止はされておられません。議員への立候補を考える際は、その報酬や年金制度など、その待遇など様々な調査をして、立候補を予定される各自がそれぞれ決断をされるはずでありますし、その日置市議会の報酬額は決して私は少なくないと思います。

もちろん、議員としての職務や困り事の相談など多忙を極めることは承知をしております

すが、職員などと同じように常勤の立場ではありません。自分の都合をやりくりできる立場でもあります。

ちなみに、課税世帯の状況から日置市民の全体の課税をする市民の中の全体の年収は、５００万円以下が７７％であります。７７％の人は、年収５００万円以下という課税結果が出ております。

さて、厚生年金制度は、医療保険と年金制度で事業主負担が発生をし、同時に、そのことで当事者の負担は軽く、将来の給付は厚くなります。議員自らが今よりも恩恵を受ける形にならないでしょうか。そのために、事業主である日置市からの財政負担が増えることにもなり、厳しい財政の中、増加する負担分をどうするかなどの議論も必要であります。

結果、成り手不足解消という理由を上げても、物価上昇などで市民生活は大変厳しい中で、市民の理解が果たして得られるのか疑問であります。平成２３年の廃止の際に、年金制度の再びの復活を唱えるときには、国民の理解を十分に得られる努力をすべきだという附帯意見がついております。

もう一つは、二代表制での市長と議員の立場であります。自治体の市長と議員が雇用関係にあるということは、誰も思っていないはずであります。職員は市長がいわゆる社長として、そこで職務をするわけですがけれども、議員は、市長を社長と、いわゆる雇用主として見るということは非常におかしい形もいたします。地方自治制度で議会の在り方は規定をされていますけれども、人口が減り若者が少なくなる将来を考えると、議会制度そのものの見直しも当然必要になってまいります。

鳥取県の江府町、もちろん日置市と比べ物になりませんが、小さな町であります。ここは、これまで削減をしてきた議員の定数、ずっと削減をして現在１０名になりました。しかし、町民の中から、報酬を半分にして議

員の数を１４名に増やして、まさにボランティアに近い議員として頑張っていたきたい、そんな声が町民の中から出てきたと聞いております。高齢化が進む現状では、地域の担い手として、議員の数を増やすこともまた一考の余地はあると思います。

本市は、定数２０人に対して現員は１９名で機能をしてきました。これまでも定数減の議論はありましたが、いま一度定数の問題も含めて、年金加入についての必要性など真剣な議論をするのが先ではないでしょうか。私たちは、市民の声を代弁し、よりよい暮らしを実現したいという立候補当初の気概にいま一度立ち返り、政治家は貧しく、民は豊かだという信念と、先憂後楽の精神をこれからも忘れてはなりません。

国や厚生労働省の今後の方針も注目をしていきながら、現時点での意見書提出には反対とし、討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、重留健朗議員の賛成討論の発言を許可します。

○９番（重留健朗君）

ただいま議題となっております厚生年金への地方議会の加入を求める案件に対しまして、賛成の立場で討論を申し上げます。

地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について、住民とのコミュニケーションを深めるとともに多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増しております。的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことも求められており、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境が整うことになります。

以上のことから、賛成の意見といたします。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之議員の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

意見書案第2号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

賛成討論された9番議員と含意は同じであります。

今、地方議員の成り手不足が問題視されています。本市議会においても、若い世代の議員、女性の議員の比率も少なく、これまでの日置市議会議員選挙においても立候補者数の状況から議員の成り手不足が課題と感じております。自営業で社会保険がある状況の方はよいのですが、サラリーマンの方が職場の理解がない中で地方議会を目指そうという方は少ない現状です。会社員の方が仕事を辞めて立候補しても継続して社会保障を支援していくことは、地方議会の議員の成り手不足の解決策として、立候補しやすい環境につながると感じます。

全国の多くの地方議会で、厚生年金加入の意見書は賛同されており、本市議会も意見書は採択すべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。

この採決は、電子表決により行います。意見書案第2号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、意見書案第2号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

△日程第18 陳情第9号吹上浜洋上風力発電計画に反対する陳情書

○議長（並松安文君）

日程第18、陳情第9号吹上浜洋上風力発電計画に反対する陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第9号は、総務企画常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は総務企画常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長

からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第20 行政視察結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第20、行政視察結果報告についてを議題とします。

議会運営委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。

報告書は、議員へ配付いたします。

△日程第21 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第21、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程を全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、11月22日の招集から本日の最終本会議まで29日間にわたり、人権擁護委員候補者の同意、財産の無償貸付け、南薩地区衛生管理組合規約の変更、字の区域の変更、指定管理者の指定、日置市子ど

も医療費助成条例の一部改正、日置市適応指導教室条例の一部改正、令和6年度一般会計補正予算、特別会計補正予算など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、これから寒さの一段と厳しい季節を迎えますので、健康に十分留意され、今後の市政運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（並松安文君）

これで、令和6年第5回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

午前11時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並 松 安 文

日置市議会議員 坂 口 洋 之

日置市議会議員 漆 島 政 人